

標題  
 在外財産関係参考資料 (一)  
 (外地及外国引揚者  
 保護関係一件集)  
 昭 20. 12

年 月 日から  
 年 月 日まで

分類記号番号 B60.0.1	類別 才 / 類
完結年月 昭 20. 12	保存期間 永久
部局名 理財局	主管課

(大蔵省製水表紙 1-B5)

国立公文書館	
分類	大蔵省 平成12年度
排架番号	つくば書庫5 5-53 2897

参考資料 (14-117)  
 在外財産関係

(外地及外国引揚者保護関係一件集)

参考資料 (一)

B60.0.1  
 41  
 14-117  
 2897



目 次

外地及外国引揚者保護関係一件集 昭20.12  
(社会局引揚援護課)

大 蔵 省 ( )

裏  
面  
白  
紙

昭和二十年十二月

外地及外國引揚者保護關係一件集

供高覽

局長

為替課長

信託課長

労働局長

係  
社會局引揚援護課

目次

- 一 聯合國最高司令部指令
- 二 閣議了野並ニ次官會議決定事項
- 三 地方引揚機務官制 名称 位置 機構 定員
- 四 附 註
- (一) 外地より内地ニ引揚ケルモノニ対スル分
- (二) 内地より内地以外ノ地域ニ引揚ケルモノニ対スル分
- 五 總管並預金振替ニ関スル事項
- 六 引揚邦人持歸金等規則
- 七 歸解者所持金品等ノ制限
- 八 物資ニ関スル事項
- 九 参考資料

一 聯合國最高司令部指令

一 聯合國最高司令部指令

一 目 次

一、引揚者受入ニ関スル日本内地受入事務所ノ件	一頁
一、引揚者取扱ノ場ノ取地受入事務所設置ニ関スル件	三頁
一、征服地域ニ於テ日本引揚ニ関スル方針	八頁
一、受入事務所ノ構成及其ノ運営方針ニ関スル件	一〇頁
一、引揚民收容本部ノ務職並ニ作用ニ関スル件	一二頁
一、復員者設置ノメノ日本ニ於ケル收容事務所	一六頁
一、非日本人ノ日本ヨリノ歸還ニ関スル件	二二頁
一、日本ヨリ歸還スル非日本人ノ返歸ノ件	二六頁
一、聯合國總司令部ニ於ケル約定事項	二七頁
一、引揚日本人ニヨリテ準備物品庫所ノ件	二八頁

一九四五年十月十五日附聯合國司令部第六  
及第八軍司令部官能通牒 AG 37005 (仮訳)

引揚者受入ニ関スル日本内地受入事務所ノ件

一、一九四五年九月二十日當司令部「ラジオ」NAX 6225 (引揚日本人ノ爲ニ使用スベキ港  
場ノ準備ニ関スル件) 及其ノ修正一九四五年十月二日當司令部「ラジオ」NAX 6225

ハ取消ス

二、一九四五年十月十五日附當司令部日本帝國政府宛電書 AG 37005 (引揚者取扱ニ関  
スル日本内地受入事務所ノ件)ニ注意セラレタシ

三、日本帝國政府ハ青島、下ノ関、佐世保、仙崎、麻尾、吳、博多、浦賀、横濱、門司及函  
館ニ受入事務所ヲ設置スベキ旨指令セラレタルコトヲ諒知アリタシ

四、A、貴官ハ日本帝國政府ニ對シ引揚ニ関シテ貯藏及業務執行ノ管理ノ爲ニ必要トサルル施設  
ヲ之等港場地區ニ於テ對當テヤル様希望ス

右施行ノ實際上ノ必要ノ有無及位置ノ決定ハ受入事務所ノ設置セラルベキ地域ヲ管轄スル  
軍司令部ノ権限ニ屬ス

B、日本側ハ之等施設ノ能率の提高ノ爲ニ必要ナル人員ノ肩任ヲ許サラルベシ

C. 受入事務所、監督、関係軍司令官、責任トス。各軍司令官ハ受入事務所カ上記第二項記載ノ覚書ニ合マルル規則ニ準シ遵守セシムルヲ標的トスヘキコト

一九四五年十月十五日聯合國總司令部奉日本帝國政府覚書(AG 370.05) 依款

列強者取扱ノ為ノ内地受入事務所設置ニ関スル件

一、左記指令ニ合マルル命令ハ本指令ニ依リ代ララルモノトス

A. 一九四五年十月七日西衛總司令部發書翰 AG 370.05 7. Oct. 45 (件名、引揚日本入、受入事務所ヲ上陸地ニ設置方ニ関スル件)

B. 一九四五年九月當司令部ラジオ <sup>NO. 12</sup> (件名、日本人引揚ノ為使用スヘキ卷為準備ニ関スル件) 及其ノ修正一九四五年十月二日ラジオ <sup>NO. 12</sup> <sub>8352</sub>

二、日本帝國政府ハ左記ノ通取訂フヘシ

A. 海外ヨリ日本内地ニ帰還スル總テノ陸海軍人及市民ノ受入、処理、世話並撤収ノ為指定卷(第三項A参照)ニ受入事務所ヲ設置、組織、運営スルコト

B. 海外ヨリ帰還スル陸海軍人前ハ上陸卷ニ在ル受入事務所ニ於テ復員セシムルコト

C. 其ノ本國へ送還セラレルヘキ日本人ニアラサル市民ヲ集結シ処理シ且乗船セシムルコト(第三項A参照)

總テノ受入事務所ハ日本帝國政府ノ單一ナル機關ニヨリ統轄セラルルコト右機關ハ受

入事務所ノ運送ニ當リ又物資ノ給與、税関、運輸、役員、検診及檢疫等ノ事務ニ関シ  
 他ノ諸官庁ト必要ナル調整ヲ為スコト  
 三、A、受入事務所、場所、性質及受入能力  
 受入事務所ハ下記ノ通り、日本帝國政府ニヨリ設置セラルヘク且之等事務所ノミヲ場  
 ノ爲ニ使用セラルヘキコト

港名	入港引揚者 (第ニ項A)	出港引揚者 (第ニ項C)	一日受入 能力(井)
舞鶴	可	可	二、五〇〇
下関	可	可	三、五〇〇
佐世保	可	否	五、〇〇〇
仙崎	可	可	二、五〇〇
麻生	可	可	二、五〇〇
博多	可	可	五、〇〇〇

埠頭	質	換	司	館	函
可	可	可	可	可	可
否	否	否	否	否	否
五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇

註 (井) 印受入能力ハ入港、出港人員ニ對シ同様ニ適用セラルヘシ  
 (井) ハ聯合國船舶ノ専用トス  
 (米) ハ命令ヲ行テ設定スルコト

B 施設  
 上記員數ノ引揚者ノ受入、処理及換收、爲指定各港ニ適切ナル施設ヲ爲スコト施設ニ  
 ハ食料、水糧及医薬品等ニ付必要ナル貯藏、場所ト共ニ業務執行檢診檢疫病用ノ爲  
 ノ場所ヲ含ムモノトス之等施設ニ必要ナル場所、制室ニ付テハ米陸軍第六及第八軍  
 司令官ト協議スヘシ

C 検査  
 酒ニ上記各指定港ニ適切ナル檢診所及検査所ヲ設ケ下記ノ規制ヲ行フヘシ

(一) 各領軍及び日本住民ノ健康ニ害ヲ与ルガ如キ傳染性疾患ヲ有スルモノハ陸海軍人及市民ノ内地入國

(二) 日本人ニアラザル外國人氏並到着因人民ノ健康ニ害アルガ如キ傳染性疾患ヲ有スル日本人アラザルモノノ出港

D 物資ノ供給

(一) 各受入事務所ノ引揚者ニ對シ適切ナル食料及医薬品ヲ供給セラルヘシ

(二) 内地ニ於ケル指定港ヨリ出帆スル船舶ニ對シテハ受入事務所ヨリ充分ナル食料・薬品・本糧其ノ他往復將員並ニ引揚者ノ要求スル物品ヲ供給セラルヘシ

E 輸送

(一) 各受入事務所ハ船運引揚者ヲ手配完了後二十四時間以内ニ其ノ所駐地域ヨリ移動スル為必要ナル手配ヲ講スルコト

(二) 各受入所ハ日付ヨリ本國ニ帰還スベキ日本人ニアラザル人民ノ流入ヲ船舶ノ航行豫定ニ準シ規正スルコトヲ航行豫定ハ當司令部ニ於テ作成シ其ノ寫ハ終戰連陸中支事務局ニ送致セラルヘシ  
航行豫定・仕向等 到着時間ニ格別ノ變更モ亦情報入手ノ都度當部ヨリ連絡中央

F 通貨

事務局ニ送致セラルヘシ

(一) 受入事務所指揮者ハ日本人ニアラザル引揚者ニシテ外國ニ帰還スルモノニ對シ一人千圓ヲ超エタル國貨ノ携帶ヲ許容スルコト

(二) 受入事務所指揮者ハ一人千圓ヲ超エル國貨其ノ他一切ノ通貨及一九四五年九月ニ十二日附當司令部號書(全銀・債券及證券)ノ輸出入管理ニ関スル件ニ列挙セラレタル如キ項目ハ個人宛受領證ヲ發給シテ取上ケルコト

四、各受入事務所ノ設立 構成及運営ハ受入事務所所在ノ地域ヲ管轄スル米國陸軍司令官ニ依リ監督ノ下ニアルヘシ

五、日本帝國政府ハ當部ニ承認ヲ受クル為一九四五年十月三十一日迄ニ各受入事務所(上記第一項記載ノ函館ヲ除ク)ノ構成及其ノ運営方針案ヲ當部ニ提出スベシ

六、日本帝國政府ハ昭和二十年十月三日當司令部ラジオND 4664ハ、以テ要求セル報告ヲ提出スヘシ

一九四五年十月十六日附

聯合國最高司令部終戰後中東事務局經由

日本政府提案書(仮設) 征服地域ニ於ケル日本人引揚ニ関スル方針

征服地域ニ於ケル日本人、引揚ニ関スル方針左ノ如シ

1. 日本國民ノ引揚ニ充當セラレタル日本海軍艦艇及商船ハ最大限ニ利用セララルベシ
2. 海軍艦艇及商船ニシテ主トシテ旅客輸送ニ充テラレタル海軍又ハ沿岸旅客輸送ニ要求セラレオラサルモノハ日本人ノ引揚ニ利用セララルベシ
3. 引揚人員ハ船舶ノ貨物輸送カケソレニヨリ削減セラレザル限度ニ於テノミ貨物船ニテ輸送セララルベシ
4. 日本政府ハ引揚ニ使用セララルル日本船ニ實際ニ可能ナル最大限ニ運輸 配員 糧食積込及補給ヲナスベシ
5. 日本海軍人員ノ移動ニ第一優先ヲ民間人ノ移動ニ第二優先ヲ與セララルベシ
6. 總テ日本ノ海軍ニ歸還スルニ先立テ武裝ヲ解除セララルベシ
7. 太平洋海軍總司令長官又ハ太平洋方面副司令長官ノ管轄地域内ヨリ日本人ノ引揚ニ付テハ本司令部ニ於テ各地區ニ付引揚用ニ充當セラレタル海軍使用船舶ノ百分比率ヲ指示スベシ

特殊地域ノ引揚ニ對スル優先順位ハ必要ニ應ジ制定セララルベシ

占領ニ伴ヒ生ズベキ所屬ノ海軍ノ作業遂行ノ爲必要トセララルルガ如キ海軍艦艇ノ使用ニ付

テハ百分比率ノ適用ガ考慮セララルベシ

8. 中國陸軍總司令官、東南亞細亞聯合國最高司令官、濠洲陸軍總司令官及極東「ソ」聯軍總司令官管轄地域ヨリ日本人ノ引揚ニ付テハ當司令部ニ於テ必要ノ措置ヲ採ラルベシ

受入事務所ノ構成及其ノ運営方針ニ関スル件(二〇二一八)

一九四五年十月十五日訓令政府官憲書引揚者取扱ノ為、内地受入事務所設置ニ関スル件ニヨ  
ル受入事務所ノ構成及其ノ運営方針ヲ在、通足ノ度指令第五葉ニ依リ認可ヲ得度本書類ヲ提出  
ス

一、受入事務所ノ編成

(一) 編置 舞鶴、長 下副 博多、佐世保、鹿児島ニ受入事務所ヲ置キ仙崎、門司、横浜

ニ受入事務所、出張所ヲ置ク

1. 受入事務所

各受入事務所ハ夫々所在地、名称ヲ示シタル引揚機護事務局ト稱ス

各事務局長、責任者ヲ局長トシ、事務局所在地ハ地方長官ヲ以テ之ヲ兼任セシムル

モノトス

局長ノ下ニ次長ヲ置キ局長ヲ補佐シ局長兼政アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

事務局ニ総務部、第一部、第二部及第三部ヲ置ク

2. 出張所

各出張所ハ所屬事務局長及所在地、名称ヲ示スモノトス

各出張所ノ責任者ヲ所長トシ各出張所ノ構成ハ事務局ノ構成ニ準ズルモノトス

(二) 各引揚機護事務局及出張所所在地ニ別ニ夫々検査所ヲ設ケルモノトス 検査所ノ構成

及運営方針ハ別紙ヲ通リトス

二、受入事務所ノ運営方針

引揚機護事務局長ハ所在地域ヲ管轄スル米國陸軍司令官ノ監督ノ下ニ厚生大臣ノ指揮ヲ承

テ所管業務ヲ執行シ業務遂行上必要アルトキハ関係地方長官、鉄道局長、海運局長、農林

省食糧事務所長、農林省水産事務所長等関係地方官衙ノ長ニ必要ナル協力を求めルコトヲ

得ルモノトス

事務局長ニ出張所ニ於ケル業務上必要ナル物資、施設等ニハ陸海軍関係物資及施設ニシテ

聯合軍ヨリ日本政府ガ引渡ヲ受ケタルモノヲ充當スルノ外公共団体又ハ一般民間ニ屬スル

モノヲ随所利用スルモノトス

一九四五年十一月十九日 聯合國總司令部最高司令官A G 三七〇、〇五 (一九二、一九四五) G C  
對日本政府電書 東京中央連絡事務局経由

引揚及收容本部ノ機構並作用ニ関スル件

一、一九四五年十一月六日附貴中央連絡事務局第四七六(五)號中記載引揚及收容本部ノ機構並作用ニ関スル件(煥重ニ改定ノ結果左ノ諸矣ニ付遺憾ノ與アル如シ)

(一) 聯合國總司令部(UNSC)ノ指令及その下リトシテノ海運表ノ受領、右指令ニ應ジテ他各省並各收容本部ニ發スベキ訓令、發令、輸送ノ調整、各本部必要物資ノ供給等ヲ行フベキ事ヲ學生省以テ設クルニ付何等ノ考慮ナキコト

(二) 地方長官ヨリ當該府縣所在收容本部長トナスコト並ニ其ノ行政機構ハ適宜ナル如シ、但シ現況ニ組織ヲナシ事務ヲ遂行シ各本部ノ必要物資ヲ上司ニ申達スベキ機構ニ關シテハ何等記載スル処ナシ、右ハ各本部ノ有能ナル事務遂行ニ缺クヲ得サルモノナリ

(三) 第六並ニ第八米軍本部外陸軍當局及各收容本部最善海港ノ當局ト學生省トノ連絡ニ當テラレベキ重務機關ニ付何等記載ナシ、市街混亂防止ニ付ハ絶對ニ必要ナリト思惟スニ上テ、現地ヨリ左記ノ案ヲ輸入スベシ

(四) 一、(1) 中指示セシ各機能遂行ノ為ニ速本部ヲ組織スベシ

(1) 各收容本部常在長官ヲ置キ其ノ任務ニ付地方長官ニ付シ責任ヲ持タシムベシ

右長官ハ學生省ノ指揮ヲ受ケ且之ト連絡ヲル地方軍司令部、管理下ニアラシム、右長官ハ當該引揚及住宅事務モ包含スラエル引揚事務機能遂行ノ為ニ機關ヲ設置セ

ラレベシ

(2) 右長官ノ廳舎及機關ハ收容本部ニ所在センムベシ  
第六及第八米軍本部ニ學生省代表者ヲ置クベシ、右ハ軍管區外ノ引揚事項ニ關スルアラエル情報ニ關シ軍司令部ニ責任ヲ負ハスルモノトス、右代表ハ軍司令部ノ代表者ヨリ其ノ旨指示ヲ受ケタルトキハ學生大臣ノ名ニ於テ訓令ヲ發スル權限ヲ學生省ヨリ受クベシ、學生大臣及各收容本部長官ハ相互ヨリノアラエル情報ヲ右代表ニ遞レテ傳達セシムルヤウ計フベシ

三、上述ニ從ヒ修正セラレタル案ハ早急ニ實施スベシ、業ノ寫一通本部ニ提出スベシ  
四、一月十五日以後情勢ノ變化ニ因リ一部收容本部ノ所在地、收容力、必要物資ノ表更ニ必要トセリ、右表更ハ別覺書ヲ以テ日本政府ニ提供セラレマリ

最高司令官 高級副官 大佐

エイテ、ダブリユー、アレン

陸軍連絡中央事務局次長 宛

引揚民收容本部ノ機構並作用ニ別スル件

一九四五年十一月十九日洲聯合國總司令部最高司令官A9三七〇、〇五指令ニ對シ  
左ノ如ク回答相成度

案

一九四五年十一月十九日洲聯合國最高司令官A9三七〇、〇五指令ニ基キ引揚民收  
容本部ノ機構並作用ヲ左ノ如ク修正實施致スコトト相成タリ

二、(1) 指令之4ニ指示セラレタル各收容本部ヲ綜合統制スベキ機同トシテハ學生者社會局外  
ニ引揚民保護ヲ設置ス

尚此ノ他ニ各省ノ事務連絡調整、為學生者ハ引揚民保護委員會ヲ設置シ之ニ當ラシム

同委員會ノ官制ハ別紙ニ添付ス

(4) 指令之各ニ指示セラレタル各收容本部常任長官トシテハ專任次長ヨリ以テ之ニ充テ

而シテ次長ノ下ニ總務部、業務部、第一復員部、第二復員部及檢疫所ヲ置ク

總務部ニ於テハ庶務連絡、情報、會計、食糧及資材ノ調達、保管、各施設ノ設置等ニ

關スル事務ヲ掌ラシムルコトトシ、夫々專任職員ヲ置クモノトス

業務部ニ於テハ引揚者ノ受入、食糧其ノ他ノ必需品ノ給與、宿營、医療、輸送ノ連絡、

外地送還民ノ世話等ニ關スル事務ヲ掌ラシムルコトトシ、夫々專任ノ職員ヲ置クモノ

トス

第一復員部ニ於テハ陸軍軍人及軍屬ノ復員ニ關スル事務ヲ掌ラシメ第二復員部ニ於テ

ハ海軍軍人及軍屬ノ復員ニ關スル事務ヲ掌ラシムルコトトシ、夫々專任職員ヲ置クモノ

トス、別ニ檢疫所ヲ設置シ檢疫及檢疫施設ニ關スル事務ヲ掌ラシムルコトトス

尚地方引揚民保護局官制ヲ別紙添付セリ

(ハ) 指令之Cニ指示セラレタル第六及第八軍本部、學生者代表者ヲ置ク件ニ付テハ第六

軍本部ニ對シテハ學生者ヨリ專任事務官ヲ派遣シ又第八軍米軍本部ニ對シテハ補員

地方引揚民保護局次長ヲ以テ之ニ當ラシムルコトトス

A 4 370.05 (昭和二十年十一月十七日) 9C

日本帝國政府、對スル覺書

東京陸軍中隊連絡局發田

主題復員者處理ノタメノ日本ニ於ケル收容事務所

一、常司令部、本覺書ニ合マレタル指令ハ昭和二十年十月十五日附上記ノ同主題ニシテ削除ヲ  
レタル命令昭和二十年十月十五日附上記ノ三七〇〇五九〇ニ代ルベキ命令ナリ

二、日本政府ヨリ復員事務ヲ處理スベク指名カレタル學生者ハ

(一) 供給、税関、運輸、身檢検査、検査及復員、刑罰、官署トノ協カコシ、合衆國第大

軍及第八軍司令部ト連絡スル中央機關ヲ設スベシ

(二) 指定港(第三項ヲ見ヨ)ニ各次ノ如キ施設ヲ各側ニ具備スル組織ノ收容事務所ヲ設立

シ之ヲ運用スベシ

(1) 外地ヨリ日本本土ニ帰還スル全日本復員者ヲ收容シ一切ノ手續ヲナシセシテ話ヲナシ

且ツ移動スベキ施設

(2) 常司令部發田 A 4 370.05 (昭和二十年十一月十七日) 9C 主題昭和二十年十

一月十七日附「日本人ニマラザル者ノ日本ニリ、復員中ニ略記カレタル如キ非

一ノ一六

日本人ノ其本國ニ帰還スベキ者ヲ集合セシメ一切ノ手續ヲナシセシテ話ヲナシ且ツ乘  
船セシムベキ施設

(3) 各地方ノ合衆國陸軍當局ト、連絡施設

收容事務所、位置、特性及收容能力

收容事務所ハ下記ノ場所ニ定メ復員用ニ之ミ使用スベシ

港名	一日ノ收容能力
博多	五、〇〇〇
西館	二、五〇〇
鹿見島	二、〇〇〇
舞鶴	五、〇〇〇
門司	二、五〇〇
佐保	二、五〇〇
仙崎	二、五〇〇

一ノ一七

下	二、五〇〇	二、五〇〇	一、一〇八
岸	五、〇〇〇	二、五〇〇	
河	一〇、〇〇〇	〇	

受ハ岸品ガ掃却チトナルマデ使用スベシ

其後ハ使用セザルベシ

門司ハ港ガ掃却チトナルマデ宿泊地域（他ノ收容事務所ヘ又ハソレヨリ往來

スル復員者ガ宿泊シ手續ケル地域）トシテ使用スベシ

折セ保ハ新會國ノ船舶ノミニヨリ使用セラルベシ

(二) 設備

指示サレタル數ノ復員者ヲ收容シ一切ノ手續ヲナシ移動セシムルタメ上記ノ各港ニ於テ適當ナル施設ヲナスベシ。其施設中ニハ管理、必要ナル診察検査及ビ救療施設ニ對スル地域ノミナラス亦食料、衣類及ビ医薬品ノ貯藏ニ必要ナル地モ含ム厚生者ハコレヲ施設ニ必要ナル空地ノ割當ニ對シ合衆國陸軍及ビ第八軍司令部ト協定スベシ  
 一 医薬品置

上記ノ各港ニ於テ適當ナル検閲所及ビ税関事務所ヲ直チニ設立スベシ  
 該検閲所及ビ税関事務所ハ昭和二十年十月二十日附邊込A号七二〇、P.H主題「復員ニ於ケル場陸及香港衛生」對スル「近衛及ビ衛生局」ニ關スル當司令部規定ノ手續ニ基キ運用スベシ

上記ノ覽書ニ記サレタル手續及ビ當司令部ヨリ引渡シ指令サレタル各所屬的処置ハ亦日本人ニアラサル者ガ日本ヨリ出發スル一切ノ手續ニモ實施スベシ

(四) 供給

(1) 收容事務所帯在中適當ナル食物及ビ医薬品ヲ復員者ニ供給スベシ  
 (2) 收容事務所ノ内地ノ指定港ニ出發スル船舶ニ出帆歸航スル乗組員及ビ復員者ニ對シ要ササル、食料、医薬品、衣類及ビ他ノ品ノ十分ナル資料ヲ供給スベシ

(五) 輸送

(1) 各收容事務所ハ一切ノ手續終了後二十四時向以テ、歸國スル復員者ヲ其ノ地域ヨリ移動セシムルタメ必要ナル輸送ノ処置ヲナスベシ  
 (2) 各收容事務所ハ船舶出帆予定表ニ基キ日本ヨリ歸國スル日本人ニアラサル復員者ノ統制ヲ調整スベシコレヲ出帆予定表ハ當司令部ニヨリ編成サレ其ノ寫シハ東

東京戦争中、中央連絡局を通じて供給せらるべし

予定表 到着港 到着及積荷予定時、変更ハ通知指収次第前司令部ヨリ同事務局

ニ供給せらるべし

六) 通貨及擔保品

(1) 收容事務局長ハ外國へ帰国スル日本人ニアラザル復員者ニ一人一千円以下ノ円通貨ノ金額ヲ携行スルコトヲ許可スベシ

(2) 收容事務局長ハ司令部費書帳込A号0九一三(昭和三十一年九月三十一日附)主題「金、銀担保品及財政的資料ノ輸出及輸入統制」ニ列挙セラレタル如ク外國へ帰国スル日本人ニアラザル復員者ニ対シ個人受取分各人一千円ヲ超過スル円通貨及他ノ通貨、担保品及他ノ資料徴収スベシ

四 各收容事務局ノ設置、組織及運用ハ其收容事務局ガ在ル地域ヲ支配スル各集團軍司令官ノ監督、下ニマリ

最高司令官代

高級副官補助

A. G. D. 大佐

エニ、ケフリユー、アーン

受領 十一月二十五日午後十二時十分

主管 二課 五部

寫 總務部長

一課 二部

三課 五部

一課 三部

二課 二部

聯合國總司令部在東京中央連絡事務局發回

日本帝國政府宛覽書 AG 370.05 (1 NOV 45) GC 板取

一九四五年十一月一日 (十一月五日接受)

非日本人ノ日本ヨリノ帰還ニ関スル件

一、非日本人ノ各自本國帰還ニ付シテ左ノ計畫ヲ遵守ナク実施スベシ

ロ、本計畫ハ受入事務所ノ使用並ニ同事務所ヲ通シ使用船舶ノ收容ニ得ル人数ニ於テ帰還スル非日本人ノ移動ニ関スルモノトス

ハ、本計畫ハ一九四五年十月十五日附日本政府宛覽書 AG 370.05 (15 OCT 45) GC

ノ取扱ノ為ニ在リ日本受入事務所ニ関スル件ト及一九四五年十月十六日附覽書

AG 091 (16 OCT 45) GC 占領地ニ在ル日本人ノ帰還ニ関スル方針ニ関スル件トシテ

命ミ之ヲ其ノ一部トスルモノトス

二、左ノ受入事務所ハ日本ヨリ非日本人帰還者ヲ取扱フ為ニ使用セラルヘシ

仙 崎 朝鮮人ノ出奔処理ヲ主トス

博 多 朝鮮人及北支居住支那人ノ出奔処理ヲ主トス

鹿児島 中支居住支那人ノ出奔処理ヲ主トス

朝鮮人並ニ北支及中支居住支那人ノ出奔処理ヲ主トス。同送ハ仙崎、博多、

又鹿児島ノ負擔ヲ軽減スル為ニ使用セラルヘシ

三、日本國學生者ハ

一、他ノ關係官方ト必要ナル折衝ヲナシ上掲第二項ノ各受入事務所ヲシテ一九四五年十月

十五日附日本政府宛覽書 AG 370.5 (15 OCT 45) GC 歸國者ノ取扱ノ為ニ在

リ日本受入事務所ニ関スル件ニ第三項ハ規定セラレタル能力 帰還者ヲ先滿セシ

ムヘク保護スヘシ

ロ、受入事務所ガ起頭勇トナラサル程提示セラルル船舶計畫ヲ詳細ニ研究スヘシ

四、日本國學生者ハ歸國者ノ受入事務所ヘノ移動計畫ヲ立案スルニ際シテハ左ニ依ルヘシ

一、朝鮮人ハ左ノ順ニ依リ諸地區ヨリ立退カシメラルヘシ

(一) 門司ー下関ー博多地區

(二) 大政ー神戸地區

(三) 其ノ他ノ日本地區

ロ、上掲第四項ハノ地區ニ於テハ左ノ順ニ依ルヘシ

接見軍人、元接見労働者、他ノ朝鮮人

ハ、帰國を望む朝鮮人ニ對シテハ本計畫ニ基キ移動ヲ指示セラルル迄現住所ニ居住セシム  
ベク統制スヘシ

ニ、北支州ニ在ル支那人及朝鮮人炭坑労働者ノ帰還ニハ特ニ優先順位ヲ認めヘシ移動ノ途  
ヲトモ一九四五年十一月十日ヨリ開始シテ一日千人ノ割合ヲ以テ送還セラカヘシ

ホ、北支居住支那人ハ一月一萬人ヲ超ヘサル割合ニ於テ之ヲ北支諸港ニ送還セララルヘシ中  
支居住者ハ一月三千人ヲ超ヘサル割合ニ於テ之ヲ上海ニ送還セララルヘシ

ヘ、北支向船舶ニ余額アルトキハ朝鮮ニ於テ離隔スヘキ朝鮮人ニテララルヘシ

ト、台湾、琉球及南支居住者ノ帰還計畫ハ速クテ通告アルマテ延期セララルヘシ

五、日本政府ニ對シテ提示セラルルベキ船舶計畫ハ左ノ経路ニ依ル

イ、日本南端又南支端ニ向シテハ現在ノ通りノ方法ニ依ル

ロ、合衆國上陸用舟艇「タンクレ」(LST)ニ向シテハ決定アルニ從ヒ右ノ同様ノ経路ニ  
依リ該計畫ハ如何ナルLSTヲ朝鮮人、北支向キ支那人及中支向キ支那人ヲ乗船セシ  
ムルカヲ指示スヘシ

六、日本學生者「LST」ニ乗船スル一切ノ非日本人帰國者ニ對シ一日令ノ炊キタル飯及乾菓日  
數「ブラス」一日令ノ米ヲ供與スベシ

七、日本政府ハ受入事務所ノ混雜及帰還者ノ蒙ル不安ナル苦痛ヲ避ケル爲ニ就中左ノ処置ヲ採  
ルベシ

イ、本計畫ノ必要ナル部分ヲ新聞及「ラジオ」ニ通シ關係者ニ通知セシムヘシ

ロ、新聞及「ラジオ」ヲ通ジ帰還セントスル者ニ對シ受入事務所ヘノ移動ヲ計畫セラレ得  
ルマテ其ノ現住所ニ止マル標榜若シ且受入事務所ノ混雜ヨリ生ズル苦痛在其ノ結果ヲ  
ル計畫實施ノ遲延ニ付注意ヲ喚起スベシ

八、日本學生者ハ一九四五年十月二十三日所覽書(「ロウヤロ」)「朝鮮人ノ帰還」ニ関スル件  
ニ掲ゲラレタル計畫ヲ本計畫ノ規定ニ從ヒ改正スヘシ

九、毎週日本ヨリ離ルル帰國者ノ數ヲ示シテ報告ヲ提出スヘシ

週ハ月曜ヨリ始マリ日曜ヲ含ムトシ次ノ水曜以前ニ本司令部ニ送スベキモノトス報告  
ハ左ノ事項ヲ含ムヘシ  
船舶ノ名稱、出發ノ時刻、出發港、目的地、国籍別乗客數、其ノ所送ノ関係別ノ全出發者

最高司令官ニ依リ

副官附陸軍大佐

エイチ、ダブリス、アレト

聯合軍最高司令部發日本政府宛覺書

一九四五年十二月三日 (A 4 370.05) (三 D E C 四五) (4 C)

「日本ヨリ帰還スル非日本人ノ取締ル件」

一、十二月二十八日附日本政府宛覺書 C. L. O. 七四七 (五-一) 「帰還朝鮮人ノ特等財産ノ件」

四、十一月十七日附本司令部發日本政府宛覺書 (A 4 370.05) (一七 N O V 四五) (4 C)

「日本ニ於ケル帰還者ノ為メ受入事務ヲ件」

ノ附件ニ開シ

二、日本地方官憲ハ帰還者ヲ取締ルニ有効ナル凡ユル合法的手段ヲ利用シテ差支ナシ

三、之等手段モシテ効ナキトキハ日本地方官憲ハ地方軍當局ニ対シ取締ノ援助ヲ要請スルコトヲ認メラル

十一月八日

終 連 五 部 一 課 長 牛 場

本日厚生省及び農生官ト同道 總司令部「ハウエル」大佐ヲ往訪シ別添「メモ」ヲ手交シテ説明シタ起同人佐ハ全面的賛意ヲ表シテ、如キ措置ヲ約束シマシタ

一、日本政府ノ執ル措置ヲ直ニ各地米軍司令官ニ電報シ協力方ヲ命ス

二、乗船地ニ於ケル「コントロール」ニ協力ス

三、(證明書ヲキ朝鮮人ガ流入スル時ハ之ヲ絶対ニ乗船モシタス、原住所ニ帰ル切符ノ世話ハスヘキ宿舍等ハ一切供與セラルニ付當初ハ混雜ヲ生スルコトアルヘキモ米軍側ニ於テ之ヲ了解シ日本側ニ協力取締ヲ計ラレ度ニ速ヘタルニ對シ)

證明書ヲキ朝鮮人ノ流入ニ對シ日本政府ノ執ラントスル態度ハ正當ナルニ付之ニ協カスベキヲ以テ現地米軍官憲ニ申出ラレ度シ

四、撤帆船ニ依ル密船ハ絶対ニ認めス既ニ米海軍ニ於テ其ノ一部ヲ拿捕セリ

何ノ次第ヲスカラテ鉄道計書輸送ノ方ヲ宜シク御願シマス

吉行書記官ニモ右御連絡願ヒマス

一九四五年十一月二十八日 (〇四一六四五傳受)  
覽書 A日四二〇 (一九四五年十一月二十八日) G D

聯合國最高指揮官代表

高級副官梅佐 陸軍大佐 H・W・アレソ

宛 日本帝國政府

(經由 東京陸軍連絡中央事務局)

引揚日存人ニヨル米軍裝品保持ノ件

1. 引揚日本人ニヨル米軍裝品携行ノ件ニ関スル一九四五年十一月十七日引揚日本帝國政府  
覽書 C L O 第六一三(五) 號附詳

2. 當該官憲ニヨリ引揚日本人ニ支給サレル米軍本類及軍裝品ニ最高度ニ利用スル為日本帝  
國政府ニ左ノ処置ヲ採ルル如ク指令ス

a 引揚人收容部ニ於ケル手續引揚人ノ所有スル一切ノ米裝本類並ニ軍裝品ヲ回集スル  
コト

b 必要アラバ引揚人ニ日本製本類及軍裝品ヲ給與スルコト  
上該項ノ指令ニヨリ回集セル米裝本類並ニ軍裝品ハ救護目的、為日本政府ニ在リ使用シ差

支ナシ、但シ左ノ処置ヲ要ス

(1) 織物又ハ纖維ヲ材料トスル一切ノ本類又ハ軍裝品ハ交付ニ先立テ明瞭ナル色ヲ以テ染  
色スベシ

(2) 靴、鍍金等ノ如ク染色不能ナル一切ノ軍裝品ハ交付ニ制利シ得ル如ク標識或ハ烙印ヲ  
附スベシ

(3) 右ノ如キ染色若シクハ烙印ヲキモ、ハ聯合軍官憲ニヨリ没收セララルベシ

3. 日本帝國政府ハ  
a 右ノ目的ニ用ヒラルベキ色數並ニ標識ノ型ニ関シ可成速ヤカニ當司令部宛報告スベシ

8 一九四五年十二月三十一日以降毎月現在ニ於ケル過去一ヶ月間染色シタルモノ及標  
識ヲ附シタルモノ並ニ寫字セル個人ニ支給セシ米製本類軍裝品ノ各項ニツキノ數量  
ヲ當司令部ニ報告スベシ

(終)

二、閣議了解並次官會議決定事項

20

0000 0448

三 閣議了解並次官會議決定事項

目次

- 一 外地(樺太ヲ含ム)及外國在留邦人引揚者應急援護措置要綱 一頁
- 一 外征部隊及居留民帰還輸送等ニ関スル実施要領 三頁
- 一 海外部隊並ニ海外邦人帰還ニ関スル件 五頁
- 一 海外部隊及海外邦人ニ對スル食糧衣料衛生材料其ノ他所要物資ノ補給並ニ宿營施設ニ関スル件 七頁
- 一 引揚民等勞務施設ニ関スル件 九頁

外地(樺太ヲ含ム)及外國在留邦人引揚者應急援護措置要綱

(昭和二年八月三〇日 次官會議決定)

- 大東亞戰爭ノ終結ニ伴ヒ外地(樺太ヲ含ム)及外國在留邦人ニシテ本土ニ引揚リ會議ナラセラルルモノノ相當數アル現況ニ鑑ミ政府ニ於テハ右ノ如ク措置シ之ガ對策ノ筋全ク期スルモノトス
- 一 引揚者上陸地ノ地方長官ハ現地ニ駐屯自ラ派遣シ之ガ援護並ニ連絡指導等ニ關シテ應急ナキヲ期スルコト
  - 二 上陸地並ニ其ノ他ノ地ニ於テ一時的ニ要スル共同ノ宿舍施設、食糧、医療及輸送ニ要スル經費ハ國庫ニ於テ負担スルモノトスルコト
  - 三 引揚者ニシテ歸政先ナルモノハ縁故先ニ定著セシメ無縁故者ニ對シテハ宿泊施設ヲ供與シ食料及生活必需品ノ輸送ニ付テハ特ニ關係諸団体ト緊密ナル連絡ノ上萬全ヲ期スルコト
  - 四 引揚者ニ對シテハ引揚證明書ヲ交付シ之ニ依リテ食糧、物資等ノ配給ヲ受ケシメ、又定着地及宿泊施設ニ到着スル迄ノ鉄道無賃乗車券ヲ交付ヲ受ケシムル様措置スルコト
  - 前項ノ引揚證明書ヲ以テ輸出證明書ニ代フルヤウ特別ノ措置ヲ講スルコト
  - 五 引揚者ニシテ外地通貨又ハ滿洲國通貨ヲ所持スル者ニ對シテハ上陸地金融機關ト連絡ノ上以テ通貨トノ交換又ハ以テ地預金ハノ振替ヲ輸送スルコト

六、引揚者・村ミハ極力救護、輸送、職業輔導ヲ為シ生活困難ナルモノニ對シテハ戰災撲滅  
 會支部ニ於テ救護ノ方途ヲ講スルコト  
 七、中件ノ實施ニ當リテハ朝鮮總督府東京出張所、台灣總督府東京出張所、樺太廳東京出張所  
 及關係団体ヲシテ協力セシムルコト

外征部隊及居留民歸還輸送等ニ関スル實施要領

(昭和ニ〇、九七  
 閣議了解)

昭和ニ〇、九、大閣議決定ニ基ク外征部隊及居留民ノ歸還輸送等ニ就テハ現地ノ悲狀ニ鑑ミ敗地  
 民生上ノ必要ヲ犧牲ニスルモ優先的ニ処置スルト共ニ他ノ一切ノ方途ヲ講ジ可及的速力ニ之ヲ  
 完遂ヲ期スルモノトス

要 領

- 第一 我方ニ於テ獨立輸送スル以前ノ下ニ左ノ措置ヲ講ズ
  - 一、外征部隊及居留民帰還輸送ノ為差シ當リ現有發動船腹量ノ大部分ヲ之ニ充當スルコト
  - トシ之ガ剩餘船腹量ハ速力ニ別ニ之ヲ定ム
  - 二、我方ニ於テ全發動船腹量ノ運航計畫案(帰還輸送ヲ含ム)ヲ策定シ聯合軍ノ許可ヲ受  
 クルコト
  - 三、現在未發動船腹ノ修理及建造中ノ船舶ヲ速ニ竣工スベキ具付計畫ヲ樹立シ聯合軍ニ交  
 渉サノ許可ヲ受クルコト尙新造ノ材ヲハ極力許可取付方ニ努力スルモノトス
- 第二 聯合軍ニ對スル協力要請
  - 一、前各埠ニ依ルモ歸還輸送ニ長年月ヲ要スルベキ事態ヲ明確ニシ聯合軍ニ於テ輸送協力

必要アルコトヲ認シテ認識セシムルコトニ凡ユル努力ヲ揮フコト

二、現地残留民及内地帰還輸送完遂迄ノ外征部隊及居留民ノ現地保護特ニ越冬期ニ於ケル

特別ノ保護ヲ併合軍ニ要請スルコト

第三、外征部隊及居留民ノ帰還輸送ニ関スル基本計畫及根本方針ノ策定又実施ニ関スル連絡調

整ヲ図ル為内閣ニ委員会ヲ置ク

備考

一、民生物資輸送上ノ調整等ニ付テハ別途内閣ニ委員会ヲ設ク策定スルモノトス

二、内地到着後ノ外征部隊及居留民ノ保護輸送等ニ付テハ関係者之ニ當ルモノトス

第一方 針

海外部隊並ニ海外邦人歸還ニ関スル件

(昭和二〇・九・二四  
内閣會議決定)

海外部隊並ニ海外邦人ニ関シテハ極力之ヲ海外ニ残留セシムル為其ノ生命財産ノ安全ヲ

保持スルト共ニ居住地ニ於ケル生活ノ安定ヲ期スルコトトシ歸還スベキ者ニ對シテハ速

ニ配船其ノ他帰還ニ必要ナル措置ヲ講ジ且帰還者ニ付テハ内地ニ於ケル就業其ノ他ノ

指導ニ関シ遺憾ナキヲ期スル為左ノ要領ニ基キ海外部隊並ニ海外邦人歸還対策委員会ヲ

設置ス

第二 要 領

一、海外部隊並ニ海外邦人歸還対策委員会(以下委員会ト稱ス)ハ内閣調査局ニ設置シ全

般的問題ニ對シテ企画立案ヲ屬スト共ニ関係各省間ノ連絡調整ノ事務ヲ処理ス

二、委員会ヲ必要ニ應ジテ部会ニ分テ第一部会ハ外務省中心トナリ外務省、陸海軍省、外

務省等ノ関係官ヲ以テ構成シ海外部隊並ニ海外居留民ノ生命財産ノ保障、生活ノ確保

等ニ関スル事務ノ処理、當リ第二部会ハ運輸省中心トナリ運輸省、陸海軍省、外務省

及商工省、農林省、厚生省等ノ関係官ヲ以テ構成シ配船計畫其ノ他、帰還輸送

ニ関スル事務ノ処理ニ當リ第三部会ハ厚生省中心トナリ厚生省、外務省、陸海軍省、農

林省、商工省等、関係官ヲ以テ構成シ得遺者ノ國内ニ於ケル執業等ノ事務処理ニ當リ  
モトス

三、委員長ニハ内閣調査局長官之、當リ專任ノ勅任調査官ヲシテ補佐官ヲラシメ委員ハ内  
務各省高等官ヲ以テ之ニ充ツ

海外部隊及在外邦人ニ對スル食糧本料衛生材料

其ノ他所要物資ノ補給並ニ宿營施設ニ關スル件

(昭和二〇、二一、二二)  
大管全設決定

海外部隊及在外邦人ニ對スル食糧本料衛生材料其ノ他所要物資ノ補給並ニ内地歸還後ニ於ケル  
宿營施設ニ付テハ左ニ依リ各省ニ於テ擔任シ内務各省ノ緊密ナル連絡ニ依リ其ノ実施ニ遺憾ナ  
キヲ期スルモノトス

(一) 現地自給不可能ナル地域ニ對スル物資ノ補給

現地自給不可能ナル別記地域ニ對シテハ補給物資ノ調達、出港地ニ於ケル集積、保管及積  
込ハ軍ノ存スル同ハ軍ニ於テ擔任シ軍ノ復員後ニ於テハ復員事務ノ所管ニ於テ擔任スル  
モノトス

(二) 海上輸送同ノ物資補給

海上輸送同ノ物資補給ニ付テハ陸軍省、海軍省、滿カノ下ニ農林省、商工省、厚生省等ニ  
於テ調達ノ上出港地ニ集積シ運輸者ニ於テ保管積込ニテ擔任スルモノトス

(三) 海上輸送同ノ物資補給

(海軍艦船ニ依ル輸送ノ場合ニ在リテハスベテ海軍省ニ於テ擔任スルモノトス)

(四) 軍所屬ノ者ニ對シテハ地方官又ハ各省出先機關ノ協力ノ下ニ軍(軍復員後ニ於テハ復員  
ニ、七

事務ノ所管一)ニ於テ擔任スルモノトス

(二) 一般保護邦人ニ對シテハ東洋、高工、學生者等ニ於テ物資ヲ調達シ上陸地ニ集積シ上陸地ニ設置セラルルヘキ引揚民事務所ニ於テ保管交付スルモノトス  
取地上陸後ニ於ケル一般保護邦人ノ官署施設ハ學生者ニ於テ擔任シ引揚民事務所ニ於テ管理スルモノトス

(四) 海外部隊及海外邦人ノ帰還ニ關スル上陸地ノ各官署係出先機關ノ連絡ヲ緊密ナラシムル為各機關ノ連絡委員會ヲ設置スルカ又ハ共同事務所ヲ設ケ帰還物資事務ノ円滑ナル進行ヲ期スルモノトス

目下設置ヲ予想ナラルル機在ノ如シ

軍用保護機關(陸軍、海軍)運輸者關係機關(船舶、鐵道)檢疫關係機關府縣、引揚民事務所

事務所

記

現地自給不可能ナル地域

ニユーギニア、南東太平洋(除ラバウル)中部太平洋地島、沖繩

引揚民事務所設置ニ關スル件

(昭和二〇、九、二〇)  
次官會議決定

一、方針

大東亞戰爭ノ終結ニ伴ヒ水州、九州、四國及北海道(以下内地ト稱ス)以外ノ地域ヨリ内地ニ引揚ヲ為ス者及ヒ内地ヨリ朝鮮又ハ台灣ニ引揚ヲ為ス者ニ對スル應急保護ノ実施ニ當ラシムル為メ關係府縣ニ引揚民事務所ヲ設置セシムルモノトス

二、要領

(一) 引揚民事務所(以下事務所ト稱ス)ハ門司、下関其ノ他必要ナル地ニ設置シ其ノ他ノ地ニハ必要ニ應ジ事務所ノ出張所ヲ設ケシムルモノトス

(二) 事務所ハ所在地所管ノ地方長官ノ管理ニ屬シ左ニ掲ゲル事項ヲ掌ルモノトス

(一) 引揚民ノ招待、誘導其ノ他輔導施設ニ關スル事項

(二) 食糧其ノ他生活必需品ノ供給ニ關スル事項

(三) 應急医療及助産ニ關スル事項

(四) 宿舍ノ斡旋及提供其他施設ノ設置ニ關スル事項

(五) 輸送ノ連絡調整、荷物ノ保管其ノ他輸送ニ關スル事項

- (六) 其、他引揚民、應急保護ニ必要ナル事項
- (三) 事務所ニ事務所長及所員若干名ヲ置キ、該所屬及關係各工廠職員ヲ以テ之ニ充ツルモノトシ之ヲ爲必妥ニ應シ、所屬職員ノ増配置ヲ爲スモノトス
- (四) 警察省、外務省、厚生省、農林省、商工省、運輸省、地方總督府、朝鮮總督府、台灣總督府、樺太庁、他關係各工廠恩賜財團戰災援護會、財団法人中央興生會、其他關係団体ハ事務連絡ノ爲其ノ職員ヲ事務所ニ派遣シ、事務所ノ運営ニ積極的ニ協力スルモノトス
- (五) 本事務所ノ設置ニ要スル經費ニ付テハ國庫ニ於テ特別ノ措置ヲ講ズルモノトス

(参考)

都道府縣引揚民事務所規程準則

- 第一條 引揚民事務所ハ府縣知事ノ管理ニ屬シ、在ニ規程ノ事項ヲ掌ル
  - 一 引揚民ノ接待、誘導、其他輔導、檢査ニ関スル事項
  - 二 食糧、其他生活必需品ノ供給ニ関スル事項
  - 三 應急医療ヲ助成ニ関スル事項
  - 四 宿舍ノ斡旋、及提供其ノ他施設、設備ニ関スル事項
  - 五 輸送、連絡調整、荷物ノ保管、其他輸送ニ関スル事項
  - 六 其、他引揚民ノ應急保護ニ必要ナル事項
  - 第二條 引揚民事務所ノ所長一名、所員若干名ヲ置ク
  - 第三條 所長ハ府縣知事ノ指揮監督ヲ受ケ、事務ヲ掌理シ、所屬職員ヲ指揮監督ス
  - 第四條 所員ハ上官ノ命ヲ承ケ、事務ヲ從事ス
  - 第五條 府縣知事必要アリト認ムルトキハ引揚民事務所出張所ヲ設ケ、ルコトヲ得
- 引揚民事務所出張所長ハ所員タル高等官ヲ以テ之ニ充ツ
- 上官ノ指揮ヲ承ケ出張所事務ノ掌理ス

本規程ハ 月 日ヨリ施行ス

附 則

二ノ二

都道府縣引揚民事務所設置要領

- 一、引揚民事務所ニハ其ノ所在地ノ名稱ヲ冠稱セシムルコト（例  
○○縣○○引揚民事務所）
- 二、事務所長ハ所在地所管ノ地方總督府參事官又ハ副參事官ヲ以  
テ之ニ充ツルコト
- 三、所員ハ所在地府縣職員及關係各廳來遣官ヲ以テ之ニ充ツルコ  
ト
- 四、事務所ニ概テ左ノ七班ヲ設ケ其ノ事務ヲ分掌セシメ班長及班  
員ハ所員ヲ以テ之ニ充ツルコト
  - 總務班 庶務、人事、會計ニ關スル事項其ノ他他課ノ  
所管ニ屬セザル事項
  - 補導班 持符、誘導、引揚証明書、交付其ノ他補導機  
關ニ關スル事項
  - 歸朝（臺）班 歸還朝鮮人（臺灣人）ノ保護輔導ニ關スル事  
項

二ノ三

27

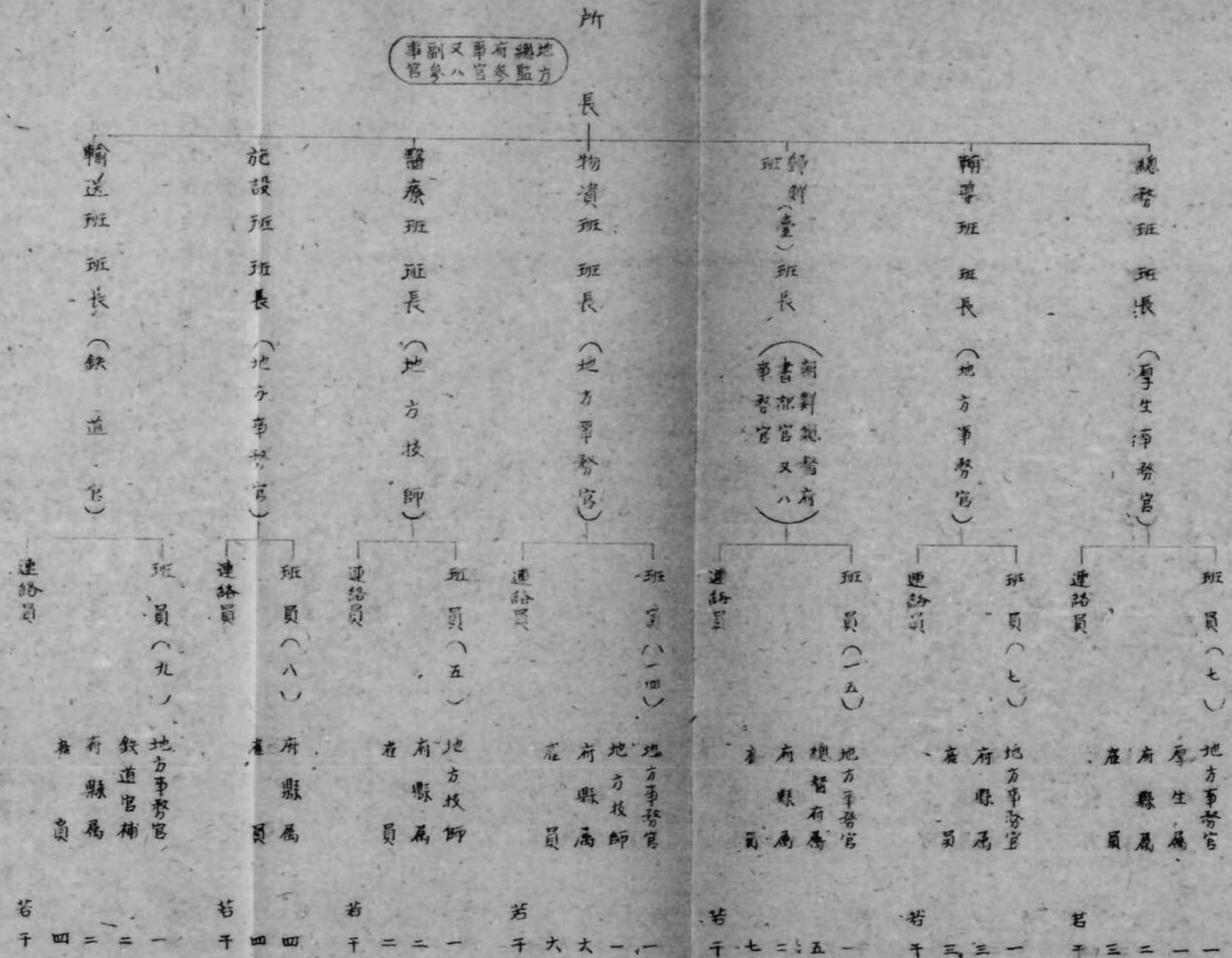
物資班 食糧其ノ他生活必需物資ニ関スル事項  
 医療班 應急医療及助産ニ関スル事項  
 施設班 宿舎ノ斡旋及提供其ノ他施設ノ設置ニ関スル  
 事項

輸送班 輸送ノ連絡調整 荷物ノ保管其ノ他輸送ニ関  
 スル事項

五 關係各廳及關係団体ヨリ派遣セラレル連絡員 夫々其ノ關係  
 事務ニ應ジ各班ニ配属スルコト  
 (註) 一ノ各廳派遣官ハ昭和二十年二月十三日勅令第六十二  
 號ニ依ルモノニシテ派遣廳ハ差當リ厚生省 運輸省(地  
 方鐵道局)及朝鮮總督府ナルコト

參考

引揚民事務所機構一覽表



裏面白紙

三、地方引揚撥護局官制名稱位置機構定員

29

三、地方引揚援護局官制名稱位置機構

目次

- 一 地方引揚援護局官制
- 二 地方引揚援護局ノ名稱及位置
- 三 地方引揚援護局ノ出張所
- 四 地方引揚援護局及地方引揚援護局出張所事務分掌規程
- 五 地方引揚援護局長及地方引揚援護局出張所長職務規程
- 六 地方引揚援護局長職務規程
- 七 地方引揚援護局長職務規程ニ伴フ業務分掌規程ニ就テ
- 八 地方引揚援護局長定員配置表

一頁  
三頁  
四頁  
五頁  
六頁  
九頁  
十頁  
三頁

地方引揚援護局官制

昭和二十一年一月二十四日  
勅令第六五一号

第一條 地方引揚援護局ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ大東亞戰爭ノ終結ニ依リ内地ノ倅不、沖繩及、午島ヲ除ク以下同シノ以外ノ地域ヨリ内地ニ引揚ケタル者及内地ヨリ内地以外ノ地ニ引揚ケル者ノ施設援護及救済ニ関スル事務ヲ掌ル

地方引揚援護局ノ名稱及位置ハ厚生大臣之ヲ定ム

第二條 地方引揚援護局ニ主任職員ヲ置ク

局長  
次長  
援護官  
七人兼任  
内ニ一人ヲ初任ト  
為スコトヲ得

第三條 地方引揚援護局ハ第一條ノ事務ヲ行フニ付必要アルトキハ当該地方ニ於ケル内閣官廳ニ對シテ補助ヲ求ムルコトヲ得

第四條 地方引揚援護局長ハ当該地方引揚援護局ヲ圍ク地ヲ管轄スル地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

厚生大臣ノ命ヲ承ケ局長ヲ掌理ス

地方引揚援護局長ハ地方引揚援護局長ヲ任ケ局長ヲ掌理ス

援護官ハ厚生部内高等官ヲ以テ之ニ充ツ上宿ノ命ヲ承ケ職務ヲ掌ル  
 前項ノ外援護官ハ必要ニ応シ關係各廳高等官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得  
 救護官種ハ厚生部内判任官ヲ以テ之ニ充ツ上宿ノ指揮ヲ承ケ職務ニ從事ス  
 前項ノ外援護官種ハ必要ニ應シ關係各廳判任官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得  
 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 高等官官掌機給令中左ノ事項改正ス

第八條中「厚生省研究研究所官」ノ次ニ「地方引揚援護局長」ヲ  
 第十四條中「國民健康保險検査所調査官」ノ次ニ「引揚援護局長」ヲ加フ  
 別表第一表厚生省ノ部中「國」ニ少年救護院救護長タルモノノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

地方引揚援護局長									
局長									

厚生省告示第一二六號  
 昭和二十年十一月二十四日

地方引揚援護官ノ名稱及位置左ノ通定メタリ

名	稱	注	置
厚生省	南寶引揚援護局		神奈川縣三浦郡南寶町
厚生省	舞鶴引揚援護局		京都府舞鶴市
厚生省	吳引揚援護局		廣島縣吳市
厚生省	下関引揚援護局		山口縣下関市
厚生省	博多引揚援護局		福岡縣福岡市
厚生省	広島引揚援護局		大崎縣佐野保市
厚生省	鹿島引揚援護局		鹿兒島縣鹿兒島市

厚生大臣 芦田 均

厚生省告示第一二七號

大東亞戰爭ノ終結ニ依リ内地（樺太、沖繩及千島ヲ除ク以下同ジ）以外ノ地域ヨリ内地ニ引揚  
ガクル者及内地ヨリ内地以外ノ地域ニ引揚ガクル者ノ定額及於後ニ開スル事務ヲ分掌セシム  
ル爲メ昭和三十年十一月二十四日地方引揚援護局ノ出張所ヲ設ケ其ノ名稱及位置ヲ開示ス  
昭和三十年十一月二十四日

厚生省浦賀引揚援護局出張所  
厚生省下関引揚援護局出張所  
厚生省津島引揚援護局出張所

神奈川縣横須市  
山口縣大津郡山崎町  
福岡縣門司市

名 稱  
位 置  
厚 生 大 臣 芦 田 均

厚生省告示第一二七號

昭和二十年十二月十四日

厚生省地方引揚援護局ノ名稱及位置ニ關スル昭和二十年十一月  
二十四日附厚生省告示第一二六號中「神奈川縣三浦郡浦賀町」  
ヲ「神奈川縣横須賀市」ニ改メ「厚生省吳引揚援護局 広島縣  
吳市」ヲ削リ「厚生省鹿児島引揚援護局 鹿児島縣鹿児島市」  
ノ次ニ左ノ出張所ヲ加フ  
厚生省函館引揚援護局 北海道函館市  
厚生省大竹引揚援護局 広島縣佐伯郡大竹町

厚生大臣 芦田均

厚生省告示第 號

昭和二十年十二月十四日

厚生省地方引揚振護局出張所設置ニ關スル昭和二十年十一月二十四日附厚生省告示第 一七號中「厚生省博覽引揚振護局出張所 神奈川縣横濱市」ヲ削リ、厚生省博覽引揚振護局出張所 福岡縣門司市」ヲ次ニ九ノ一箇所ヲ加フ

厚生省大竹引揚振護局守呂出張所 広島縣広島市

厚生大臣 芳 田 均

厚生省訓第四六七號

地方引揚振護局及地方引揚振護局出張所事務分掌規定ニ關定ム

右訓令ス

昭和二十年十一月二十四日

厚生大臣 芳 田 均

地方引揚振護局及地方引揚振護局出張所事務分掌規定

第一條 地方引揚振護局及地方引揚振護局出張所ニ總務部、業務部第一係員部、第二係員部及庶務部ヲ置ク

第二條 總務部ニ於テハ庶務、經理、食糧、資料、施設及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル

第三條 業務部ニ於テハ振興、收養、送付、運搬及輸送ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 第一係員部ニ於テハ陸軍軍人軍屬ニ關スル事務、復讐、留許業務及他與ニ關スル事項ヲ掌ル

第五條 第二係員部ニ於テハ海軍軍人軍屬ニ關スル事務、復讐及主計ニ關スル事項ヲ掌ル

第六條 出張所ニ於テハ檢疫及檢疫前配ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 地方引揚振護局及地方引揚振護局出張所ノ各課及檢疫所ノ分課ハ地方引揚振護局長厚

生大臣ノ承認ヲ受ケテ之ヲ定ム

厚生省訓令第 號

地方引揚援護局長及地方引揚援護局出張所長職務規程左ノ通定ム  
右訓令ス

昭和二十年十一月二十四日

厚生大臣 芦田 均

地方引揚援護局長及地方引揚援護局出張所長職務規程

第一條 局長ハ前月中ニ於ケル業務成績ヲ毎五日迄ニ厚生大臣ニ報告スベシ但シ必要アリトシ  
認ムル事項ハ其ノ都度報告スベシ

第二條 局長ハ前年度中ニ於ケル業務成績ヲ毎年五月末日迄ニ厚生大臣ニ報告スベシ

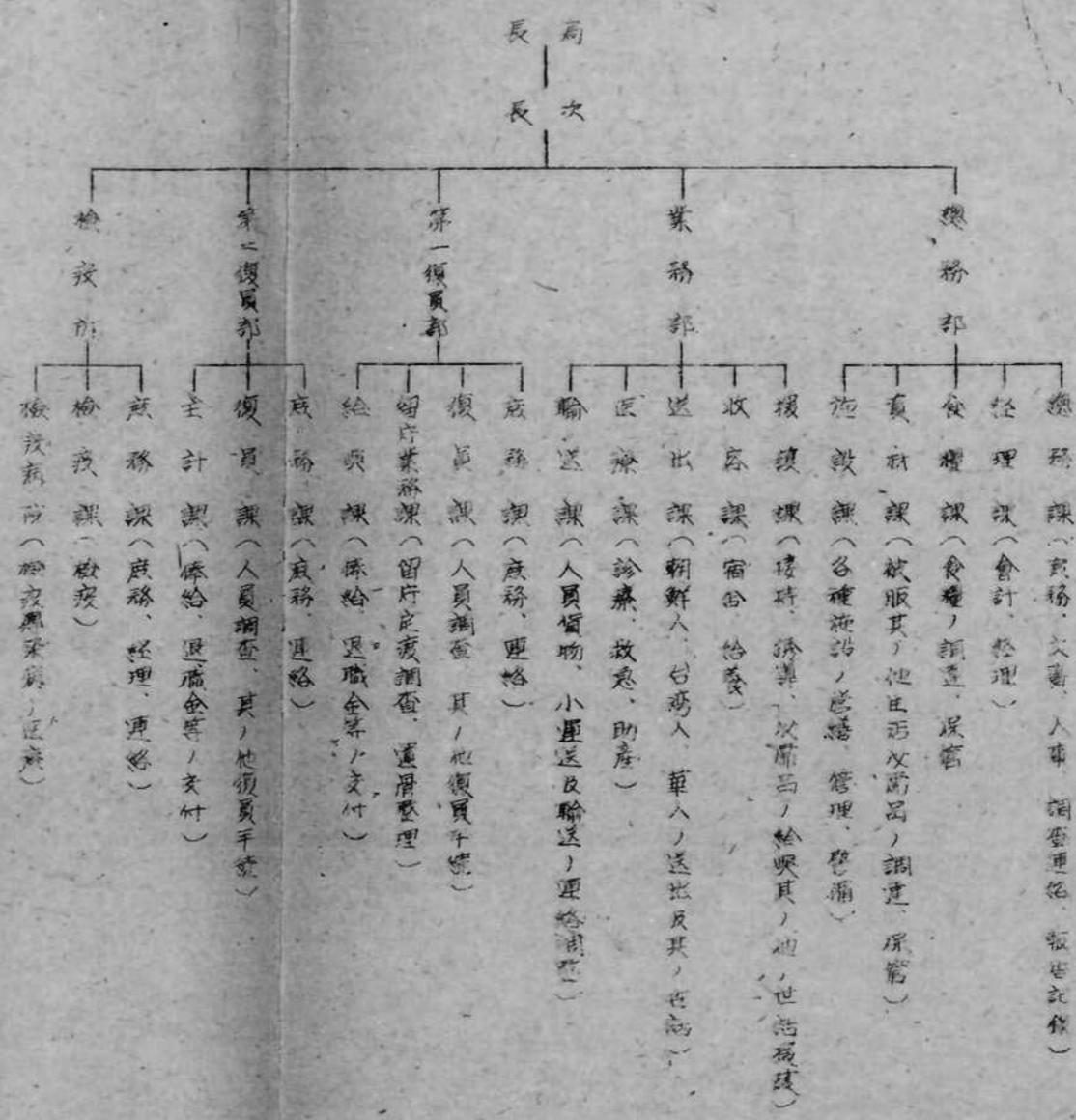
第三條 局長ハ左ノ事項ヲ專行スベシ

- 一 職員ノ職務担任ニ關スル事項
- 二 職員及傭人ノ進退給與ニ關スル事項
- 三 職員ノ内閣出張ニ關スル事項
- 四 職員ノ除服出任及請假ニ關スル事項

第四條 出張所長ハ局長ノ指揮監督ヲ承ケ出張所全銀ノ事務ヲ處理スベシ

一三ノハ

地方引揚援護局機構表



備考

- 一、本表ハ地方援護局ノ基準制訂成ヲ表示セルモノニテ所課ノ編成ハ各地ノ実情ニ依リテ  
ニ準テミテ定ムルモノトス
- 二、送出課ハ朝鮮人、台湾人、華人ノ送出業務ヲ実施スル地ノ援護局ニシテ直クモノト  
ス
- 三、出張所ニ於ケル部課ノ編成ハ種々援護局ト同様トシ出張所長ガ總務部長ヲ兼セルモノ  
トス

地方引揚振護局官制発令ニ伴フ業務分界等ニ就テ(関係有次官覚書案)昭三二二五  
一、地方引揚振護局官制(昭和二十年十一月二十四日)勅令第六五一號別紙第一ノ如シ  
二、地方引揚振護局ニ於テ実施スル応急振護及応急復護ト純復員業務トノ区別ニ就テ  
ノ、応急振護ノ範圍

歸還部隊ニ別スル復員業務中一般民ノ為ノ振護業務ト共通セザル事項ハ召集所管ノ入車  
費、運、食料給與、留所戻旅、留所為替等ノ整理、部隊等ニ別スル資料ノ調査等——以下純  
復員業務ト稱ス——ハ、応急振護ノ範圍内ニ屬セザルモノニシテ引揚振護局長ノ権限外トス  
2、 応急振護ノ純復員業務トノ区別

純復員業務ハ、応急振護ノ範圍外ト雖モ之記事項ニ依リ引揚振護局内ニ事務部、業務科長檢  
査所ノ外復員部ヲ設クルモノトス

(4) 聯合軍司令部ノ指令ニ依リ上陸地ニ於ケル復入業務ヲ單一隊別ラシテ統制マシムル

(四) 歸還部隊ノ復入業務ハ、復員業務ヲ主トシ之ニ隨ヒ必要則チ宿舎、給養等ノ一般兵入ト共  
通スル振護業務ヲ生スルモノニシテ然モ兩者ハ截然ト区分シ得ザル件  
以上ノ如キ結構ト趣旨上陸地支局ト復員部ノ業務關係ハ左ノ如ク律セラルベスモノト

又

一、引揚振護局長ハ復員部ノ職員ヲシテ上陸地支局ニ於テ展施スル純復員業務ヲ援助セシムルモノトス

二、復員部ノ職員ハ振護局ノ職員タルノ身分ニ於テハ引揚振護局長ノ指揮ヨリテ上陸地支局ニ於テ展施スル復員業務ヲ援助シ上陸地支局ノ職員タルノ身分ニ於テハ上陸地支局長ノ指揮ヲ承ケ復員業務ニ携ハルモノトス

三、引揚振護局長ハ總務部、業務部及検査所ノ業務ト共ニ復員業務ニ付テモ之ガ綜合調整ノ責ニ任ズルモノトス

三、引揚振護局ト上陸地支局ノ予算關係ニ就テ

上陸地ニ移運セル者ニ對スル段入業務(復員業務)ノ為ニ必要トスル經費ハ邦人タルト軍人軍屬タルトラ別ハズ總テ引揚振護局ノ支出ニ算ルモノトス

但シ純復員業務中ノ經費ハ上陸地支局又ハ復員部内振護ノ担任トスハ復員部内ノ者及歸還軍隊軍屬ニ對スル金銭給與、支局ノ為ニ要ナル直接經費、帰還部隊自ラ徴募スル者ノ經費等

四、振護局ノ人員ノ編成要領ハ現地ノ案ヲ基礎トシテ協議上陸地ノ復員部内ノ者ニシテ原テ自ラ徴募ニ類スラルル者及兼補スル者ハ厚生省ニ於テ発令ノ手続ヲナス

五、以上ノ諸件ノ效力發揮ハ振護局官制施行ノ日ヲ本則トナルモ各地ノ状況ニ合スル加力定ム

四諸通炭

門 司	仙 崎	宇 品	鹿 見 島	佐 世 原	博 多	下 関	大 竹	舞 鶴	南 貨	出 張 所 別	官 階 別	地方 利 場 換 局 足 員 配 置 表
			一	一	初 任 一	一	一	一	初 任 一	大 長		
	二	一	二	二	二	二	二	二	二	書 記 官		
三	五	四	五	五	五	二	五	五	五	事 務 官		
二	六	四	六	五	六	三	五	五	五	理 事 官		
三	四	三	四	四	四	三	四	四	四	技 師		
一 八	二 一	二 八	二 一	二 一	二 一	一 八	二 一	二 一	二 一	局 員		
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	技 手		
五 七	四 三	三 五	四 四	四 二	四 四	三 九	四 三	四 二	四 一	計 員		
										備 考		

(一) 外地及外國ヨリ内地ニ引揚グルモノニ對スル分

外地及外國ヨリ内地ニ引揚グルモノニ對スル分

目次

- 引揚民事務所設置ニ關スル件 一頁
- 引揚民事務所設置ニ關スル件 一三
- 引揚民事務所設置ニ關スル件 一六

厚生省健康第五三八號  
昭和二十年十月一日

各地方長官殿

厚生省 健民局長

引揚民事務所設置ニ關スル件

大東亞戰爭ノ終結ニ伴フ引揚民ノ上陸地ニ於ケル保護ニ關シテハ曩ニ次府會議ニ於テ引揚民事務所ヲ設置シテ保護ノ便ヲ謀ルコトハ相成候處之ヲ設置ニ關シテハ引揚民ガ承納的且勇敢上陸スル地ニ設置スル方針ニ有之候條設置ノ要アル場合ハ一應各省ニ内義ノ上設置相成候處及保護

條候  
進而別紙都道府縣引揚民事務所規程草案則以整備要領ハ各省ニ於テ一應便宜作成セルモノニ付  
参考ニ資セツレ候處

備考

別紙ハ昭和二十年九月二十日府會議決引揚民事務所設置ニ關スル件ナリ

昭和二十年十月一日

各地方長官殿

厚生省 建民局長  
厚生省 衛生局長

戰爭終結ニ伴フ外地及外國在留邦人引揚民ニ付スル援護ニ關スル件

據記ノ件ニ因シテハ假令本府會議ノ決定ノ次第モ有テ不取敢死措置スベキ事項ニ付シ運送相成候處引揚民ハ今後屬地ナル地帯ヨリ相当多數引揚民タルコトト相成候ニ付テハ左記事項御留意上之カ援護ニ萬端注意ナキヲ期セラシテ是等防衛隊分團援護

記

一、上陸地ニ於ケル緊急保護ニ關スル事項

(一) 在外武官等ノ引揚ハ現地ノ治安、食糧、生活事情等ヲ勘案シ取調トシテ緊急ヲ要スル地区ヨリ着手シ候ニ當リ、所屬、所屬、所屬等ヲ等々優先的ニ取扱フ方針ヲ以テ之ニ其ノ一部ハ萬

41

朝霞太方面ヨリ引揚ヲ開始セラレツ、アルモ之等引揚民ハ數百萬人ノ多キヲ予定セラレ而シテ船舶其ノ他ノ關係ニ依リ相当長期ニ亘ルモノト予想セラル、ニ付上陸地關係府縣ニ在リテハ上陸地ニ引揚民事務所ヲ設置ハ設置場所其ノ他設置方式ニ關シテハ別途通牒ニ依ルコトニシテ應急保護ニ關スル現地事務ノ処理ニ萬端注意ナキヲ期スルコト

(二) 引揚民ニ關シテハ凡テ檢疫ヲ実施セラル、方針タルヨリテ層下關係檢疫所ト緊急ナル連絡ヲ保持シ檢疫ノ円滑ナル実施ニ勵カヌルコト

(三) 引揚民ハ今後継続的ニ上陸スルト共ニ場合ニ依ツテハ病院船ニ依リ多數患者一時ニ上陸スルコトモ予想セラレ而シテ之等引揚民ニ付シテハ大々救護ナル檢疫ヲ実施セラル、等ノ間採上陸地ニ滞留ヲ餘儀ナクセラルル者相当多數ニ達スベキニ付之ガ宿泊施設並ニ患者收容施設ニ付テハ特別ノ配慮ヲ爲シ現ニ使用セザル軍ノ施設施設ニ關シテハ直チニ之ヲ確保シ置クト共ニ沿岸其ノ他ノ公共施設、寺院、旅館、民家、病院施設等現地ニ於テ利用シ得ベキ凡ユル施設ニ付テハ政府カヨ調査シ大々定員ノ割當ヲ決定シ置クノ外府相並ニ患者收容上必要ナル器具其ノ他ノ皮膚物質ハ勿論給食ノ他ノ準備ニ付計畫手配ヲ爲シ置キ上陸ノ際支障ナカラシムルコト

(四) 引揚民ノ緊急保護ニ關ル余種其ノ他ノ食品並ニ医薬品類ニ付テハ都道府縣内保有物資ノ撥

作等ニヨリ必要量ヲ現地ニ確保スル様特別ノ措置ヲ講ジテ食糧増産ニ在リテハ出来得ル  
限り之ガ爲メ金ノ用意ヲ爲シ優待スベキ事莫ク發生スルカ知キコトナキヤウ留意スルコト尚  
引揚民中ニハ乳切乳毛相当割合マル、兎込ニ付乳製品等ノ手配ニ付テモ右ニ準ジ特別ノ配  
意ヲ爲シ置クコト

五) 陸地ニ於テハ引揚民ヲ可及的更力ニ定着地ニ移送シ得ルヤウ関係機関ト緊密ナル連絡ヲ  
保持シ必要ナル場合ハ臨時列車ノ増設ヲ爲スト共ニ之ガ運行時期ニ付テモ上陸時期トノ調  
整ヲ図ル等々運輸送ニ萬全ヲ期スルコト

六) 引揚民ニシテ繰返先アル者ハ運力ニ依リ繰返先ニ引揚シムベキモ引揚民ニシテ繰返先ナ  
キ者ニ付テハ上陸地関係機関ニ於テ適當ナル場所へ上陸現地ニ於テハ関係機関ニ引揚民上陸  
スル爲相宜設備ヲ予備セラルルヲ以テ他ノ適當ナル地域ニ遷居スルコト)ニ共同収容施設  
ヲ設ケ必要ナル保護ヲナスコト

尚予慮セラルル引揚民中ニハ無縁致者相当アリ且輸送等ノ困難ニテ滞留ヲ余儀ナクセラル  
ル者モ相当數見込マルルニ付之ガ收容施設等ノ地ニ付テハ前記(五)ニ準ジ予メ計画手配シ  
置クコト

七) 引揚民ニ付シテハ上陸ノ際其ノ全部ニ付シ別紙様式ニ依リ引揚証明書ヲ交付シ引揚先ニ於

ケル食糧其ノ他生活必需品ノ配給、折揚金ノ内地通貨へノ交換、無償乗車券ノ交付、手  
小荷物ノ無償鉄道輸送等ノ取扱ニ当リ之ガ説明ニ利用セシムルコト

八) 引揚民ニシテ外地通貨又ハ外國通貨ヲ所持スル者ニ付シテハ特ニ正金銀行其ノ他ノ外國為  
替取扱銀行ト緊密ナル連絡ヲ爲シ出来得レバ現地ニ之ガ出張所ヲ設クル等ノ措置ヲ講ジ内  
地通貨トノ交換又ハ内地通貨へノ取替ヘヲ斡旋スルコト

九) 引揚民ニ付スル施設保護ノ施設ニ当リテハ特ニ地元公共団体其ノ他地元官民ニ協力セシメ  
テ備出、医薬其ノ他ノ施設保護、折揚金ノ運送保管、湯水ノ供給、生活相談等ノ措置ニ當  
テテキラ期スルト共ニ時ニ至リテ必要ニ付留意スルコト

十) 軍ノ施設施設、公共施設、寺院民衆等ニ届泊セシメタル場合、給食ハ出来得ル限り地  
元民ノ協力奉仕ニ依リ提供其ノ他ノ方途ヲ講ジ給食ノ内用ヲ期スルコト但シ上陸地ニ於  
テ一般外食若食店ノ施設十分ニシテ且之ヲ利用セシムルヲ便利トスル場合ハ食券ヲ交付  
シ給食セシムルモ可ナルコト

十一) 旅館一宿泊セシノタル場合ノ給食ハ可成ニ食ヲ給與セシムルコトトシ旅館ノ都合ニ依  
リ食ヲ給與シ得ナル場合ハ前記ニ準ジ取扱フコト

十二) 上陸地ヨリ帰郷地着駅迄ニ至ル間ノ車中給食ニ付テハ一食分乃至ニ食分ヲ上陸地ニ於

行發出其ノ他ノ方法ニ依リ給與シ再餘ノ給食ニ付テハ所費ノ食券ヲ交付シ主要職ニ於テ  
現物ヲ給與セシムルヤウ措置スルコト

二、上陸地ノ埠頭及發取附近ニハ上陸ノ際ノ艱難ヲ防止スルト共ニ雨天又ハ夜間工陸ノ場  
合ニ備フル為ニ要アル場合ハ簡易ナル假設幕舎等ヲ建設シテスヨ一時的住所ニ充テシメ

且瀉茶ノ供給所、新鮮品ノ保管場所、洗面所、便所等ヲ附設シ引揚民ノ便宜ヲ図ルコト  
三、引揚民ニ付シテハ其ノ全部ニ付檢査ヲ度施セラルル間際ニ檢査所ニ於テハ夫々ノ患者

ニ付一応病狀判明スルヲ以テ檢査所ト臨時醫務所ナル連絡ヲ保持シ患者ノ救済其ノ他ニ遺  
棄ナキヲ期スルト共ニ醫師看護婦、保健婦等ノ要員ニ付テハ医師會等ヲ積極的ニ偏力セ

シメテ必要ノ確保ヲ図リ医療救護ニ遺憾ナキヲ期スルコト尚醫師其ノ他ノ要員ノ確保  
ニ付テハ麾下檢査所ノ規模ニ即応シテ為ニヤウ手配シ置クコト

ハ、上陸地埠頭ヨリ宿泊場所又ハ發取ニ至ル間ノ引揚民所積品ノ運搬ニ關シテハ地元小運  
送業者ヲ偏力セシメル外地地元ノ勞力不足等ニ依リ其ノ内漏ヲ図ルル共ニ無賃取扱ヲ為  
スコト

ト、引揚民ノ輸送社ニ所積品ノ鉄道輸送ニ付テハ引揚民明書ヲ發取ニ提示セシメテ無賃乘  
車券ノ交付並ニ手小荷物ノ無賃取扱ヲ度ケシムルコト尚之カ經費ノ精算事務ニ付テハ別

途運標セラルベキコト

イ、外地及外國通貨ノ内地通貨へノ交換法ニ内地預金へノ取替ニ付テハ外地通貨又ハ滿洲

國通貨ノ内地通貨へノ交換ハ月千円ヲ限リ現金ニ交換スルコトヲ得又内地預金へノ取替へハ

外地通貨ニアリテハ金額、滿洲國通貨ニアリテハ一五〇〇円以内ノ現金交換シタル一

〇〇〇円ヲ含ムヲ限リ取替ヘルコトヲ得ルヤウ既ニ大蔵省ヨリ關係金融機關ニ示達

済ニ付肉保金融機關ト十分連絡ノ上交換法ニ振替へノ轉換ニ遺憾ナキヲ期スルコト

リ、上陸地ニ於ケル生活用設備ニハ地元方面委員等ヲ偏力セシメ懇切丁寧ニ相談指導

ニ施セシムルコト

十、上陸地ニ於ケル緊急保護ニ要スル經費ハ金額之ヲ國庫ニ於テ負擔スル見込ニ付テ正式予

算決定次第之ガ支拂予算ノ委員ヲ爲スベキモ前各項ノ実施ニ當リテハ大体五ノ限度内ニ於

テ整理セラレタキコト

一、病相保護ニ要スル經費

二、給食ニ要スル經費

三、医療(助産ヲ含ム)ニ要スル經費

一人一日当三円以内

一人一回当五円以内

戰時災害保護法ニ依ル医療費  
(助産費ヲ含ム)ニ準ズル額

一、引揚民所居品ノ運搬ニ要スル経費  
不、施設ノ設置ニ要スル経費

荷物一個当り五十銭以内  
引揚民一人当り一月五拾銭以内

二、引揚民ノ保護ニ要スル諸費  
今後海外ヨリ帰還スベキ軍人、軍属ノ上陸地ニ於ケル保護ニ付テハ現地陸海軍ト連絡ノ  
上必要アル場合ハ前各項ニ準ジ取扱フコト

三、引揚都道府縣ニ於ケル保護(上陸地都道府縣ニ於ケル無縁故者ノ保護ヲ含ム)ニ関スル事  
項

一、引揚民ノ定着シタル地域ノ一般國民ニ対シテハ引揚民ガ海外發展ノ希望ヲ達シクシ内地  
ニ引揚ヲ余儀ナクセラレクルベク精神ヲ振興シ精神ノ一役ニ成テシ温ク之ヲ抱擁介助  
セザムト之ニ反入張勢ヲ整頓シ引揚民ヲシテ引揚ニ因ル生活不安ヲ抱カシメザルヤウ爲  
スコト

二、引揚民ハ現地引揚当時ノ状況其ノ地輸送等ノ関係ニ依リ外廻リ品ノ搬出ヲ極度ニ制約セ  
ラレ居ル内係上引揚後ノ生活ニ相当ノ自由ヲ感ズル何動カラサルヤニ思料セシムルニ付テ  
ハ都道府縣内出身ノ海外在留者ノ数等ヲ参酌シテ在定、服装、衣料其ノ他日用品類ノ手  
配ニ努メ良善後生活ニ支障ナカラシムルヤウ配慮スルコト

44

三、引揚民ニ対スル食糧其ノ他物資ノ配給ニ当リテハ上陸地ノ地方長官ノ発行セル引揚証明  
書ヲ以テ取立証明書ニ付テ所要物資ノ配給ヲ爲サシムル外必要アル場合ハ戦災者ノ場合ニ  
準ジ配慮米其ノ他ノ関係物資ノ特別配給ヲ爲サシムルヤウ関係機関ニ文力徹底ヲ図ルコト  
四、既に引揚ガラシタル引揚民中ニハ上陸地ニ於ケル諸準備ノ整ハサル中ニ上陸ヲ爲シタル  
為引揚証明書ヲ所持セザル何モ相当多数アルヤニ思料セラル、ニ付之等ノ者ニ対シテハ本人  
ノ申請ニ基キ便宜現住地市町村長ヲシテ引揚証明書ヲ発行セシメ前項ニ準ジ所要物資ノ配給  
ヲ度テシムル様措置スルコト

五、引揚民ハ今後便船毎ニ多数上陸スル見込ニシテ上陸地ニ在リテハ之ガ一定ノ計画輸送ノ  
下ニ可及的運力ニ支口目的地ニ輸送スル平等トナリ居レルニ付テハ之等引揚民ガ到着シタ  
ル場合ハ従来戦災者ヲ取扱ヒタル例ニ倣ヒ搬出割合ノ輸送其ノ他ノ配慮措置ニ萬全ヲ期ス  
ルコト

六、引揚民ニ対シ引揚後ノ各種生活相談ニ定メタル為管内主要ノ駅駐ニ相当多数定着シタル市  
町村ニ引揚民ニ対シ相談所ヲ設置シハ疎南若相談所又ハ戦災者相談所ト併置スルモ可ナルコ  
ト)方面最良其ノ他ノ関係者ヲシテ之ガ相談指導ニ当ラシムルコト  
七、引揚者中戦災者要スル者ニ付テハ特別ノ便宜ヲ提供シ施設ニ即カノ支障ナカラシムルヤ

ウ措置スルコト

(ハ) 引揚氏ニシテ適當ナル鐵道先ナキ者ニ付テハ管下ノ適當ヲ探査シ定計ノ成定ニ付ムルヤウ措置スルコト

(イ) 引揚氏ノ就職地ニ付テハ勸業勸進會等ト緊密ナル連絡ヲ保持シ農産物ノ販賣ヲセヨウスルコト

(ロ) 引揚氏ニシテ特ニ農業ニ親カシムルヲ適當トスル者ニ付テハ市町村農業會其ノ他ノ関係方面ト緊密ナル連絡ノ下ニ耕作地ヲ擴張シ共同耕作共同開墾等ニ從事セシムルヤウ指導スルコト

(ハ) 引揚氏ニシテ特ニ農業ニ親カシムルヲ適當トスル者ニ付テハ北海邊ソノ他ノ開拓地ニ付テハ先づ鐵道ノ敷設スルヤウ指導スルコト

(ニ) 引揚氏ニシテ年令、身力、心算、地ノ關係ニ依リ移動力ノ乏ナキモノニ付テハ出來得ル限リ農務リノ國民共同勸業施設其ノ他ノ販賣施設ヲ利用セシメ又ハ簡易正副業ノ指導ヲ為ス等本人ノ能力ニ依リシテ適當ノ斡旋ニ努ムルコト

(ホ) 引揚氏ニシテ生活困難トナリタル者ニ付テハ引揚氏ノ定計ノ内容ニ即シテ必要ナル生活費ノ支給ヲ行フコト又ニ方面委員等ヲシテ個別指導ノ徹底ヲ図リ可成的便宜ニ付活ノ不途ヲ絶セシムルヤウ措置スルコト

(ニ) 本件ノ取扱ニ當リテ農産物ノ運送ニ要スル經費ニ付テハ國庫ニ依リテ支拂ハスル事ニシテ正式予算決定次第支拂委任ヲ為スベキモ其ノ他ノ經費ニ付テハ恩賜財團鐵道振興會ヲシテ支拂セシムルコト尚恩賜財團鐵道振興會ヲシテ負担セシムベキ經費ノ支出方法其ノ他ニ關シテハ別途訓令ヨリ通達セラルベキコト

三、在外居留者ノ留付居家族ノ取扱ニ關スル事項

(一) 在外居留者ノ留付居家族ニ付テハ方面委員等ヲ隨時逐次訪問セシメ各種生活相談ニ施ズルコト又ニ恩賜補助ニ付ムルコト

(二) 留付居家族ニシテ仕送リ仕送シ生活ニ困難ヲ告グル者ニ付テハ在外居留者ノ帰郷スル迄ノ間一時生活費ノ補助又ハ立替ヲ為ス等取扱ニ遺憾ナキヲ期スルコト

(三) 前項ノ取扱ニ當リテハ恩賜財團鐵道振興會ヲシテ之が經費ヲ負担セシムルコト

(藏式)

引揚渡明書

氏名

生年月日

本籍

住所(引揚渡ニ於ケル住所)

職業

原籍

右ハ旧和

昭和

年

月

日

何々森知事

氏

名

印

(注意)

一、本証明書ハ異動證明ニ代フルモノデスカラ該所定ノ市區町村役場ニ提示シテ輸入手續ヲシ

テ下サイ

二、内地通過貨ノ交換ヲスルトキハ本証明書ヲ銀行ニ示シテ下サイ

三、本證明書ヲ発取ニ提示シテ送返ノ郵便費重荷ヲ買ツテ下サイ

社 第 一 九 號

昭和二十年十一月

日

知事 殿

厚 田 省 社 會 局 長

引揚町取扱ノ為ノ反入事務所及其ノ地ノ保護ニ関スル件

今般聯合國最高司令部ノ指令ニ依リ海外ヨリ帰還スル陸海軍ノ人及居留民ニ対スル反入取扱ニ  
関シテ、從來天々ノ取扱ニ於テ度地ニ乘リタル農今般ハ統一約條約ニ依リ取扱ヲコト、相  
成根ニ付テハ、回下當省ニ於テ具體的計畫立案中ナルモ不取扱左記事項御留意ノ上之ヲ保護ニ道  
途ナキヲ期セラレ度及通牒候

此

一 聯合國最高司令部指令ニ依リ反入事務所ニ関シテハ上陸港河在在保護設置ハ引揚町事務所ヲ  
整備シ收収保護、輸送、食糧及物資ノ給與、疫病防疫ヲ右事務ニ付テ聯合國ニ之ガ保  
護ヲ度地スルコト、ナリタルニ付現在陸軍ニ於テ設置セル上陸地支局及通船ニ付テハ保護收  
容所ト緊密ナル連絡ヲ保持シ同一方針ノ下ニ引揚保護ノ事務ヲ度地スルコト

四ノ三

46

(一) 海外ヨリ帰還スル陸軍軍人及居留民ノ上陸港ハ利根ノ國ニ聯合國最高司令部ヨリ指定セ  
ラレタルニ付上陸港附近地ニ入港後出港手戻ハ莫ク取扱スルニテモル船政ハ新設施設物資貯蔵  
倉庫等ヨリ合々ノヲ具備スルコト

(二) 前記中一日ノ要入能力ハ入港及出港引揚可能ナル場合ハ船政トナルニ付注意スルコト

(三) 陸海軍軍人及居留民ニ付船政取扱ナキモノニ付テハ各都道府縣大府三ヶ名ヲ取扱スルニ足  
ル施設ヲ確保シ無殊故着ノ共同指定ニテツル如ク措置スルコト

(四) 前(一)ノ実施ニ当リテハ第一船政ニテ適宜ナル聯合國最高司令部ノ指令ニ依リ措置スベキ  
件ハ上陸港所在府縣定メ及十月二十五日発効第三ニ五号厚生次官発元軍用土地及建物ノ施設  
利用ニ關スル件依令通達ニ依リ措置スルコト

(五) 船政ノ規則、職区ニ關シテハ第一主官官ノ出立規則ニ於テ実施テラレツ、アルモ之等  
規則ト密接ナル連絡ヲ保持シ調整ヲ圖ルト夫レ之ガ高ニ要スル各種施設ニ付テモ前項ニ準ジ  
施設ノ確保ヲ為スコト

(六) 食糧ノ給與ニ關シテハ別途農林省食糧管理局ニ於テ計畫中ナルモ差当リ種々府縣内保有量  
ノ操作ニ依リ必要ナル措置ヲ講スルコト  
尚上陸港ニ於テ引揚民ニ支給スベキ食料ニ關シテハ令根據令軍ヨリ引渡ヲ及ケタルモノノ中ヨ

リ相当重ク上陸港ニ集積シ之ガ支給ニ備フルヤウ旨下平隊中丁ルモ警内保有助資中ヨリ支給  
シ得ル場合ハ差当リ之ガ給與ヲ為スマウ措置スルコト

昭和二十年十月二十五日

和事設

一、原 生 次 官

元軍用土地及建物ノ用途利用ニ關スル件依命通牒

陸海軍ノ保有管理ニ屬シテアル土地建物ニ就テハ最近之ガ戰分法ヲ感識中ノ外戰災者等要保護者及外地引揚者ノ保護、收容施設ヘノ文ガ取用ニ就テハ急遽ヲ要スルモノアルヲ以テ不取敢正託ニヨリ實地ニ於テ各地方財務局ヘ財務局ノ設置シアラザル縣ニ在リテハ同文所ト打合セテ上又現地ニ於テ急遽ニ屬理相成依命及通牒候也  
處而本件ハ内務省及大藏省トモ打合セ済ニ就テ為念

記

一、元軍用土地及建物ハ比ノ際迄悉ノ處置ナシテ之ヲ戰災者等要保護者ノ越冬用及外地引揚者ノ收容施設ニ簡易任意建設地トシテ充當スルモノトシテ左ノ取扱ニ據ルコト

一、要 物

- (1) 戰災都市内及其ノ近傍地ニ在ル軍用建物ハ特ニ重要又ハ弱小民生者ヲ優先セシメ戰災者等要保護者ノ越冬用及外地引揚者ニ使用セシムルモノトシ其ノ他ノ建物ハ外地引揚者ノ收容施設ニ充當スルモノトス
- 外地引揚者ニシテ戰災地ニ構置スル者ニ對シテハ戰災者使用ノ建物ヲ使用セシムルコトヲ得ルモノトス
- (2) 郡道府縣市町村ハ前號ニ充當スルヲ適當ト認メラルル軍用建物ヲ財務局ヘ又ハ同支所以下同シト連絡ノ上實施調査シ附屬設備、收容力等ノ諸要件ヲ勘察シタル上財務局ニ申出ツルモノトス
- (3) 本目的ニ使用スル建物ノ急修補修ハ財務局ニ於テ之ヲ行フモノトシ建物ノ模倣普及施設等ノ工事ニ付テハ財務局ノ承認ヲ得ケタル上当該建物ヲ借受ケタル団体ニ於テ行フモノトス
- (4) 使用承認ハ公共団体、任意団体、貧乏組合、戰災援護会長ノ他社会事業団体ニ對シテ之ヲ為スモノトス
- (5) 使用期間ハ一處而二十一年四月(北海道及東北地方ハ五月)未迄ヲ目途トス但シ外地引揚者ヲ收容スルモノニ付テハ引揚後六ヶ月ヲ目途トス

期限経過後ハ清算ニ依リ改メテ決定スルモノトス

16) 公天団体住宅団、貸取組合、戦災救護会其ノ他社会事業団体ニ於テ建物ヲ使用スル場合ニ於ケル使用料ハ前記ノ期間中ハ無料トスルモ期限経過後ニ付テハ改メテ之ヲ決定スルモノトス 右団体ニ於テ被收容者ヨリ建物ノ使用料等ノ費用ニ充ツル爲メノ負担ノ能力ニ応ジ適當ナル使用料ヲ徴スルハ妨ガナキモノトス

(二) 土地

- 1) 戦災都市内並ニ其ノ近接地ニ在ル元軍用地ハ簡易住宅建設用地ニ充当スルコトヲ得
- 2) 都道府県市町村ハ前記ニ充当セントスル土地ニ付於テ甲出ルモノトス
- 3) 貸付ハ公天団体、住宅団、貸取組合、戦災救護会其ノ他ノ団体ハ之ヲ公天団体ノニ限ラズ私天団体ニテモ可ニ付シ得ヌモノトス
- 4) 地代ハ原則トシテ所有料(一般地代ヨリハ低廉ナル見込ナリ)トシ賃借ニ応ジ割ニ定ムルモノトスルモ公天団体算ニ於テ公設市場、公設倉庫、共同福利所又ハ救済ヲ要スル戦災者ヲ收容スル簡易住宅建設用地用等公天団体ニ使用スルトキハ無料トス

(三) 賃ノ他

宅地並ニ倉庫賃物ニ就テハ甲史館館蔵ヨリ医療、教育、職業指導等ノ用ニ供スルモノトシテ

既ニソノ取用方ヲ通牒アリタルモノニ付テモ終戦後ノ現況ニ照シ其ノ緊急順序ヲ察スル際ニ財務局長ト協議ノ上特ニ甚シキ支障ナキ限り越冬対策用住宅ニ供スルモノトス

報告

右ニ依リ元軍用地及建物ヲ利用シタルトキハ其ノ用途左ノ様式ニ依リ注意決定報告セラレ候

(一) 建物		(二) 土地	
建物名	所在地	土地名	所在地
使用団体名	坪数	被貸付団体名	坪数
収容人数	用途	用途	用途
その他参考ナル事項		其ノ他参考ナル事項	

(二) 内地ヨリ内地以外ノ地域ニ引揚ケル者ニ對スル分

内地ヨリ内地以外ノ地域ニ引揚グル者ニ對スル分

目次

朝鮮人集團移入防務者等ノ緊急措置ニ関スル件 一頁

終戦ニ伴フ内地在住朝鮮人及台湾人ノ處遇ニ関スル緊急措置ノ件 五頁

内地既住一般朝鮮人帰籍取扱要領 一頁

内地既住一般朝鮮人帰籍取扱要領 一五頁

在住臺灣出身者ノ扱置ニ関スル件 二一頁

内地在住台湾系支那人府縣別分布表 二三頁

全國台湾岸校一覽 二五頁

警務局長發甲第三號

昭和二十年九月一日

寫

各地方長官殿

朝鮮人集團移入防務者等ノ緊急措置

一、内務省通令第八五七號行ノ予定ニ依リ、朝鮮人集團移入防務者ハ、ホノ如ク優先的ニ計画輸送ヲナス。

尚右炭山等ニ於ケル難境防務者ニシテ在留希望者ハ在留ヲ許容スルコト、但シ其定ニ於テハ特別例ニ動員セザルコト。

(一)輸送順位ハ概テ上述防務者ヲ先ニシ石炭山防務者ヲ最後トシ此成順位ニ於テハ運輸省ニ於テ決定ノ上由來ノ難境防務者、統制會、史世交通公社ニ優先ス。

(二)新幹線ハ揚子江沿ル手前助産所トシ有家族者ハ家族ト同席ニ輸送ス。

厚生省	勸業局長
厚生省	健康局長
内務省	管理局長
内務省	警保局長

- (1) 内地輸送中ノ解送ニ付テハ乃坑中ナルモ可成内多量ニ揚付セシムルコト
- (2) 釜山迄ハ又ノ事業主側ヨリ利率着テ附シ釜山ニ於テ引渡スコト
- (3) 目下ノ処給送能力僅少ハ一日平均千石以内ナルヲ以テ輸送完了迄ニハ相当長期向ヲ要スル見込ニ付其ノ期動機セシメタル様指導スルコト
- (4) 朝鮮省ノ在籍ハ地方興生会ヲシテ運力之ニ當ラシムルト共ニ下内ノ船舶施設ニハ中興興成会並船ノ移入所務者教養施設ヲ利用セシムル方針ナルコト
- (5) 陽鮮セシムル迄ハ現在ノ事業主ヲシテ引渡テ雇傭セシメテ置キ給與ハ後ニ後未通リト為スベシ之ハ八月十五日以後差引正ノ如ク積置スルコト
- (6) 従来通り就業スル者ニ付テハ事業主ヲシテ
  - (1) 賃金ニ付テハ賃金規則ニヨリ従前通り給與シ得ル如ク計割ヲ行ハシメ置クコト
  - (2) 賃金ノ支給ニ付テハ当座ノ小遣トシテ必要ナル程度ノ現金ヲ本人ニ手渡シ現金ハ各人名義ノ貯金トナシ事業主ニ於テ保管シ置クコト
  - (3) 石積置ハ管内トノ關係杜絶ニ依ルヒムラ得ザルモノニシテ將來貯金ハ又ズ本人ニ積ス者ノ通知徹底ヲ図ルコト
  - (4) 休業止工場事業場及礦業工場事業場ノ移入朝鮮人所務者ニシテ就業セザルニ至リタルモ

ノニ付シテハ事業主ハ差当リ稟請取附日額ノ六割以上ノ休業手当ヲ支給シ病金食糧等ニ付  
従来通りノ取扱ヲナスコト

(今後ノ債務ニ依リ石休業手当ノ支給ニ要スル費用ニ就テハ國家補償ノ途ヲ濫ズルコトアル  
ルベキコト)

(三) 家族送金(補給金ヲ含ム)ニ就イテハ別途指示ス

三、集団移入労働者ニシテ姪林ノ終身業主ニ雇傭セラレアル者ニ付シテハ地方廳ニ於テ近距離  
路ニ車庫跡清掃其ノ他臨時作業ニ集団労働力トシテ稼働セシメ差支ナキコト但此ノ場合ハ従来  
ノ事業主ト労働者ノ關係ハ其儘トシ一舊クヲ使用シ稼働場所ハ概ネ同府縣内ニ止メ之が労働  
困難ニ至ルガ如キ方面ヘノ転用ハ差控ヘルコト

尚此ノ場合ニ給與ニ付テハ昭和二十年七月三十日付勅發第八四八号厚生省勅諭所長及事務官  
管理局長通牒「勅諭所長力ヲ爲ス者ノ給與」ニ依ラシムルコト

四、一撤戻住朝鮮人ニ付テハ臨時可能ノ時限ニ至ラバ詳細指示スルニ付ソレ迄現在地ニ於テ平  
養ニ其ノ業務ニ従ヒ待機スル様指導スルコト

尚集団一般朝鮮人労働者ニ付シテハ可及的従来ノ雇傭主ヲシテ引續雇傭セシメ食糧等ハ従来  
通りノ取扱ヲナシノ就労先ナキ場合ハ可及的一應的ハ租又ハ飯場毎ニ他ニ取扱セシムル

四ノ四ノ三

兼指書スルコト

日ノ内ノ田

厚生省発健第一五二號

昭和二十年九月二十八日

島

各地方長官 殿

各地方總督府

第三部 長 殿

厚生省 健民局長

内務省 警保局長

終戦ニ伴フ内地在在朝鮮人及台湾人ノ退避ニ因ルル迷惑措置ノ件

首題ノ件ニ因シテハ朝鮮人及台湾人ト内地人トノ別ニ最も緊密ナル関係ヲ確保維持スルヲ旨トシ道義ヲ重シシ益々相互ノ信頼ヲ昂メ永遠ニ亘リ交際和親ノ実ヲ擧ゲルニ努メ新事態ニ対処スル在ノ必要措置ニ万道盡ナキヲ期シ苟モ兩者間ニ齟齬ヲ生ジ禍根ヲ貯未ニ起ヌガ如キコトナキ候様段ノ御注意相願シ度

記

一 時局ノ急変ニ因ル人心ノ不安動搖ヲ除去シ一時ノ感情ニ趨リ又ハ偏見無辭ニ基ク疑念妄動ヲ防止スル爲メノ方途ヲ講ズルモノトス

四ノ内ノ田

54

イ 内地在住朝鮮人及台湾人トノ接親聯繫ヲ更ニ密ニシテ正産ナル内外ノ情勢ト對シテガル事  
トヲ周知セシメ人心ノ安定ヲ圖リ且内閣程ニ新事態ニ移行スルガ如ク中央及地方興生會、  
台灣協會等ヲ臨時事務局ヲ應協議懇談會ヲ開催セシムルモノトス

ロ 近時朝鮮人又ハ台湾人ノ自主的団体ニシテ或は若クは保護、以業者ノ救済、臺灣自治會ノ  
保護其ノ他ノ社会事業ヲ目的トスルモノ又ハ文化運動ヲ目的トスルモノ各地ニ組織セラレ  
ツ、アルモ右団体ニシテ或ハ時局対応ノ諸施策實施ニ資シ得ルモノハ之ヲ活用スルガ如  
ク設置スルモノトス

ニ 朝鮮又ハ台湾ヲ希望スル者ニ對シテハ其ノ希望ヲ容レ在ニ依リ適切ナル保護ヲ與フルモノ  
トス 尚引續内地居住ヲ希望スル者ニ對シテ從前ノ規定ヲ變更スルコトナク然レモ該意ヲ  
以テ終始シ之ガ保護指導ニ付必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

イ 朝鮮又ハ台湾者ノ輸送ハ果園計畫輸送ノ方法ニ依ルモノトス  
右計畫輸送ノ順位ハ差当リ昭和二十年九月一日警察局長保第第三号「朝鮮人果園移入事務者  
ノ緊急措置ノ付」ニ依リ果園移入事務者ヲ優先例ニ取扱フコトトシ一般居住者ノ輸送計畫  
ニ付テハ進テ之ヲ指示スルモノトス

ロ 地方興生會等ヲシテ一般居住者ノ朝鮮又ハ台湾希望ノ販運、乗車運賃ノ減額輸入其ノ他  
出資準備ニ因スル施設ヲ為サシメ右計畫輸送ノ円滑ナル實施ニ協力セシムルモノトス  
朝鮮又ハ台湾者ノ旅行ハ相当長日數ニ亘ルモノアルヲ考慮セラルルヲ以テ旅行中ノ食糧其ノ  
他ノ生活必需品ニ因シ出發地地方農人特別ノ配慮ヲ為スモノトス  
ニ 朝鮮又ハ台湾者ノ乘地地ニ於ケル一切ノ保護ハ別途通牒ニ依リ引揚氏申請書文ニ當ルモ  
ノトス

ホ 中央及地方興生會、台灣協會等ヲシテ朝鮮又ハ台湾特産中ノ若クは保護及旅行途中ノ特異  
物品前ノ取扱其ノ他ノ取扱ニ万遺憾ナキヲ期セシムルモノトス  
ハ 朝鮮希望者中食肉ニシテ旅費ナキ者朝鮮シ得ル者ニ對シテハ旅費ノ全部又ハ一部ヲ地  
方興生會等ヲシテ支出セシムルモノトス

三 興生事業ハ概ネ在ノ方針ニ依リ實施スルモノトス  
イ 時局ノ急変ニ即応シ興生事業ハ人心ノ安定、朝鮮自治者ノ保護並敬注ニ此業ヲ取者、商  
業指導、生活相談其ノ他内地居住者ノ保護ニ重キヲ置クモノトス  
ロ 興生事業中終戦ニ伴ヒ不必要又ハ實施不可能ナル別紙事業ハ之ヲ停止シ其ノ他ノ

既行計畫事業ハ之ヲ継続其地ニルモノトス  
ハ、中興及地方興生会、興生委員等ハ猶其ノ終之ヲ存置スルモノトス

四ノ二ノ八

(別紙)

時百ノ急務ニ伴ヒ停止スベキ興生事業ノ概目

第一、地方農ニ対スル興生事業國庫補助中停止スベキ事項

一、教育施設ノ実施ニ関スル事項

(1) 興生教育講習会費國庫補助

(2) 皇民教育施設費國庫補助

二、保健施設ノ実施ニ関スル事項

(1) 衛生思想普及費國庫補助

(2) 保健指導費國庫補助

第二、興生会ヲシテ実施セシムベキ國庫補助事業中停止スベキ事項

一、壯丁練成

二、災害思想普及

三、興生勸励訓練所ノ設置

四、移入防務者定着指導

(指導班派遣、勸励若代表部ニ派遣、家族代表内地転校)

四ノ二ノ九

156

- 五 会章、國語、本等作成
- 六 初級師範訓練
- 七 服装改良指導
- 八 福澤翁像、及新島真淵翁像ノ南嶺
- 但シ別途新製事業トシテ、時局対応、勸業總務會ヲ南嶺スルモノトス

厚生省發便第一六〇號

昭和二十年十月二十二日

厚生省 健康局長  
運輸省 業務局長

各地方長官  
各地方總監  
第三部長  
各地方鐵道局長

内地既住一般朝鮮人通稱ニ關スル件

昭和二十年九月一日警察局長、第三号厚生省勸業局長、健康局長、内務省管理局長、警保局長、通商「朝鮮人集團移入防務看察ノ緊急措置」ニ關スル件、第四号、九月二十八日厚生省發便第一五二号厚生省健康局長、内務省管理局長通商「終戦ニ伴フ内地在任朝鮮人及び其家人ノ處遇」ニ關スル緊急措置ノ件、託養ニ関ル一般渡住看察ノ輸送ニ關シテハ別紙要領ニ依リ取次ヲ付ト相成リケルニ付、左記事項、仰留意ノ上、向後方面ト緊密ナル連絡ノ下、通稱希望者、内附ナル輸

四ノ四ノ二

送ニ遺感一キヲ期セラレ度  
 能ク当分ノ調整ノ必要アルニ付毎月十日、二十日、三十日現在ヲ以テ左記様式ニ依リ報告  
 者ノ漏遺或誤謬生起ニ依リ相次

様式

内地在住朝鮮人移住状況旬報

報 示 表  
 (日 月 日 分)

種 別	男		女		備 考
	計	内 外	計	内 外	
某團移入					
一般居住朝鮮人					
軍人及軍属					
小 計					
集 計					

注(一) 一内ニハ某團移入所務科中ニ含まレタル被服同室(度員兼用ヲ含ム)ヲ記入ノコト

記

- 一、要領第三項第三号ニ付テハ地方救済局所在地方聯合会内ニ調整計課設置会ヲ以テ前記スル輸送連絡協議会ノ如キモノヲ設ケシメ右協議会ニ於テ協議セル輸送計画ニ基キ地方鉄道局ト連絡ノ上地方ノ実状ニ応ジタル計画ヲ定ムルコト
  - 二、要領第四項第三号ニ付テハ地方聯合会ト通ジ更ノ出発ニ際シ能ク限り適當ニ救ノ外食料、靴、被褥、米穀類、乳幼児用食品、塩干魚、調味料其ノ他ノ食糧ヲ配給スルコト
  - 三、本要領ニ依ル計画輸送ノ実施ハ某團移入所務科ノ優先輸送終了後ハ大体十二月中旬終了ノ見込(開始スルモノトス)
  - 但シ緊急時弊セシムル要アル者ニ付テハ十一月五日ヨリ毎月、五日、十五日、二十五日(東拓日)ニ輸送スルコト、為リ居ルニ付前掲地不鉄道ト連絡スルコト
  - 四、尚目下ノ某團移入所務科ニ依リ輸送計画ハ左ノ臨時列車ヲ設定シ毎日輸送スルコトト為リ居レリ
- (1) 青森 — 下関内  
 北海道、北道地区在住者ノ輸送ニ充ツ

(1) 東京(品川駅) - 博多間

東北、関東地区在住者ノ輸送ニ充ツ

(2) 名古屋 - 博多間

中部、近畿地区在住者ノ輸送ニ充ツ

(3) 北海道、中国、九州地区ノ分ハ必要ニ定テ通商運搬ヲ為ス

(4) 其ノ他ハ一般定期列車ヲ利用シ増結列車又ハ編成車輛ヲ專用セシム

一、方針

内地居住一般朝鮮人帰郷取扱要領

内地居住一般朝鮮出身者ニシテ帰郷ヲ希望スル者ニ対シテハ輸送内滑ヲ期スル為メ新設輸送ラ  
實施シ適切ナル保護ノ下ニテ帰還ニ遺憾ナキヲ期スモノトス

二、帰郷希望申望及其ノ取遣

1. 帰郷希望者ハ其ノ住居地所在ノ地方興生会支会ニ住居氏名行先ヲ明示ノ上帰郷ノ申込ヲ  
為スモノトス

2. 地方興生会支会ハ帰郷希望申込人員ヲ地方興生会ニ報告シ地方興生会ハ之ヲ取遣メ毎月  
五回迄ニ中央興生会ニ報告スルト共ニ関係地方鉄道局ニ通知スルモノトス

三、輸送計画

1. 運輸省ハ厚生省ノ輸送要請ニ基キ月間列車運送及船舶運送計画ヲ商テ各地方鉄道局ニ一  
回平均輸送人員ヲ割当ツルト共ニ厚生省ニ之ヲ通報スルモノトス

2. 地方鉄道局ハ石割当ニ基キ所在地方興生会ト連絡ノ上運送要請割一割平均輸送人員割  
当ラ由該地方興生会ニ通知スルモノトス

3. 地方興生会ハ乗車船券控券ハ又ハ更ニ交通公社ト連携ノ上出発者乗車券控券控券ノ控券ヲ返シ又モノトス

四 出発準備

1. 地方興生会ハ出発者ノ日時決定シタルトキハ出発準備及団体行動代表者ヲ選定シ代表者ヲシテ概テ人ヲ単位トスル概ラ編成セシムルモノトス

2. 費用ニシテ旅費ニ屬スル者ニシテハ地方興生会ニ於テ旅費ノ全部又ハ一割ヲ負担スルコトアルモノトス

3. 地方興生会ハ出発者ヲシテ少ノトモニ日分以上ハ列車内ニ日給特ニ向難山一日予備二日以上ノ食糧ヲ携行セシムル如ク取計フモノトス

4. 出発地地方興生会ハ地方興生会ヲ通ジ歸郷者ノ代表者ニ於テ其ノ出発ニ際シ旅費ノ限リ直前日數ノ外食券、乾パン類、米穀類、煎油、調味料其ノ他ノ食糧ヲ配給スル如ク取計フモノトス

5. 地方興生会ハ歸郷者ノ代表者ニ於テ救急医薬品及簡易軍ヲ給與ト共ニ携行手廻品中ニハ成ル可ク簡單テ炊食用具食器、雨具防塵具小銃等ヲ準備セシムルモノトス

6. 歸郷者ノ代表者ハ地方興生会ノ協力ニ依リ出発指定所所在地以外ノ地ニ居住スル歸郷者

ニ於テ出発前日に出発券ニ添附ナク券集スル旅費充分手廻スルモノトス

五 旅行中ノ保護

1. 列車乗継駅及主要駅所在地ノ地方興生会ハ旅行中ノ歸郷者保護ノ為停車場ニ適當員數ノ職員ヲ派遣シ外食券引換又ハ米穀引換ノ下ニ所要餅当及湯茶ノ辨渡ヲ為スモノトス

2. 乗車地ニ於ケル歸郷者ノ保護ハ引揚民車務所(引揚民車務所設置ナキ場合ニ於テハ当該地方興生会)ヲニ中央興生会前屬下因及傳多興生館等左ニ依リ之ニ当ルモノトス

3. 列車乗船地ニ直接シタルトキハ乗船地ニ於ケル歸郷者保護幹線成例ノ前在其ノ地ノ諸留意事項ヲ車内提示等ニ依リ周知徹底セシムルコト

4. 列車到着毎ニ停車場ニ出迎ヘ歸郷者名簿ニ依リ宿舎ノ割当及給食銀行券ノ西島送券戻船手続等ノ辨渡ヲナスコト

131

60

昭和二十年十月二十二日

寫

(處 報)

各地方長官殿 (除沖縄軍太康官)

厚生 次 官

朝鮮人ノ帰郷ニ付テハ計画輸送ニ依リ制限制ヲ實施シ来リタルモ依然國內方面ヘノ發到ヲ阻  
止シ留サルニ付更ニ統制ヲ強化スル爲運給者ト勸業ノ上本月二十五日ヨリ計画輸送該當者ニ對  
シ更ニ郵度各個人別ニ「計画輸送証明書」ヲ所稱セシムルコトトシ右ヲ有セザル者ハ絶対ニ乘  
船セシメザル如ク取計フコトト爲リタルニ付右御舍ミノ上左記ニ依リ證明書交付方針ニ本指圖  
至急國內ニ周知方可能御手配相成度

記

一、證明書ハ集団移入労務者ニ付テハ事業主、一級居住朝鮮人ニ付テハ地方興生会ヲシテ發行  
セシムルコト

二、證明書ノ様式ハ地方長官ニ於テ適宜決定該當者名、乘車月日、計画輸送該當者タルコトヲ證  
スル旨ヲ記載シ發行者ノ印捺ニ取次者ノ認印ヲ押捺スルコト

昭和二十年十一月九日發信

處 報 通 牒

各地方長官殿

厚生 次 官

最近通條ノ帰郷者計画輸送証明制度ハ今般聯合軍司令部ヨリノ帰國ヲ望ム朝鮮人ニ對シテハ計  
画ニ基キ移初ヲ指示セラルル現任所ニ居住セシムベク統制スベシトノ命令ニ應キ更ニ之ヲ強  
化スルノ要アルト訂定法人中興生会ノ解散(十一月十五日)ニ伴ヒ地方興生会モ改廢セラレ  
ベキニ付従来地方興生会又ハ事業主ヲシテ發行セシメタル證明書ハ本月十三日午前發給及運賃  
官ニ於テ發行相成度(未端概則ニ付テハ市町村長等貴官ニ於テ適宜指圖相成度)  
尚計画輸送証明書ヲ所稱セザル者ハ絶対ニ乗船セシメザルコトト爲リ右ニ付右ノ有在住朝鮮  
人ニ周知徹底セシムルコトニ付計画輸送が指示セラレ證明書ノ交付アル現任所ニ居住セシムベ  
ク統制方嚴重御措置相成度

昭和二十年十一月十日發信

馬

逕 報 通 候

山口縣知事 殿  
福岡縣知事 殿

厚生省 大臣 官

今般「マ」司令部ヨリノ傳聞ヲ望ム朝鮮人ニ対シテハ計画ニ基ク移動ヲ指示セラルル趣理  
往新ニ在社セシムマク強引スベシトノ命令ニ基キ關係方面ト協議ノ結果計画輸送証明制度  
ヲ受ニ茲在ニ對電ノ運石証明書ヲ十三日前零時以降地方長官ニ於テ発行スルト共ニ同日  
以降右証明書（次未既發行ノ分ハ有効トス）ヲ所持セザル者ハ絶対ニ乗船セシメザルコト  
ト為リケルニ付右ニ依リ運輸省出先機關ノ連絡ノ上嚴重御注意相成候

社 登 第 五 八 號

昭和二十年十一月二十一日

馬

殿

厚生省 社會 局長

在 住 台 務 出 身 者 ノ 履 歴 ニ 關 ス ル 件

首題ノ件ニ由シテハ本年九月二十八日厚生省發令第一五二号厚生省健康民局長内務省警備局長通  
候「終戦ニ伴フ内地在住朝鮮人及台湾人ノ履歴ニ關スル必要措置」件ニ依リ夫々朝鮮露中ノ  
コトト存ゼラルル處台務出身者ノ帰還輸送ハマツカーサー司令部ヨリ通告アル迄当分ノ期延期  
セラルル趣リ又最近陸海軍關係者ノ履歴等ニ依リ時ニ必要措置ノ萬全ヲ期スベキ事應ヲ茲在ニ  
ツアルニ付テハ貴管下在住台務出身者ノ履歴ニ關シ關係方面ト十分御連絡ノ上該處漏ナキヲ期  
セラシ度

尚右ニ關シ申上ル要望更給事項等列ラバ速カニ具申相成度

11月15日

田ノ三ノ三〇







五 為替及金振替ニ関スル事項

目次

一 昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル勅令ニ関スル件ニ基ク金銀又ハ白金、地金又ハ合金ノ輸入ノ制限又ハ禁止等ニ関スル件……………一頁

一 外國為替管理法第一條及昭和二十年勅令第五百七十八號金銀若ハ白金、地金又ハ合金ノ輸入ノ制限又ハ禁止等ニ関スル件第一條ノ規定ニ依リ金銀有價証券等ノ輸出入等ニ関スル金銀取引ノ取締ニ関スル件……………四頁

一 外國為替管理法施行規則、貿易為替管理規則又ハ昭和二十年大藏省令第八十八號ノ規定ニ依リ制限ニ關スル件……………八頁

一 昭和二十年大藏省令第八十八號第八條第一項ノ規定ニ依リ外國ニ本店等ヲ有スル會社等ノ報告ニ關スル件……………一〇頁

一 當銀行為、當事者ニ對シ外國為替管理法施行規則又ハ昭和二十年大藏省令第八十八號ノ規定ニ依リ制限ニ關スル件……………一二頁

一 被任向送金爲替及任向取立爲替ノ代り金ノ支拂ニ關スル制限及報告免除ノ件……………一三頁

○昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル勅令ニ関

スル件ニ基ク金銀又ハ白金、地金又ハ合金ノ輸入ノ制限又ハ禁止等ニ関スル件

昭和二十年十月十三日

勅令第五百七十八號

第一條 大藏大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル行爲ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

一 金ノ地金又ハ合金ノ輸入

二 紙又ハ白金、地金又ハ合金ノ輸出又ハ輸入

前項又ハ外國為替管理法第一條ノ規定ニ違反シテ爲サレタル行爲ハ之ヲ無効トス

第二條 大藏大臣ハ必要ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ当該官吏ヲシテ必要

ナル場所ニ臨檢シ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

外國為替管理法第五條第三項及昭和二十年勅令第四百八十三號ノ規定ハ本令ニ基キテ發スル

命令ノ違反事件ニ付之ヲ準用ス

第三條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス但

シ当該行爲ノ目的物ノ價額ノ三倍ガ一萬圓ヲ超ユルトキハ罰金ハ当該價額ノ三倍以下トス

一 第一條第一項ノ規定ニ基キテ發スル命令ヲ以テ規定スル行爲ノ禁止又ハ制限ニ違反シテ

ル者

二 第一條第二項ノ規定ニ基キテ発スル命令ニ違反シ金、地金ノ輸入モトシタ  
ル者及匯又ハ白金、地金又ハ金ノ輸出スル目的ヲ以テ收得シ又ハ輸出若ハ輸入セムトシタ  
ル者

三 前條ノ規定ニ基キテ発スル命令ニ違反シ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ又ハ帳簿書  
類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ若ハ帳簿書類ノ匿蔽ノ不実ノ申立具、他ノ方法ニ依リ検査ヲ  
妨ゲタル者

四 本令ニ基キテ発スル命令ニ依リ提出スル許可ノ申請書類、他ノ書類ニ虚偽ノ記載ヲ為シ  
ソル者

第四條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者カ其ノ法人又ハ人ノ業  
務ニ関シテ前條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シテ亦前  
條ノ罰則ヲ科ス

第五條 本令及外國為替管理法ノ適用ニ付テハ本州、北海道、四國、九州及長ノ附屬島嶼以外  
ノ地域ハ之ヲ外國トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年九月二十四日以後本令施行前ニ為サレタル第一條第二項又ハ外國為替管理法第一條  
ニ規定スル行為ハ之ヲ無効トス但シ本令施行後二月内ニ大藏大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ  
限リニ在ラズ

大藏省令第八十八號

外國為管理法第一條及昭和二十年勅令第五百七十八號金、銀、白金、地金、合金、輸入、制限又、禁止等三箇ノ件第一條ノ規定ニ依リ金、銀、有價証券等ノ輸入等ニ關スル金融取引ノ取締ニ關シ左ノ通り定ム

昭和二十年十月十五日

大藏大臣 平 壽 隆 謹 啟 三

第一條 大藏大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ズレハ左ニ掲グルモノヲ輸出又リ輸入スルコトヲ得ズ

一、金貨又ハ銀貨

二、金、銀、白金、地金又ハ此等ノモノ、合金

三、通貨又ハ有價証券

四、小切手、送付手形、為替手形、約束手形、支辨指圖書、送金指圖書其ノ他ノ金融上ノ諸証券

五、本邦ノ内外ニ於ケル金融上又ハ財産上ノ取引ニ關スル委任狀又ハ代理權其ノ他ノ權限ヲ授與スベキ証券若ハ指圖書

六、其ノ他前各號ニ掲ケタル債務証券又ハ財産權ヲ証スル証券

第二條 大藏大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ズレハ左ニ掲グル取引ヲ爲スコトヲ得ズ但シ前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

一、本邦居住者ガ直接間接ニ全部又ハ一部ヲ所有又ハ管理スル在外財産

二、昭和十六年十二月七日以降ニ於テ外國居住者ガ直接又ハ間接ニ全部又ハ一部ヲ所有又ハ管理スル本邦内ニ在リし財産

三、外國為管理取引

第三條 本令ニ於テ取引トハ一切ノ財産ノ取得、讓渡、交換、持出、處分ハ兼テ變更ヲ含ム輸出若ハ輸入、一切ノ財産ノ面取引又ハ一切ノ財産ニ關スル權利、權限若ハ特權ノ行使ヲ謂フ

第四條 本令ニ於テ在外財産トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一、外國ニ在リし一切ノ財産

二、外國居住者ノ負擔トナル一切ノ債權、請求權、銀行預金其ノ他ノ預金又ハ信用取引

三、外國ニ在リし事業、營業又ハ此等ノモノニ對スル出資

四、一切ノ外國居住者ニ依リ發行セラレ又ハ其ノ者ノ債務トナルベキ一切ノ有價証券、小切手、送付手形、受領証、保給証券其ノ他所有權、又ハ債務ヲ証スル証券

五、一切ノ外國ノ著作權、特許權、商標權及此等ノモノニ關スル一切ノ契約書又ハ許可證  
六、日本銀行券、貨幣(金貨ヲ除ク)政府ノ發行スル小額紙幣、臨時補助通貨及B号長示補  
助通貨以外ノ一切ノ通貨

七、其ノ他前各号ニ準ズルモノ

第五條 本令ニ於テ外國為替取引トハ一切ノ外口通貨ヲ含ムルモノ取引一切ノ外口ハ若ハ外  
國ヨリノ支拂若ハ譲渡、外貨表示ノ一切ノ信用取引若ハ債務ノ辨濟、一切ノ外口通貨ノ賣買  
譲渡、若ハ其ノ他ノ商取引、外貨表示タルト否トヲ問ハズ本邦居住者ト外口居住者トノ間ノ  
一切ノ金融上若ハ財産上ノ取引及本邦居住者ガ外口居住者ニ對シ負擔セル若ハ外口居住者ガ  
本邦居住者ニ對シ負擔セル一切ノ債務ヲ含ムルモノ取引其ノ他之ニ準ズルモノヲ謂フ

第六條 第一條ノ輸出若ハ輸入又ハ第二條ノ取引ヲ為スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ外口為替  
管理法施行規則附屬申請書式ニ準ジ許可申請書ヲ提出スベシ

第七條 大藏大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事項又ハ人ヲ指定シテ本令ニ定ムル取引ノ制限ヲ  
免除スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ事項又ハ人ヲ指定シテ本令ニ定ムル取引ノ制限ヲ免除シタリト爲シテ大  
藏大臣必專アリト認ムルトキハ之ヲ告示ス其ノ廢止又ハ変更ヲ爲シタル場合亦同ジ

第八條 大藏大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事項又ハ人ヲ指定シテ報告ヲ徵スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ事項又ハ人ヲ指定シテ報告ヲ徵シタル場合ハ大藏大臣ハ必專アリト認ム  
ルトキハ之ヲ告示ス其ノ廢止又ハ変更ヲ爲シタル場合亦同ジ

第九條 外國為替管理法第五條第二項ノ規定ニ依リ準用シタル商稅法第八十七條ノ規定ニ依リ  
稱帶スベキ証票ハ大藏省監督官及大藏省監督官稱ニ在リテハ外口為替管理法施行規則附屬標  
式第二號ニ依リ外國為替管理法第五條第二項ノ規定ニ依リ規則事件ノ調査ニ付テハ商稅法施  
行規則ノ規定ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大蔵省告示第三百七十一號

左ニ掲グル場合ニ於テハ外國爲管理施設行規則、貿易爲管理規則又ハ昭和二十年大蔵省令  
第八十八号ノ規定ニ依リ制限並ニ報告ヲ免除ス

昭和二十年十一月一日

大蔵大臣 子爵 齋藤 實

一、外國ヨリ引揚グル本邦人が日本銀行券、朝鮮銀行券、台湾銀行券又ハ滿洲中央銀行券ヲ發  
購輸入スルトキ但シ此等ノ通貨ヲ通シ一人ニ付左ノ金額ヲ限度トス

一、個人(軍屬ヲ含ム)

一〇〇〇〇圓相当額

軍人

將校(見習士官及準士官ヲ含ム)

五〇〇〇圓相当額

下士官以下ノ

二〇〇〇圓相当額

二、前号ニ依リ發購輸入シタル朝鮮銀行券、台湾銀行券又ハ滿洲中央銀行券ヲ上陸運ニ於テ日  
本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ヲ相手方トシテ両替スルトキ

三、本邦ヨリ引揚グル朝鮮人、中華及國人等ガ一人ニ付一〇〇〇圓相当額以下ノ通貨ヲ發購輸  
出スルトキ

四、左ニ掲グル條件ヲ具備スル輸入手形ノ支拂ヲ爲ストキ

(1) 当該手形ノ振出地ニ於テ買取又ハ引揚ナルコト

(2) 当該手形ノ金額ガ本邦通貨ヲ以テ表示セラレタルモノナルコト

(3) 当該手形ノ所屬貨物ガ昭和二十年九月二十三日以前ニ輸入済ナルコト

(4) 当該手形ノ決済ニ付昭和二十年九月二十三日以前ニ貿易爲管理規則ニ依リ許可取得済  
ナルコト

五、南洋群島、樺太又ハ沖繩縣ヨリ引揚グル本邦人が日本政府發行ノ郵便貯金通帳(軍手郵便  
貯金通帳ヲ除ク)ノ發購輸入ヲ爲ストキ

六、昭和二十年九月二十三日以前ニ本邦内ニ持歸リタル朝鮮銀行券、台湾銀行券又ハ滿洲中央  
銀行券又ハ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ヲ相手方トシテ両替スルトキ但シ一人ニ付一〇〇〇  
圓相当額ヲ限度トス

七、日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ガ第二号又ハ前号ニ依リ朝鮮銀行券、台湾銀行券又ハ滿  
洲中央銀行券ノ両替ヲ爲ストキ

八、金融機關ガ聯合軍將兵等ヨリ両替ニ依リ取得シタル米國通貨ヲ政府補償勘定ニ登録セルト  
キ

大藏省告示第百九十八號

昭和二十年大藏省令第八十八號第八條第一項ノ規定ニ依リ外國ニ本支店ヲ有スル會社等ノ報告ニ関スル件ニ付之テ規定ス

昭和二十年十二月四日

大藏大臣 平賀滋澤 敬 三

昭和二十年十一月大藏省告示第百八十五號ニ依リ外國為替管理法施行規則又ハ昭和二十年大藏省令第八十八號ノ規定ニ依リ制限被ニ報告ヲ免除セラレタル會社等ハ左記事項ヲ昭和二十年十二月二十日迄ニ大藏大臣ニ報告スベシ

- 一 本店等ノ所在地及商號
- 二 本邦内ニ在ル支店又ハ代理店等ノ所在地（本邦ニ本座ヲ有スル會社等ニ在リテハ外國ニ在ル支店又ハ代理店等ノ所在地）
- 三 本邦内又ハ外國ニ於テ製造シタル品目又ハ取引シタル品目
- 四 會社等ノ設立年表法

五 本邦ノ種別及昭和十二年六月一日以降現在迄ノ本邦内及外國ニ於ケル事業活動ノ詳細（昭和二十年九月二十四日以後ノ事業活動ヲ含ム）

六 昭和十七年三月三十一日及昭和二十年九月二十四日現在ニ於ケル役員ノ氏名、国籍及住所  
七 昭和十七年三月三十一日及昭和二十年九月二十四日現在ニ於ケル資本額ノ五分以上ヲ占ムル全株主又ハ出資者ノ氏名、国籍及住所

大藏省告示第百九十九號

左ニ掲グル場合ニ於テハ当該行為ノ當事者ニ對シテ外國為替管理法施行規則又ハ昭和二十年大藏省令第八十八號ノ規定ニ依ル制限並ニ報告ヲ免除ス

昭和二十年十二月四日

大藏大臣 子爵 渡邊 洋 敬 三

外國ヨリ仕向ケラレタル送金為替ノ代リ金ノ支拂ヲ為スル又ハ外國ニ仕向ケラレテ取立為替ノ代リ金ノ支拂ヲ為スルニ係リ左ノ條件ヲ具備スル場合ニ限リ

- 一 借款送金為替又ハ取立為替ノ金額ガ本邦通貨ヲ以テ表示セラルルモノナルコト
- 二 借款送金為替又ハ当該取立為替ノ取立済通知ガ昭和二十年九月二十三日以前ニ本邦ニ到着シ居ルコト
- 三 借款送金又ハ取立為替ノ支拂金額ガ千圓以下ナルコト

72

被仕向送金為替及任何取立為替ノ代リ金ノ支拂ニ關スル制限及報告免除ノ件

昭和二十年十二月二日 公布

大藏省ニ於テハ外國為替銀行カ左ノ條件ヲ備ヘテ被仕向送金為替及任何取立為替ノ代リ金支拂以下ノ支拂ヲ為ス場合ハ外國為替管理法施行規則及昭和二十年大藏省令第八十八號ニ規定サレタル制限及報告ノ提出義務ヲ免除スルコトトシテ昭三〇年九月二十三日ノ告示ヲ以テ之ヲ告示スルコトトナシ

- (一) 借款為替ノ金額ガ本邦通貨ヲ以テ表示セラルルモノナルコト
  - (二) 借款送金為替又ハ当該取立為替ノ外國ニ於テ取立済通知ガ昭和二十年九月二十三日以前ニ本邦ニ到着シ居ルコト
- 右ニ掲ゲタ送金為替ニハ送金手形、差金小切手、郵便為替、送金付營業票、他一切ノ送金手段ガ含まレ又取立為替ニハ在外債權取立ノ為ノ一切ノ取立手續ヲ含マレ

一三

六引揚邦人持歸金等規則

73

0000 0502

六引揚邦人持歸金等規則

- 一 上陸港ニ於ケル引揚邦人ノ持歸金等規則ニ關スル件……………一頁
- 一 南洋群島沖繩縣又ハ樺太ヨリノ引揚邦人ノ郵便貯金  
通帳ノ携帶輸入ニ關スル件……………一三頁
- 一 上陸港ニ於ケル引揚邦人ノ持歸金等規則ニ關スル件……………一四頁
- 一 日露國表示補助通貨引換方ノ件……………一五頁
- 一 海運局所在地……………一六頁

露外爲第一五八號

昭和二十年十月十三日

大藏省 外資局長  
海運總局 長官  
各海運局長 宛

上陸港ニ於ケル引揚邦人ノ持歸金等規則ニ關スル件

引揚本邦人ノ持歸金ニ關シテハ差當リ左記要領ニ依リ取扱フコ  
トト相成リタルニ付右御諒知ノ上之ガ実施上遺憾無キヲ期セラ  
レ度  
尚本措置ニ付テハ貴管下ノ各支所出張所ニ對シテモ至急御連絡  
相煩度

記

一 持歸金ノ交換限度ハ一人當リ左ノ通りトス但シ日銀券、鮮

74

銀券、台銀券及滿銀券ニ限ル

一般民及軍艦

千円

軍人

將校（見習士官及準士官ヲ含ム）五百円  
下士官以下 二百円

二、交換場所

上陸港ニ限定シ其ノ他ノ場所ニ於テハ交換ヲ行ハザルコト

三、交換取扱者

上陸港最寄ノ日本銀行本支店又ハ代理店（以下單ニ取扱機關ト稱ス）トスルコト

海運局ハ交換ノ迅速円滑化ヲ圖ル爲メ當該取扱機關ヲシテ上陸港ノ適宜ナル場所ニ所要人員ヲ臨時派遣セシメ置クコト

四、現地通貨トノ交換率

銀券、台銀券及滿銀券ハ日本円ト等價トスルコト

五、交換限度ヲ超過スル現地通貨ノ取扱

（一）ニ掲ゲタル限度ヲ超過セル現地通貨ニ付テハ所管海運局

名簿、保管證ヲ本人ニ交付スルコト

註、保管證ノ様式ハ成ル可ク簡略化シ控ヲ取り置クコト

（四）右保管證ハ便宜前記取扱機關ヲシテ交付事務ヲ代行セシメ

當該取扱機關ハ其ノ控ヲ保管シ置クコト

（五）本措置ニヨリ受ケ入レタル現地通貨ニ付テハ當該海運局ハ

之ヲ取扱機關ヘノ保護預ケトシ該取扱機關ヨリ保護預リ

證書ヲ受領スルコト

六、預金通帳、送金小切手其ノ他ノ證書及一切ノ證券並ニ一ニ掲

グル通貨以外ノモノハ前項ニ準ジ保管スルコト

七、持歸金ノ報告

當該取扱機關ハ左ニ掲グル事項ニ付遅滞無ク日本銀行本店ニ

報告シ日本銀行本店ハ取扱店ヨリノ報告ヲ取り纏メタル上毎

週月曜日之ヲ大藏省外資局長ニ報告スルコト

（四）時替シタル現地通貨ノ通貨別合計

（五）限度ヲ超過シタル現地通貨ノ通貨別合計

四保管シタル證書又ハ證券  
備考

本件実施ニ付テハ最寄取扱機関ト緊密ナル連絡ヲ保持セラレ  
度  
尚引揚民ニ對シテ當該上陸港ニ於テ適當ナル方法ニ依リ本措置  
ヲ周知徹底方取計相成度

昭和二十年十月十六日

大藏省 外資局長  
大藏省 金融局長

日本銀行 外事局長  
國庫局長 殿

上陸港ニ於ケル引揚邦人ノ持歸金等規制ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ本日各海運局長宛別紙ノ通牒致シタルニ付右趣  
旨御諒知ノ上關係アル支店又ハ代理店ニ對シ至急可然連絡相成  
度  
尚別紙通牒中五及六ノ保管證様式並七ノ報告様式等ニ付テハ取  
扱機関ニ對シ更ニ具体的ニ指示セラレ度  
而本件取扱ニ依ル當該取扱機関ノ保管費等ノ必要經費ハ不取  
敢日本銀行ニ於テ支拂置相成度

藏外島第一六七號

昭和二十年十月十八日

高

大藏省外資局長  
海運總局長官

各海運局長宛

上陸港ニ於ケル引揚邦人ノ持歸金等規制ニ関スル件

標記ノ件ニ關シ本月十三日附藏外島第一五八號ニ依リ通牒セル  
處本通牒中「五、交換限度ヲ超過スル現地通貨ノ取扱」及「六、預  
金通帳、送金小切手其ノ他ノ證書及一切ノ證券並ニ「ニ掲グル  
通貨以外ノモノ」ノ取扱」ニ關シテハ當該上陸港海運局ニ於テ之  
ガ設置又ハ職員ノ派遣等充分協力セラレ度  
尙本邦内ニ在ル朝鮮人及華人勞務者ノ持歸金ニ付テハ一人當リ  
現金千円ノ範圍内ニ於テ之ヲ認メ且ツ千円ヲ超ユル分ニ付テハ  
前記藏外島第一五八號ニ依ル引揚邦人ノ持歸金等ノ規則ニ準ジ

六ノ六

所管海運局名儀ノ保管證ヲ一人一交付スルコト相成リタルニ  
付右欄了知ノ上之ガ取締上遺憾ナクヲ期セラレ度  
尙藏外島第一五八號通牒ニ係ル携帶通貨ノ交換ハ政府ノ行フベ  
キ操作ヲ便宜金融機關ヲシテ行ハシムルモノニシテ損益ノ問題  
アラバ凡テ政府ニ就テ處理スルモノニ有之爲念

六ノ七

蔵外為第一六八號

昭和二十年十月十九日

寫

大藏、省、外資局長  
海運總局長官

各海運局長宛

上陸港ニ於ケル引揚船入ノ持歸金等現額ニ關スル件  
標記ノ件ニ關シ十月十二日附蔵外函第一五八號ヲ以テ通牒致シ  
タル處其ノ發附各埠長高司令部ト連絡ノ結果左記ノ通り一部發  
更スルコトト相成リタルニ付右御告知ノ上之ガ取締上遺憾ナキ  
ヲ期セラレ度

記

一、前記通牒一ノ中、洋銀ハ一付入ト同様ニ取扱ヒ交換限度ヲ十円  
トスルコト

二、前記通牒一ノ中、持歸金ハ日銀券、鮮銀券及台銀券ニ限ルコト

三、前記通牒四ノ中、「滿銀、蒙銀、聯銀ノ各券、南亞  
券及印票」ヲ削リ、「四」ヲ削除

六ノ九

78

六ノ八

蔵外為第一七一號

昭和二十年十月二十三日

寫

大藏省 外資局長  
海運總局長官

各海運局長宛

上陸港ニ於ケル引揚邦人ノ持歸金等規制ニ關スル件  
蒙ニ引揚邦人ノ持歸金トシテ日銀券、銀銀券及台銀券ヲ認メタ  
ル處今回更ニ兩洲國幣ヲ之ニ追加スルコトト拒成リタルニ付右  
御了知ノ上可然御取計相成度此段及通商候也  
進商交換率ハ日本同ト等價ニ有之右為念申添候

昭和二十年十月二十五日

發

大藏省 外資局長  
大藏省 金融局長

日本銀行 外事局長殿  
日本銀行 國庫局長殿

上陸港ニ於ケル引揚邦人ノ持歸金等規制ニ關スル件  
首題ノ件ニ關シ本日各海運局長宛別紙ノ通商候致シタルニ付右  
御了知ノ上關係アル支店又ハ代理店ニ對シ至急可然御連絡相成  
度

蔵外為第ニ〇一號

昭和二十年十月二十五日

寫

大藏省 外資局長  
海運總局長官

各海運局長宛

南洋群島、沖繩縣又ハ樺太ヨリノ引揚邦人ノ郵便貯金通帳  
ノ携帶輸入ニ關スル件

昭和二十年十月十三日附蔵外為第一五八號上陸免ニ於ケル引揚  
邦人ノ持歸金等規則ニ關スル件第六項ニ依リ引揚邦人ノ携帶セ  
ル郵便貯金通帳ハ海運局ニ於テ保管スルコトナリ居レル處今  
般南洋群島、沖繩縣又ハ樺太ヨリノ引揚邦人ノ携帶セル郵便貯  
金通帳ニ付テハ右通帳ニ柯ラズ之ヲ輸入ヲ認ムルコトト相成リ  
タルニ付右能ク知ノ上可然郵便貯金相成度  
並而統一保管ニ於テ保管中ノ右地域ヨリノ引揚邦人ノ携帶輸

入セル郵便貯金通帳ハ本人ニ返還相成支障無之右為念申奉候

藏外爲第一七二號

昭和二十年十月二十七日

海運局長宛

大藏省 外資局長  
運輸省 海運總局長官

馬

上陸港ニ於ケル引揚卸入ノ持歸金等規制ニ關スル件  
蒙ニ引揚卸入ノ持歸金トシテ日銀券、鮮銀券及白銀券ヲ認メタ  
ル處今回更ニ滿洲國幣ヲ之ニ追加スルコトト相成リタルニ付右  
御了知ノ上可然御取計相成度此段及通牒候也  
迄而文投等ハ日本國ト等價ニ有之右爲念申添候

六ノ一四

藏外爲第四三〇號

昭和二十年十一月二十日

殿

金融局長  
外資局長

馬

B號圖表示補助通貨引換方ノ件  
比律賓ヨリノ歸還軍人ニ對シテハB號圖表示補助通貨ヲ携帶セ  
シムル如ク聯合軍司令部ニ於テ措置シタルヲ以テ歸還軍人等ヨ  
リ内地銀行ニ對シ引換ヲ求ムル場合モ生ズベシト認メラルルニ  
付右御含ミテ上之ガ引換ノ円價ニ行ハルル様措置方御配慮相煩  
度此段及御取願候也

六ノ一五

81

海運局所在地

北海	新潟	塩竈	九州	神戸	大阪	東海	横浜海運局
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
函館市仲浜町	新潟市	塩釜市	門司市西海岸通	神戸市神戸区加納町	大阪市港區三條通	名古屋市中区日本大通	横浜市中区日本大通

六ノ一六



七、歸鮮者所持金品等ノ制限

七 朝鮮者所持金品等ノ制限

目次

- 一 朝鮮人朝鮮者ノ所持金品等ノ制限ニ関スル件 一頁
- 一 聯合國憲法司令部ヨリ日本帝國政府ニ対スル指令被奉 五頁
- 一 朝鮮者ノ所持積立貯金等金簡易保険等ニ関スル件 七頁
- 一 朝鮮者ノ養金・保険等ニ関スル件 一二頁
- 一 本邦駐留朝鮮者ニ対スル遊券類ノ携帶輸入許可ニ関スル件 一七頁

84

昭和二十年十月三十一日

厚生省社会局福利課長

⑤  
谷府兼内政部長殿

朝鮮人朝鮮者ノ所持金品等ノ制限ニ関スル件

據記ノ件ニ関シ別紙甲第北海道廳内政部長照會ニ対シ別紙乙第ノ通回答致置候ニ付御参考迄ニ及通知候

七ノ一

別紙甲第

昭和二十年十月二十三日電信照會

寫

厚生省健康民局民生課長殿

北海道廳内政部長

朝鮮人帰還者ノ所持金ノ制限及残金返シ其ノ他ノ財産ノ管理方法ニ付至急返シテ

85  
9

七ノ三

二ノ八

別紙乙第

昭和二十年十月二十五日電信回答

寫

厚生省 健康局 民生課長

北海道廳 内政部長殿

前紙ノ編解者所持金ハ(マ)司令部ヨリノ帝國政府ニ対スル命令ニ依リ一人一〇〇〇圓以内トシテ起セル圓貨其ノ他一切ノ通貨及金銀、債券、證券等ハ乘船地ニ於テ個人宛受領證ヲ発給シテ管理スルコト、ナリタルニ付右細丁知アリ度

七ノ四

○ 聯合國最高司令部ヨリ日本帝國政府ニ対スル指令抜萃

昭和二〇、一〇、一五

通貨

- 1. 輸入事務所指揮者ハ日本人ニアラザル引揚者ニシテ外國ニ歸還スルモノニ対シ一入千圓ヲ起エザル圓貨ノ携帶ヲ許容スルコト
  - 2. 輸入事務所指揮者ハ一人千圓ヲ起セル圓貨其ノ他一切ノ通貨及一九四五年九月二十二日附當司令部證書(金、銀、債券及證券等ノ輸出入管理ニ関スル件)ニ列挙セラレタル如キ項目ハ個人宛受領證ヲ発給シテ取上クルコト
- (備考) 輸入事務所ハ本指令ニ基キ舞臺、下関、仙崎、津島、吳、博多、門司、函館等指定港ニ帝國政府ニ依リ近ク設置セラル、豫定ナリ

○ 日本帝國政府ニ対スル覺書抜萃

(前記2ノ「金、銀、債券、證券ノ輸出入統制ニ関スル件」ニ示サレタル物件)

昭和二〇、九、二二

金貨又ハ銀貨

七ノ五

- 二 金、銀、白金ノ地金又ハ其ノ合金ノ地金
- 三 通貨及担保品
- 四 小切手、手形、為替、手形、約束手形、支拂指令書、振替函替及他ノ財政上ノ證書
- 五 日本内地及外國ニ於ケル財政上又ハ財産ノ取引ヲ行フタメ辯護士又ハ代理人ノ権能又ハ委任及指令
- 六 特ニ前項ニ掲ゲザル他ノ負債、證據書類又ハ財産所有ノ證據書類

七ノ六

厚生省社務第一六號

昭和二十年十一月一日

為

各地方長官宛（除 沖縄 樺太）

厚生省社會局長

歸籍者ノ別後積立貯金年令簡易保險等ニ關スル件  
 標記ノ件ニ關シ別紙甲類ノ通達信託貯金保險局長宛照會致展別紙乙類ノ通達各府有之候ニ付右  
 各府迄送付候

87

七ノ七

(別紙甲附)

庚辰第五八六號

昭和二十年十月二十六日

逓信院貯金保険局長宛

厚生省便民局長

締結者、郵便積立貯金、年金、簡易保険等ニ関スル件

終戦ニ伴ヒ内地在朝鮮人ニシテ朝鮮ナル者積出中ノ處據此ノ件ニ關シ其ノ不任動搖防止上左  
記事項ニ付貴局承知致致何分ノ儀至急御可致相濁致

記

一 朝鮮有ノ郵便積立貯金、年金、簡易保険等ヲ停業ニ際シ如何ニ措置セシムベキヤ

(別紙乙附)

保案第五三六號 回答

昭和二十年十月三十一日

逓信院貯金保険局長

厚生省便民局長殿

締結者、郵便積立貯金、年金、簡易保険等ニ関スル件

対建案第五八六號ハニ〇。一〇。ニス

右御来照ノ件ハ左記ノ通ニ付可成御了承相成度候

記

郵便貯金

内地ヨリノ引揚者ニ対スル郵便貯金ノ拂戻ニ付テハ制限ナク又積立貯金、定額貯金、増額貯金等据置期間ノアル郵便貯金ニ付テモ預ケ人拂戻ヨリ必要トシ之ガ拂戻万郵便局ニ申出ツルトキハ期間内ト雖モ拂戻ヲ認ム

七ノ九

簡易保險

七ノ十

一、終戦前ニ於テハ朝鮮總督府ト設定シ朝鮮ニ転居セル簡易保險契約者ノ保險料ハ朝鮮ノ各郵便局ニ於テ集金ヲ取扱ヒ保險金又ハ運付金ノ請求其他ノ各種請求ハ直接福岡簡易支局へ提出セシメ居リタル處終戦後ニ於テハ朝鮮各郵便局ハ機能ヲ停止シ通信連絡ハ事實上其絶ノ状況ニアルモノト思料セラル、外賠和二十年十月十五日大蔵省令第八十八号ニ依リ證券復ノ輸入及外國トノ金融取引禁止ニ依リ本項ノ事務ハ全般的ニ取扱不能トナリタリ

二、以上ノ實情ニ鑑ミ次ノ通則ニ酌量措置シツ、アルヲ以テ了知ノ上尚知方可然取計アリ

朝鮮者ノ契約ニ対スル措置

一、朝鮮ノ各郵便局ニ届出アリタルモノハソノ後保險料ノ拂込云々之契約ノ失効処理ヲ見合セ將未前記設定ニ依ル取扱方法未定次第相當措置取スベキニ付解後ノ住所ヲ郵便局一屆出ツルコト若シ届出ナキ場合、郵便先不明トシテ契約ノ失効處理ス

二、朝鮮ニ當リ契約ノ解除又ハ失効ニ依ル運付金ノ返還ヲ請定スルモノニ対シテハ特例ヲ設テ、交付郵便局ノ窓口ニ於テ郵便ニ運付金ノ支拂ヲ爲ス制度ヲ設ク

郵便年金

朝鮮者ノ契約ニ対スル措置

一、朝鮮ノ各郵便局ニ届出アリタルモノハ掛金拂込中ノモノハソノ後掛金拂込云々之契約解除又ハ掛金拂込約ニ変更處理ヲ見合セ年金支拂中ノモノ及措置年金ニシテ措置期間中ノモノハ孰レモ百割ニ存積セシメ將來取扱方法未定次第相當措置スル等ノ外簡易保險ニ於テルト同様トス

二、郵便年金ハ種類ニヨリ契約解除ヲ爲シ得サル旨決定セラレタルモノモ有之且解約ニヨル返還金ノ計算方法複雑ニシテ郵便局ニ於テ算出スルコト困難ノ実情モアリ窓口ニ於テ即時返還ノ取扱ヲ爲サズ、尚郵便年金ニハ簡易保險ニ於テル如キ朝鮮總督府トノ協定ナシ

通融證書ノ取扱

郵便貯金通帳及郵便年金證書ハ前記大蔵省令第八十八号ニ依リ持出禁止トナリタル爲メ運輸省海運局ニ於テ朝鮮ノ渡檢査ノ上保護預リ致スモノト思料セラル、モ契約ノ効力ニハ影響ナシ

七ノ十一

89

社發第四三號

昭和二十年十一月十三日

寫

各地方官殿

厚生省社會局長

七ノ十二

歸併者ノ預金、保險等ニ關スル件

探込ノ件ニ因シ別紙甲書ノ通大藏省定案會致候處別紙乙書ノ趣回答有之候ニ付右考並及送附候

(別紙甲書)

便發第五八六號

昭和二十年十月二十六日

寫

厚生省健康局長

大藏省金融局長殿

同 銀行局長殿

同 國民貯蓄局長殿

同 外資局長殿

歸併者ノ預金、保險等ニ關スル件

終戦ニ伴ヒ内地在住朝鮮人ニシテ歸併スル者續出中ノ処此等歸併者ノ保險、定期預立資金、國債及國債貯金等ニ關シ其ノ不安動搖防止上左記事項ニ付貴局承知或度何分ノ候至急御回報相煩

記

七ノ十三

朝鮮者ノ生命保費契約、銀行定期預金、國債貯蓄、國債公債等ヲ朝鮮ニ際シ如何ニ措置セシム  
ベキヤ

七ノ十四

(別紙乙類)

臨時第八一六號

昭和二十年十月三十日

寫

厚生省健康局長殿

大藏省國民貯蓄局長

朝鮮者ノ預金、保險等ニ關スル件

本月二十五日附慶第百五八六號ヲ以テ御照會相成タル旨趣ノ件ニ關シテハ聯合軍最高司令部ノ  
指示ニ基キ左記ニ依リ取扱フコト、致居候條可然御取計相成度

記

朝鮮者一人ニ付現金一千圓ノ範圍内ニ於テ日銀券其ノ他現金ノ携帶持歸リヲ認メルコト

但シ右ノ現金ノ解銀券ヘノ両替ハ我方ニ於テハ認メザルコト

現金ニシテ一千円ヲ超ユル分並ニ預金通帳、送金小切手、其他ノ證書、保險證書等一切ノ證券

及日銀券、銀紙券以外ノ銀行券ハ海軍局ニ於テ保管シ海軍局名義ノ保管簿ヲ本人ニ交付スルコト

七ノ十五

91

ト  
ニ依リ現金一千円迄ハ持歸リテ得ルモ之ガ爲國債貯蓄、定期預金、國債債券等ノ現金化  
ヲ希望スル場合ニ於テハ通常ノ例ニ依ルコト、シテ特別ノ便宜ハ取リ計ラザルコト

七ノ十六

厚生省社務第六五號

昭和二十一年十一月二十七日

竊

各地方長官殿

厚生省社會局長

本邦經由暗國朝鮮人ニ付スル證券類ノ携帶輸入許可ニ関スル件  
兼記ノ件ニ關シ別紙ノ通大蔵省外資局長、海運總局長ヨリ各海運局長宛通牒セルニ付右御採知置  
相成度

七ノ十七

昭和二十年十一月十四日  
蔵外為第ニ七号

第

各海運局長殿

大蔵省外資局長  
海運總局長官

本邦經由船舶ノ目的ヲ以テ一時入籍スル朝鮮人ニ付テハ昭和二十年十一月十三日附通蔵蔵外為  
第一五八号六ノ規定ニ拠ラズ左記特種海運券種ハ上述ニ於テ振替タルコトナク携帶輸入ヲ許可  
スルコトニ決定シタルニ付可取即取付相復受

記

- 一 積券 小切手 送金手形 為替手形 約束手形 支拂指圖書 換金通帳 保険證書 簿類  
指圖書其他金融上ノ諸證書
- 二 本邦ノ内航ニ於テル金融上又ハ財産上ノ以外ニ關スル委任状又ハ代理権其ノ他ノ權限ヲ被  
与スベキ證書又ハ指圖書
- 三 其ノ他前各号ニ掲ゲザル積券 證書又ハ財産權ヲ證スル證書

七ノ十八

八  
物  
資  
ニ  
関  
ス  
ル  
事  
項

93

八、物資ニ關スル事項

目次

- 一 特殊物件中被服類ノ引揚者ニ対スル配分ニ關スル件 ハノ一頁
- 一 特殊物件中被服及日用品類ノ引揚者ニ対スル配分ニ關スル件 ハノ二頁
- 一 引揚者ニ対スル主要食糧ノ配給取扱ニ關スル件 ハノ三頁
- 一 外地部隊後援費支給スヘキ日用品ニ關スル件 ハノ四頁
- 一 聯合軍ヨリ運送ヲ受ケル食糧品其ノ他ノ衛生用品等ノ配給ニ關スル件 ハノ五頁

社發第七六號

昭和二十年十二月六日

寫

各地万長官殿

厚生省社會局長  
内務省調査部長

特殊物件中被服類ノ引揚者ニ対スル配分ニ關スル件

標記ノ件ニ同シテハ十一月二十九日内務省發第ニ〇〇號ヲ以テ通牒相成後員軍人及一般引揚者  
 人ニ対スル中被服類ノ支給ハ何レモ地方引揚局局長出張所ニ於テ實施スルコトト決定セラレ  
 既ニ大々郵配意中ノ事ト被存候知右被服類ノ各軍管区ヲ通ズル保管轉機カ末夕円滑ナル実施ヲ  
 見ルニ至ラザル爲上陸地ニ於テ引揚者ニ対シ事實上支給シ得サル状況ニ有之實管内ニ定着セル  
 引揚者ニシテ被服類ノ支給ヲ受ケザリシ者ニ付テハ之ヲ救済者ト同様ノ取扱ヲ郵配意相成候致  
 度此致及通牒候也

内務省 陸軍部ニツク事務

昭和二十年十一月二十九日

内務省調査部長  
商工省纖維局長  
厚生省社会局長

東京 大坂 支局長  
各地方行政事務局長官  
各地方官長官

特務物件中被服及日用品類ノ引揚者ニ対スル配分ニ関スル件

首魁ノ特ニ別添ノ通次定セルニ付之ヲ再増ナシ取扱ニ関シ遺憾ナキヲ期セラレ度

向ノ諸道府署ニ於テ既定ノ計画ニ基キ既決者ニ支給スベキ被服類ノ数量カ当該都道府署所在ノ部隊因込数量ニ依リ充てられザル為補給既在数量ノ一部ヨリ之ヲ補充スル必要アル場合ニ於テハ軍及当該都道府署課長級ノ上ニ六理相成度

特務物件中被服及日用品類ノ引揚者ニ対スル配分ニ関スル件

一 元陸海軍保有物資ニシテ聯合軍ヨリ返還ヲ受クル被服類(以下軍需被服ト称ス)中海外ヨリ運送スル復員軍人ニ支給スヘキモノニ付テハ別紙第一ノ陸軍相通報ニ依リ陸軍省(陸軍省解消後ハ第一復員省)ニ於テ上陸地支局ニ集積スルコトナリ居ルモノ今回地方引揚被服局ノ設置セラレタルヲ以テ之ヲ地方引揚被服局及同出張所ニ集積スルモノトス 但シ北海道ニ付テハ従来通りトス

右実施ニ当リテ陸軍省ハ各軍管区毎ニ集積所別ノ取得計画ヲ作成シ之ヲ関係府縣並ニ関係地方引揚被服局及同出張所ニ報告スルト共ニ各集積所ヨリ右計画数量ノ範囲内ニ於テ是ニ概出輸送ヲ開始スルモノトス

二 一般引揚用者ニ支給スベキ軍需被服ニ付テハ別紙第二ノ数量ヲ確保スルコト、シ厚生省ニ於テ各地方引揚被服局(但シ北海道ニ在リテハ北海道廳)以下同ジ)又ハ同出張所ヲシテ別紙第三ノ集積(交流)計画ニ基キ前掲ノ取得計画ヲ照合ノ上各集積所別取得計画ヲ作成シテ厚生省及関係府縣ニ報告セシムルト共ニ其ノ取引輸送ヲ急速ニ実施セシムルモノトス  
右輸送ニ當リテハ関係軍管区ト折衝シ其ノ協力ヲ受クルモノトス

三、地方引揚被服及同出場所ニ於テハ前ニ列ニ依リ輸送セラレタル被服ヲ受領シ之ガ果積及  
 保管ノ責ニ任ズルモノトス

四、復員軍人及一般引揚邦人ニ対スル被服ノ支給ハ地方引揚被服局又ハ同出場所ニ於テ軍民区  
 別スルコトナク何レモ左ノ範圍内ニ於テ実情ニ即シ之ヲ行フモノトス

- 一、當最大限度
- 服(上下) 一着
- 帽・子 一頂
- 下着(襦袢・袴下) 一着
- 脚絆 一雙
- 靴 一雙
- 靴 下 一雙
- 毛布 一枚
- 外袴 一着
- 衣履(又ハ履屨) 一履
- 手袋 一雙
- 雨外套 一着

五、被服ノ支給ハ何レモ上陸地ニ於テ被服ニシテ行フモノトス。但シ既ニ引揚ラリシ上陸地  
 ニ於テ支給ラレ得ザリシ者ニ対シテハ定着地ニ於テ之ヲ支給スルコト、シ別途同課長縣ニ  
 対シ手配スルモノトス。尚復員軍人及一般引揚邦人ニシテ被服ヲキ着ニ対スル支給ハ其ノ

被服折ニ於テ一括行ヒ差支ナキモノトス

六、元陸海軍保有物資ニシテ聯合軍ヨリ返還ヲ受ケル日用品類(齒磨粉、齒磨子、石鹸、墨  
 紙、便箋、封筒、便箋、手紙、揮、食器類、風呂敷、鉛筆類等)ハ各府縣ニ於テ現地陸軍部  
 給廠及現地部隊ト夫々折衝ノ上之ガ引渡ヲ受ケ極力復員軍人及一般引揚邦人ノ支給用ニ充當  
 スルモノトス

七、本件ニ依ル各物質ノ輸送及保管ニ要スル経費ハ統テ國庫ニ於テ之ヲ負担スルモノトス

別紙第一

陸普第ニ一ニ九號字

上陸地支局ニ集積スベキ被服ノ數量並尿管取扱ノ件通牒

昭和二十年十月三十一日

陸軍省 副官

内地各軍管區 第一 第二 復興司令部 被服本廠宛  
首題ノ件左記ノ通り定メラレタルニ付依命通牒ス

左記

一 各上陸地支局ニ準備スベキ被服ノ標準 別表第一ニ依ル

二 上陸地ニ準備スベキ各軍管區ニ於テ確保スベキ品目 數量又各軍管區ヲ通スル尿管取扱

ハ別表第二ニ依リ実施スルモノトス

尿管取扱実施ノ為軍管區司令官ハ管區内ノ被服取扱ヲ指揮スルモノトス

三 所要經費ハ臨時軍費トス

別表第一

上陸地支局ニ

集積スベキ

被服ノ數量

支局	九州						山陰(舟橋)	山陽(舟橋)	中國(吳)	近畿(廣淡) (播磨)	北陸(石川)	東海(三河)	甲斐(山梨)	信濃(長野)	北陸(石川)	東海(三河)	甲斐(山梨)	信濃(長野)	計
	(佐世保)	(門司)	(下関)	(博多)	(佐賀)	(鹿兒島)													
被服	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	1,000,000
尿管	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	100,000
合計	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	1,100,000

一 集積スベキ品目次ノ如シ  
 被服 冬(夏)衣類 外套 雨蓑  
 冬(夏)襪褲 下 綿上靴 毛靴  
 毛靴下  
 旧ニ夏衣類 外套 雨蓑 毛靴  
 計ハ尿管少量ヲ現存品(尿管帳  
 換後ノ保有品)ヲ限ルトス







別表第二

外地引揚呂留民用被服概算表

品目	北	東	東	東	中	中	西	西	計
冬 被	五〇	五〇	一五〇	四〇	二〇	二〇	二五	一〇	五〇〇
冬 袴	八	五	四〇	七〇	一〇	四八	六〇	二〇	四〇〇
外 套	二五	三三	九五	三二	五二	八	五一	一〇	三二五
冬 袴 袴	五〇	八〇	一〇〇	八〇	一五〇	三〇	一四	一〇	五〇〇
冬 袴 下	一〇〇	三〇	一〇〇	一五〇	一〇〇	一〇〇	一四	一〇	五〇〇
地下定袋		五〇	五〇		一〇〇	一〇〇	五〇	一五〇	五〇〇
毛 布	一〇	六〇	一〇〇	一〇〇	五〇	五〇	二〇	五七	四〇七
防寒被(人用)	八二	六	八〇	一	三一		三五	四二	二九五
靴 下		五〇	一〇〇	五〇	一〇〇	一〇〇		五〇	五〇〇

備考  
 一 本表ハ主トシテ補給被服有品ヲ以テ確保スルモノトス。但外套ハ各部隊隊員有品ヲ以テ  
 二 防寒被(両合羽代用ニ使用)ハ補給被服多量隊隊員有品トシテ確保スルモノトス。  
 三 本表ノ外雜費(クナル(手拭) 履(中又) 飯筒 茶筒)ノ各補給隊員有品ヲ極  
 録シ外地引揚者ニ充当スルモノトス。

八ノ一三

10/

八ノ一四

社奉第七一辨

昭和二十年十二月五日

⑤

各引揚校護局長  
向一出張所長殿

厚生省社會局長

引揚者ニ対スル主要食糧ノ配給取扱ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ今般別紙ノ通決定致候條御了知ノ上地方廳食糧事務所其ノ他関係諸機関ト常時緊密ナル連絡ヲ保持シ適正且円滑ナル実施ヲ期セラル、採給取ノ配意相成度  
進テ各地方長官、各食糧事務所長、海運省食糧局長、陸軍省經理局長、運輸省海運總局長官等関係諸機関ニ対シテモ同様別途通達有之御了知相成度為念

二〇食糧第二二一八號

昭和二十年十一月二十二日

官

各地方長官殿

農林省食糧管理局長官  
厚生省社会局長

引揚者ニ対スル主要食糧ノ配給取扱ニ関スル件

標記ノ件ニ因レテハ概而ヨリ特段ノ御配慮相煩居候処今般別紙ノ通リ決定致候條御諒知ノ上食糧事務所長ノ他関係諸機関ト常時緊密ナル連絡ヲ保持シ本件ノ円滑ナル運営ニ萬遺憾ナキヲ期セラシ度此致及通牒候也

二〇食糧第二二一八號

昭和二十年十一月二十二日

農林省食糧管理局長官

海軍省軍需局長  
陸軍省經理局長  
運輸省海運總局長官

引揚者ニ対スル主要食糧ノ配給取扱ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ今般別紙ノ通リ各地方長官宛通牒致置候條御諒知ノ上本件運営ニ萬遺憾ナキヲ期セラシ度此致及通牒候也

103

八ノ八

二〇食糧第二二一八號

昭和二十年十一月二十二日

各食糧事務所長 敬

農林省食糧管理局長官

引揚者ニ対スル主要食糧ノ配給取扱ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ今般別紙ノ通り決定致候也方應其ノ趣保詰機關ト常時緊密ニ連絡ヲ保持シ奉  
件ノ円滑ナル運管ニ萬遺憾ナキヲ期セラレ度此致及通候也

一 追而要綱四ニ依ル悉頭累積ハ可及的一ヶ月分程度ニ考慮相成度尙本件運管ニ要スルパンニ  
付目下手持皆無苦クハ便テニシテ支障アルモノト被認候ハ各關係方面ト充分協議ノ上之ガ  
所要量ヲ至急奉旨申請相成度申添候

引揚者ニ対スル主要食糧配給要綱

- 一 本要綱ニ引揚者ト称スルハ海外ヨリノ引揚後買入軍需及一般邦人トス
- 二 本邦ヘノ引揚船内及上陸地滞留期間並ニ歸郷途中ニ於ケル引揚者ニ対スル主要食糧ノ配給  
量ハ一人一日當四〇〇グラムトス
- 三 檢疫等ノ爲上陸地滞留期間ニ於ケル給食ハ所要量日數ニ依ルモノトス
- 四 歸郷途中ニ於ケル食糧ハ可及的右ニ依ルモノトス
- イ 一日以内 進飯一食及乾麵類ニ袋ヲ給与スルモノトス
- ロ 二日以上 進飯一食及乾麵類ニ袋乃至六袋ヘニ袋ニ食分トシテ所要日數ニ依リ適宜次  
定スルモノトス
- エ 外旅行日數ニ依リ所要トスル外食券ヲ給与若クハ交付  
スルモノトス

ハ 南洋方面等ヨリソ復買入等ニシテ進食ヲ携行セル者ニ対シテハ携行スル数量ニ依リ給  
与量ヲ減シ又ハ給与セザルモノトス  
上陸地ヨリ歸郷地迄ニ於ケル旅行日數ハ左表ニ依ルモノトス

支州	中	近	東	北	東	北	東	近	中	西	東	九州
支州												
支州												
支州												
支州												
支州												
支州												
支州												
支州												
支州												

註 右表ハ一應ノ基準ニシテ事情ニ依リ適宜或理シテ変更ナキモノトス

商船食料トシテ味増及醬油ニ付テハ火ツク一ヶ月当一八ロウ及ニ合セトシ 味噌其他

生鮮食品、惣菜食糧品、雑穀類等ニ付テハ地方懸ニ於テ確保ヲ措置ヲ精ズルモノトス

食糧管理局ヨリ所管ノ主要食糧ヲ売却スルニ当リテハ左ニ依ルモノトス

陸 内 食 糧

イ 一般船舶ニ対スルモノニ付テハ海運局長、海運支局長、海陸局長及同支局長ナキ場合ハ船舶

管理支局長ノ證明ニ依リ船舶運送會ニ対シ食糧事務所長 限り売却スルモノトス

ロ 海運局長ニ対スルモノニ付テハ各軍需部員ニ対シ之ガ申請ニ基キ食糧事務所長限リ売却

スルモノトス

上述北滿留期間及帰郷途中ニ於ケル給食用主要食糧ニ付テハ地方引揚振護局ニ対シ売却スルモノ

トス

イ 地方引揚振護局ハ当該日ノ主要食糧ノ所管見込数量ハ引揚地別、種類別ノ売却ニ依

食糧事務所長ニ対シ申請スルモノトス

前項ノ申請ニハ別紙様式ニ依ル所管見込数量算出基礎並ニ前月中ノ配給実績ヲ添付スルモノ

トス

ロ 食糧事務所長ハ地方引揚振護局ノ申請ニ基キ地方食糧管理團ニ対シ現品ノ売却又ハ外食券

ノ交付ノ指令ヲ為スモノトス

ハ 地方食糧管理團ハ食糧事務所長ヨリノ指令ニ基キ地方引揚振護局ニ対シ米ハ代替食糧ヲ含

ムニ及統制麵粉ノ売却又ハ外食券ノ交付ヲ為スモノトス

前項ノ引渡ハ双方ノ都合ニ依リ分割或渡ヲ為スモ差支ナキモノトス、尚代替食糧ノ混合率

ニツイテハ傷病者若クハ引揚者ノ健康状態等ヲ充分考慮シ適宜決定スルモノトス

- 二、食糧事務所ハ地方食糧管理団ニ対シ莫ノ指令シクル数量ニ相当スル主要食糧ノ売却ヲ爲ス  
モノトス
- 三、地方食糧管理団ハ引揚者ニ対スル主要食糧ノ配給ニ支障ヲ来スコトナキ操縦メ手配シ置ク  
モノトス
- 四、食糧管理団ニ於テハ石ノ備給ニ遺憾ヲ有ラ期スル爲ニ主要食糧ニ付各團便巻類ニ兼換ヲ行フ  
モノトス
- 五、引揚者(南群方面ヨリノ役員手入ニシテ種食積行セル者)ニ付テハ積行食糧ノ数量多量ナ  
ル場合ハ之ヲ除ク)ニ付シテハ歸郷地ニ於テ上陸地地方産ヨリ發行交付ヲ受ケクル引揚者明  
書ニ依リ五日分ノ必要用食糧ヲ配給スルモノトス
- 六、地方引揚者(南群方面)ニ於テハ現ニ給与ヨリ居ル概間(引揚民事務所)上陸地支店  
役員改修部又ハ海軍支店)ニ付シテ準正売却ノ上配給セシムルモノトス
- 七、食糧事務所ハ毎月十五日及末日之ヲ定メ及売却 配給等ノ成績ヲ報告スルモノトス

改正様式(イ)

引揚者ニ対スル 日分主要食糧配給所要見込

配給対象見込買数 一人当り平均所要見込	日分主要食糧配給所要見込		
	米(野食糧)	乾麺類	外食類
前 要 見 込			
手持高減整			
差引所要見込			

- 註(イ) 引揚地ニケ所以上アル場合ハ引揚地別トスルコト
- (ロ) 手持高ハ五日分程度トシ配給實際ニ依リ五日分以上トナリタル時ハ其ノ超過分ヲ配  
却所要見込ヨリ核除スルコト
- (ハ) 一人当り平均所要量ハ前月配給実績ヲ参照シ決定スルコト

別紙様式(二)

引揚民ニ対スル

月分主要食糧配給実績

八二六

區	分	月分主要食糧配給実績			
		前月未將献	配給実績	差引手持高	配給対象人員
一人当	平均				

外地部隊復員者ニ支給スヘキ日用品ニ関スル件

(十一月五日副官ヨリ各軍管区長ニ送付)

上述地ニ於テ外地部隊復員者ニ支給スヘキ日用品ハ各人乾糧粉一袋、墨刷毛一本、石炭一箇、鉛筆二本、マフチ(小)一個ニシテ陸軍ヨリ聯合軍ニ引渡シ更ニ内務省ニ交付セラレタル日用品中ヨリ左記所管陸軍放棄ヲ許被地ヨリ物件処理委員会ト密接ニ連絡ノ上確保スル如ク措置セラレ度依命

追テ確保シ得ル数量ガ本数量ニ不足スル場合ハ其旨返信セラレ度

記

- 北部軍管區 二〇〇,〇〇〇名分 (陸管五四〇)
- 東部 二五〇,〇〇〇 (陸管第一六七部)
- 東海 三〇〇,〇〇〇 (陸管五四〇)
- 中部 一五〇,〇〇〇
- 中部 二〇〇,〇〇〇
- 西部 三五〇,〇〇〇

衛發第六七七號

昭和二十年十一月一日

東京、大阪支局長  
各地方副總監 殿  
各地方長官

厚生省衛生局長  
内務省調査部長

聯合軍ヨリ返還ヲ受ケル医薬品其ノ他ノ衛生用物質ノ處理ニ関スル件

標記ノ件ニ關シ十月二十七日内閣特務物件處理委員會ニ於テ別紙ノ通決定相成候條之ガ實施ニ  
關シテハ特ニ左記事項御了知ノ上乃返還ナキヲ期セラレ度

記

一 調査

聯合軍ヨリ返還ヲ受ケル医薬品其ノ他ノ衛生用物質ノ保管場所・品目・数量・保管 狀

八ノ三九

八三〇  
死等ノ調査ニ關シテハ十月二十二日厚生省及滋賀縣廳ニ於テ開催セル軍保有医薬品其ノ他ノ衛生用物資ノ處理  
ノ衛生用物資ノ處理ニ關スル協議会ニ於テ指示セル軍保有医薬品其ノ他ノ衛生用物資ノ處理  
ニ關スル件實施要領ニ依リ進進ニ調査ノ上報告ヲ爲スコト

### 二 保 管

医薬品其ノ他ノ衛生用物資ハ医療用トシテ之ガ效能等ヲ保持セシムルノ要アルヲ以テ之  
ガ取扱保管等ニ付テハ変更要領ヲ示サザル標榜ニ留意ノ要アリ依ツテ之ガ保管ニ當リテ  
ハ地方衛生課係官（東京都及大阪市ニアリテハ業務課係官以下全ジ）及医薬品其ノ他ノ  
衛生用物資ノ各地方官署機關（医科器械、齒科器械等）並ニ製薬廠等ナキモノニ付テハ小賣業者  
以下同ジ）ノ専門的官職経験組織能力等ヲ充分活用スルコト、シ之ガ爲要スレバ地方官署  
機關、倉庫等ニ倉入シ之ガ保管ヲ爲サシムル等ノ特別ノ方途ヲ講スルコト

### 三 引 渡

引渡ハ厚生省ヨリ指示スベキニ付指示アリタルトキハ都道府縣衛生課係官（要スレバ他  
ノ関係部課係官）並ニ倉庫ノ下ニ保管ノ上取扱品場等ノ有無程度等ヲ確認シタル上医薬品統制  
株式会社又ハ倉庫ノ委託ヲ受ケタル地方官署機關ニ對シテ之ヲ爲スコト

但シ検査ニ當リ梱包ノ表示及外觀ヨリシテ内容ヲ判定シ得ル場合ニ於テハ其ノ表示ニ依リ  
引渡ヲ爲スコトヲ得ルモノトシ後日内容ト表示ノ相違アリタル場合ニアリテハ之ヲ発見シ  
タル者ニ於テ当該都道府縣衛生課係官並ニ倉庫ノ下ニ其事由實在品目数量等ヲ明記シタル調査  
ヲ作成スルコト  
医薬品統制株式会社及其ノ委託ヲ受ケタル地方官署機關ハ引渡ヲ受ケタル医薬品其ノ他ノ  
衛生用物資ニ付各統制機關又ハ其ノ委託ヲ受ケタル地方官署機關並ニ倉庫ノ下ニ之ヲ各物資別ニ分  
別シ夫々ノ機關ニ之ガ引渡ヲ爲スモノトス

### 四 配 給

各統制機關ハ引渡ヲ受ケタル物資ニ付厚生省ノ指示スル配給計画ニ依リ配給ヲ爲スモノ  
トシ之ガ配給先ヘノ發送ハ地方官署機關ニ委託スルカ或ハ受給者ヲシテ保管場所ニ於テ引  
取ヲ爲サシムル等實際ニ應ジタル處理ヲ爲サシムルヲ以テ官署機關ヲシテ右ニ協力セシム  
ルコト 医薬品其ノ他ノ衛生用物資ノ引渡ヲ爲ス都道府縣官署及都道府縣内ニ於テ戰災  
者及引揚者救護用トシテ使用スベキ医薬品其ノ他ノ衛生用物資ハ各統制機關ニ於テ引渡ヲ  
受ケルト同時ニ之ガ配給ヲ爲サシムル見込ナルヲ以テ右物資ハ之ヲ戰災地ニ於ケル病院診

八ノ三  
豫計ノ復興用職災者及引揚者ノ救護ヲ爲シ居ル機関病院診療所等ニ速ニ配給スルコト  
御賣機関ヲシテ最終消費者ニ付スル配給先別配給數量ヲ明確ナラシメ置クコト

### 五 引渡價格

引渡價格ハ公定價格又ハ協定價格アルモノニ付テハ之ニ依ルモノトシ都(區)制實施地域ニ限ル)及市ノ區域内ニ所在セルモノニ付テハ製造業者販賣價格其ノ他ノ地域ニ所在セルモノニ付テハ最近製造ノ運賃諸掛ヲ製造業者販賣價格ヨリ控除セル額トスルコト  
公定價格又ハ協定價格ナキモノニシテ價格ヲ算定困難ナルモノ及衛生材料ノ引渡價格ニ付テハ基準價格ヲ進テ厚生省ヨリ指示スル見込ナルコト

飲取品係ニ依ル減額ニ付テハ都道府縣ニ於テ其ノ程度ニ應ジタル額ヲ決定スルコト  
引渡物價ノ代金決済方法ニ付テハ別途指示スルモノナルコト

### 六 其他

引渡品目數量が受領調書ト相違アリタル場合ハ三ノ六項ニ依ル調書ニ依リ引渡ヲ爲シテ  
ル都道府縣ニ於テ代金決済ノ交付スルハ文書代金減額ニ依リ之が補正ヲ爲スコト

### 軍保有医薬品其ノ他ノ衛生用物資ノ處理ニ関スル件

一 聯合軍ヨリ返還ヲ受クル医薬品其ノ他ノ衛生用物資ハ内務省ニ於テ受領シタル後之ヲ医薬品統制株式会社ニ引渡スモノトス

引渡ハ有價トシ引渡價格ハ別途決定スルモノトスルモ其減品傷等ニ付テハ厚生省又ハ都道府縣廳立金ノ下ニ之が裁額ヲ決定スルモノトス但シ罹災者引揚者ノ救護用等ニ充當ニタルモノニ付テハ必要アル場合ハ之ヲ無償トス

二 現品ハ東京都及ハ政府ニ所在セルモノニ付テハ医薬品統制株式会社其ノ他ノ地域ニ所在セルモノニ付テハ医薬品統制株式会社ノ委託ニ依リ所在地都道府縣卸賣機関が引渡ヲ受クルコト、シ引渡シハ厚生省又ハ都道府縣廳立金ノ下ニ之ヲ實施ス而シテ引渡ヲ受クル場合ニ於テハ医薬品統制株式会社又ハ連府縣卸賣機関ハ立會者ニ對シ受領調書ヲ提出スルモノトス

三 受領調書ト引渡品ト相違アリタル場合ハ其ノ理由ヲ明確ナラシムルコト

四 引渡ヲ受ケタル医薬品其ノ他ノ衛生用物資ニ付医薬品統制株式会社ハ各統制機関ト協議ノ上之ヲ各物資別ニ分別シ医薬品以外ノ物ニ付テハ厚生省又ハ連府縣廳ノ承認ヲ受ケタマハ

物資別統制機關ニ引渡スモノトス

八、三四

五、右運搬品具ノ他ノ衛生用物資ハ一部ヲ震災者及引越者救護用ニ優先的ニ使用シ其ノ他ハ一般救護用ニ充テスルコト尚難災者救護用海外同胞救護等ノ緊急需要ヲ除キ越冬対策其ノ他ノ緊急需要ノ發生ニ備ヘ備蓄ヲ必要トスルモノニ付テハ全量中約三割ヲ之ニ充テスルコト

九  
參  
考  
資  
料

///

0000 0543

九、参考資料

目次

一、内地在住朝鮮人並ニ帰鮮希望者見込数相(昭二〇、九、二五)	一頁
一、内地在住臺灣人相(昭二〇、一、三〇)	二頁
一、内地居住中韓歐人相(昭二〇、一、二五)	三頁
一、邦人引揚輸送実績表(昭二〇、一、三〇)	四頁
一、鮮華人送還輸送実績表(昭二〇、一、三〇)	六頁
一、廿年度方面別帰還輸送実績並ニ感想	七頁
一、南方航空船中帰還輸送ニ就テシテハ船中一覽表	一頁





内地官私採掘煤人数 (昭和二十一年一月二十五日現在)

産別	採掘人数	煤工人数	労務人数	用人数	元来人数	計
北海道	100	100	100	400	100	500
青森県	50	200	200	200	200	2500
岩手県	400	500	500	500	500	2000
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
徳島県						
香川県						
高松県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
熊本県						
大分県						
鹿児島県						
沖縄県						
計	53000	30000	19000	15000	400	180000

備考  
 在外ニ海外ヨリ引揚音  
 福岡県 2350  
 鹿児島県 2500  
 高松県  
 神奈川縣

114

帰還輸送実績表

20-11-30 現在

目的地	入港地	引込人員別計	自九月二日—至九月二十日				自十月一日—至十月三十一日				自十一月一日—至十一月十一日				系 計			
			陸軍人	海軍人	一般人	計	陸軍人	海軍人	一般人	計	陸軍人	海軍人	一般人	計	陸軍人	海軍人	一般人	計
豊成	博多					6772			6772									
豊成	馬		2622	37	3	2732	3427	107	1	2669								6772
○釜山	仙崎		50,124		17,931	27,655	11,510		47,807	39,039	1710		61,049	62,709	37,334		126,067	209,403
	博多		26,297		4,375	32,272	32,394	294	42,077	21,065	12,442	676	81,243	96,581	33,253	770	136,298	211,512
	博多					2,010		827	2,507				2,123	2,123	6,942		3,285	7,827
	博多		46,421		24,106	120,527	52,446		274	2,445	15,435	16,362	104,395	131,413	46,529	770	266,976	481,352
○鎌海	博多							1,231	672	2,235		3,797	850	4,647		4,795	1,071	6,067
○仁川	博多					1,442			733	2,175							733	2,175
	博多					20,223			13	20,225							2	20,225
	博多					21,665			735	22,400							735	22,400
○馬山	博多												110	110			110	110
○洛州島	博多					79			2,971	3,050	436		2,999	3,435	515		5,970	6,485
	博多											20,000		20,000			20,000	20,000
	博多					38,110				38,110							38,110	38,110
	博多					58,110				58,110							58,110	58,110
○大島	伊東		12,540	21		12,360	1,500	20		1,520							13,880	13,880
○八丈島	博多					4,233		194		4,427	7,269	2,326		9,575	11,765	1,191		13,456
○新島	博多		5,635	22		5,657											5,657	5,657
	博多		5,635	22		5,657											11	11
○石垣島	博多																5,635	5,635
	博多							307	3	310	24	298		922	24	1,706	3	1,233
	博多							103		103	24	1,202	7	511		309	7	316
○宮古島	博多					767	1,310	2	1,576	137	60		1238	24	1,517	10	1,549	
	博多																198	198
	博多																198	198
○南島	博多		130	169		299											299	299
	博多					1,529	207		2,376								1,589	3,346
	博多		130	169		299	689		2,346								1,717	2,675
○奄美大島	博多					72	232		401	533	149		1,122	225	273		1,133	1,133
	博多					147	519		666								147	666
	博多																	
○島	博多					219	251		1,070	2,015	147		1,504	1,552			1,552	1,552
	博多					75			95								75	95

裏面白紙

115

II

引揚地	南 洲 列島人員別計	前九月二日—至九月三十日				自十月一日—至十月三十一日				自十一月一日—至十一月三十一日				累 計			
		陸軍人	海軍人	一般民	計	陸軍人	海軍人	一般民	計	陸軍人	海軍人	一般民	計	陸軍人	海軍人	一般民	計
トリス	別 府	188	840		1028									508	840		1348
又	浦 賀					315	73	118	506	2,940	2,041		4,987	2,050	2,123	118	5,595
分	無								354	312			666	254	312		562
南大東島	吳					25	272		297	347	180	2	526	329	112	2	823
	佐世保					17	270		287				17	270			287
	鹿見島								433				433	8			441
	仙 崎									299			299				299
	小 計					42	542		874	717	479		1,270	319	1,122	2	1,856
北大東島	吳						416		416	314			730		416		416
	鹿見島								218	99	4		321	218	99	4	321
	小 計						416		416	582	99	5	687	218	515	4	732
沖大東島	佐世保					217	24	16	317				317	24	16		317
トラク	浦 賀					451	777		1,228	2,326	3,414		5,722	2,719	4,213	71	7,002
ヤッブ	〃					343	1,200	355	1,928	163			1,63	566	1,200	325	2,691
カニ	〃					1,154	1,204		2,358	677	2,128	67	3,804	1,931	2,937	69	5,732
エトビ	〃					317	87		404				404	87			491
ボナ	〃					134	34		168	304	520	28	852	428	604	28	1,070
パカ	〃					1,345	319		2,164				2,164	319			2,483
エト	〃					250	60		310	427	189		616	717	249		966
シロ	〃					410	269		679	124		722	803	544	269	722	1,535
カバ	〃								249	12	14		275	269	13	14	296
カバ	鹿見島					14	3	1,233	1,250	236	3	3,597	3,596	252	6	4,590	4,848
	宇 後								18			3,610	3,610			3,610	3,610
	磯 浜											1,437	1,437	18		1,455	
	小 計					16	3	1,233	1,252	255	3	3,794	3,851	270	6	4,027	4,303
マニラ	鹿見島					3		421	450	3,763	870	581	5,237	3,772	290	1,622	5,184
	吳					2		499	505	182	18	6	260	260	18	497	715
	浦 賀									215	157		372		315	157	529
	小 計					17		920	955	3,945	1,123	740	5,802	3,992	1,123	1,678	6,768
		118,106	1,630	20,109	143,213	141,093	12,676	105,646	258,126	60,528	9,267	158,215	338,250	319,150	12,231	250,370	640,211

裏  
面  
白  
紙

116

送還輸送完請表

20-11-30現在 海軍總局海運課

送還地	送還地	自九月一日 - 至九月三十日			自十月一日 - 至十月三十一日			自十一月一日 - 至十一月三十日			累計			国籍別	
		一般人	軍人	計	一般人	軍人	計	一般人	軍人	計	一般人	軍人	計		
博多	釜山	38,932	1,738	40,670	52,501	4,530	57,031	74,987	360	75,347	166,720	6,278	172,998	鮮人	
	海防				627		627	215		215	1,442		1,442	軍人	
	塘沽							4,371		4,371	4,371		4,371	鮮人軍人計	
	小計	38,932	1,738	40,670	53,128	4,530	57,658	79,573	360	80,933	172,533	6,278	179,411		
三池川	釜山				717		717	227		227	994		994	鮮人	
	"				1,110		1,110				1,000		1,000	"	
	"				569		569	668		668	1,237		1,237	"	
	"							803		803	803		803	"	
	釜		1,506	1,134	2,640						1,506	1,134	2,640	"	
	仙崎		44,168		44,168	61,373	10,977	72,350	65,671	1,056	66,727	191,212	2,155	193,367	"
	舞鶴		785		785	9,933		9,933	3,068		3,168	13,726		13,726	"
	境					2,664		2,664				2,664		2,664	"
	七尾		708		708							708		708	"
	伏木					1,499		1,499				1,499		1,499	"
新岡		521		521	1,042		1,042	742		1,784		1,784	"		
	塘沽				1,696		1,696				1,696		1,696	軍人	
	小計	521		521	3,438		3,438				4,019		4,019	鮮人軍人計	
空箱	釜山				5,186		5,186	3,393		3,393	8,579		8,579	鮮人	
	塘沽				1,534		1,534				1,534		1,534	軍人	
	小計				6,720		6,720	3,393		3,393	10,113		10,113	鮮人軍人計	
小樽	釜山				801		801	1,064		1,064	1,865		1,865	鮮人	
	合計	106,880	3,272	109,752	142,792	5,699	147,271	155,067	1,416	156,483	403,979	10,167	414,146	鮮人軍人計	

421,707

-6-

裏面白紙

117

廿年度方面別帰還輸送実績並ニ予想 20.12.1 海運の海運課

期別	方面別	鮮			中北支			伊豆諸島			小笠原			太平洋方面 南洋諸島 琉球及地等,他			汽船一計			S.S.		S.B.		總計				
		隻数	総吨数	人員	隻数	総吨数	人員	隻数	総吨数	人員	隻数	総吨数	人員	隻数	総吨数	人員	隻数	総吨数	人員	隻数	総吨数	人員	隻数	総吨数	人員	隻数	総吨数	人員
第五 四半期	9月	5	11,267	2,111	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	11,267	2,111	-	-	-	-	-	-	-	-	5	11,267	2,111
第三、四 半期	10月	12	3,612	5,808	1	2,455	3,150	1	2,220	5,157	-	-	-	-	21	62,117	63,600	-	-	-	-	-	-	-	21	62,117	63,600	
	11月	15	13,511	13,016	2	14,208	6,512	2	2,737	11,268	1	1,152	1,000	1	2,497	12,011	22	57,437	52,132	2	4,700	2,575	-	-	20	52,132	47,733	
	12月	23	22,948	12,755	5	2,747	26,000	-	-	-	1	1,152	4,000	4	26,622	12,010	33	122,160	125,550	2	7,000	22,000	6	5,400	10,200	41	131,160	127,250
期別計		55	124,437	246,114	8	26,770	25,663	7	6,207	17,125	2	2,304	5,000	9	35,320	13,201	70	225,711	317,002	8	7,700	25,575	6	5,400	10,200	70	225,011	352,778
第四、四 半期	1月	22	41,225	12,400	8	20,855	45,200	-	-	-	1	1,152	4,000	12	72,816	29,700	43	136,378	171,350	4	4,000	40,000	10	7,000	17,200	57	177,776	208,550
	2月	20	16,025	13,451	2	20,855	45,200	-	-	-	-	-	-	12	72,816	29,700	44	139,756	165,550	7	7,000	20,000	10	9,200	17,200	61	261,156	295,550
	3月	20	26,122	17,450	0	20,855	45,200	-	-	-	-	-	-	12	72,816	29,700	44	139,756	165,550	7	7,000	20,000	10	9,400	17,200	61	261,156	295,550
期別計		70	153,695	37,450	10	20,855	115,600	-	-	-	1	1,152	4,000	26	25,448	89,100	131	355,890	402,450	18	20,000	60,000	30	22,200	51,600	179	612,090	699,650
總計		129	278,132	143,564	32	20,855	1,129,3	7	6,207	17,125	3	3,456	10,000	41	253,768	102,301	212	602,071	943,207	26	25,700	205,575	36	32,600	118,000	274	861,571	1,216,648

1. 本展一般船ノミニシテ海運課船海軍艦隊等口船ニシテノハナシ
2. 前十一月廿六日至十一月廿四日間に、尖閣米洋一付積定ニシテノ船出ス
3. 現在試航中ノモノヲ除キ、今後北支方面ニ専用半口船ニシテ
4. 現在北支方面ニシテノ船出スルニシテ、將來北支方面ニシテノ船出スルニシテ、南洋諸島、琉球、地等
5. 南洋太平洋方面ニシテノ船出スルニシテ
6. 現在北支方面ニシテノ船出スルニシテ、今後北支方面ニシテノ船出スルニシテ、南洋諸島、琉球、地等

裏面  
白紙  
原本  
不良

南群方面

(1)

地名	一 月				二 月				三 月				備 考			
	船隻数	船隻総トン	人員数	人員総トン	船隻数	船隻総トン	人員数	人員総トン	船隻数	船隻総トン	人員数	人員総トン				
日 産	3,707	2,100	7	1,110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	一、取付北支 海船の予定
南 宮	1,225	800	7	5,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	"
二 次 船	1,908	800	7	5,100	1,908	800	7	5,100	1,908	800	7	5,100	1,908	800	7	5,100
雲 仙 船	3,140	1,500	10	1,100	1,140	1,500	10	1,500	2,140	1,500	10	1,500	2,140	1,500	10	1,500
雲 會	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1. 準備中
天 花 船	1,118	800	7	5,100	1,118	800	7	5,100	1,118	800	7	5,100	1,118	800	7	5,100
北 鮮 船	2,256	1,500	7	10,500	2,256	1,500	7	10,500	2,256	1,500	7	10,500	2,256	1,500	7	10,500
江 等 船	2,223	2,300	7	10,100	2,223	2,300	7	10,100	2,223	2,300	7	10,100	2,223	2,300	7	10,100
江 朝 船	726	700	7	4,900	926	700	7	4,900	926	700	7	4,900	926	700	7	4,900
泰 北 船	1,380	1,000	7	7,000	1,380	1,000	7	7,000	1,380	1,000	7	7,000	1,380	1,000	7	7,000
大 隔 船	1,224	800	7	5,100	1,224	800	7	5,100	1,224	800	7	5,100	1,224	800	7	5,100
所 博 船	1,226	1,000	7	7,000	1,226	1,000	7	7,000	1,226	1,000	7	7,000	1,226	1,000	7	7,000
元 平 船	725	500	7	3,500	725	500	7	3,500	725	500	7	3,500	725	500	7	3,500
光 濟 船	1,018	700	7	4,900	1,018	700	7	4,900	1,018	700	7	4,900	1,018	700	7	4,900
戸 上 山 船	914	300	15	450	914	300	15	450	914	300	15	450	914	300	15	450
興 昌 船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町 大 空 船	1,263	800	15	1,263	1,263	800	15	1,263	1,263	800	15	1,263	1,263	800	15	1,263
北 通 船	1,947	800	15	1,947	1,947	800	15	1,947	1,947	800	15	1,947	1,947	800	15	1,947
英 彦 船	6,228	3,000	15	4,500	6,228	3,000	15	4,500	6,228	3,000	15	4,500	6,228	3,000	15	4,500
保 像 船	3,310	1,000	15	1,500	3,310	1,000	15	1,500	3,310	1,000	15	1,500	3,310	1,000	15	1,500
雪 川 船	4,502	2,000	1	2,100	4,502	2,000	1	2,100	4,502	2,000	1	2,100	4,502	2,000	1	2,100
新 満 船	2,069	1,000	15	1,500	2,069	1,000	15	1,500	2,069	1,000	15	1,500	2,069	1,000	15	1,500
山 村 船	6,259	3,000	15	4,500	6,259	3,000	15	4,500	6,259	3,000	15	4,500	6,259	3,000	15	4,500
洋 船	1,222	3,000	15	4,500	1,222	3,000	15	4,500	1,222	3,000	15	4,500	1,222	3,000	15	4,500
北 船	1,450	600	15	900	1,450	600	15	900	1,450	600	15	900	1,450	600	15	900
徳 船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
夜 船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	42,908			27,580	42,908			27,580	42,908			27,580	42,908			27,580

裏面白紙  
原本不良

119

中北支方面

(2)

種 別	十 二 月				一 月				二 月				三 月				備 考
	総人数	船乗人数	一月間乗人数	一月間乗人数													
江 島	6,235	3,000	15	4,500	6,235	3,000	15	4,500	6,235	3,000	15	4,500	6,235	3,000	15	4,500	
栄 堂	6,800	3,000	15	4,500	6,800	3,000	15	4,500	6,800	3,000	15	4,500	6,800	3,000	15	4,500	
辰 日	6,273	3,000	2	6,000	6,273	3,000	2	6,000	6,273	3,000	2	6,000	6,273	3,000	2	6,000	
明 後	6,869	3,000	2	6,000	6,869	3,000	2	6,000	6,869	3,000	2	6,000	6,869	3,000	2	6,000	
白 老	-	-	-	-	3,121	3,000	15	3,000	3,121	3,000	15	3,000	3,121	3,000	15	4,500	
河 宮	-	-	-	-	1,125	800	15	1,200	1,125	800	15	1,200	1,125	800	15	1,200	
橋 津	9,670	5,000	1	5,000	9,670	5,000	2	10,000	9,670	5,000	2	10,000	9,670	5,000	2	10,000	
熊 河	-	-	-	-	7,500	5,000	2	10,000	7,500	5,000	2	10,000	7,500	5,000	2	10,000	
合 計	37,047	-	-	25,000	50,855	-	-	45,200	50,255	-	-	45,200	50,855	-	-	45,200	

小笠原方面

安 原	1,122	1,000	4	4,000	1,122	1,000	4	4,000	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1,122	1,000	4	4,000	1,122	1,000	4	4,000	-	-	-	-	-	-	-	-

裏面白紙

原本不良

120

太平洋方面印南洋諸島其他

(3)

船名	十一月				十二月				一月				二月				備考
	船数	噸位	人員	人員													
信濃丸	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	
海防丸	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	
有馬丸	-	-	-	-	1	1,500	1	1,500	1	1,500	1	1,500	1	1,500	1	1,500	
日海丸	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	
彌彦丸	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	
大和丸	-	-	-	-	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	
大和丸	-	-	-	-	1	2,000	1	2,000	1	2,000	1	2,000	1	2,000	1	2,000	
日海丸	-	-	-	-	1	2,000	1	2,000	1	2,000	1	2,000	1	2,000	1	2,000	
大和丸	-	-	-	-	1	1,000	1	1,000	1	1,000	1	1,000	1	1,000	1	1,000	
大和丸	-	-	-	-	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	
大和丸	-	-	-	-	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	
大和丸	-	-	-	-	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	
合計	26,433			12,000	22,816			29,700	22,816			29,700	22,816			29,700	

S.S. S.B  
南洋方面

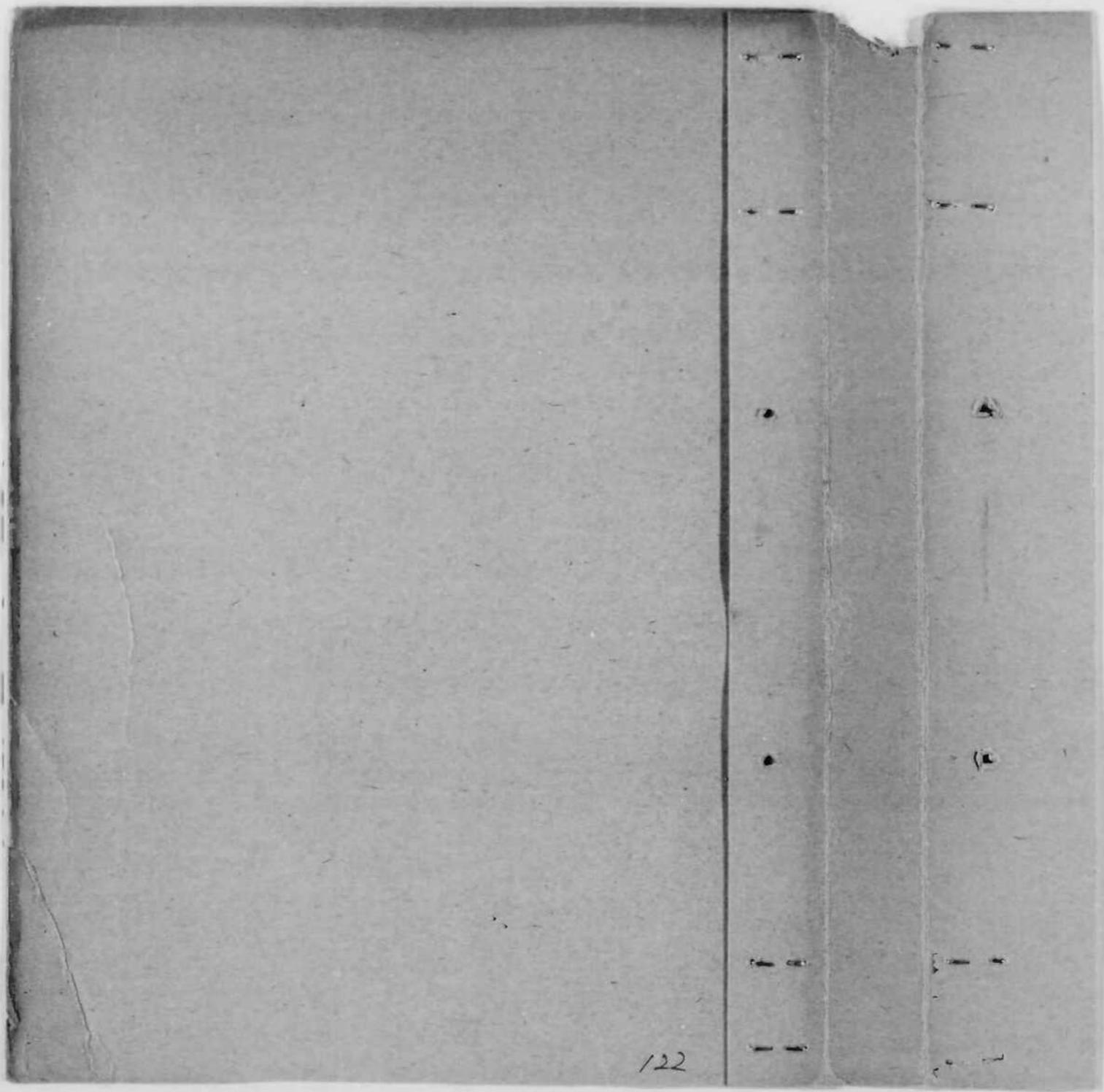
S.B 102	10,000	1,000	10	10,000	1,000	1,000	10	10,000	1,000	1,000	10	10,000	1,000	1,000	10	10,000
+ 117	10,000	1,000	10	10,000	1,000	1,000	10	10,000	1,000	1,000	10	10,000	1,000	1,000	10	10,000
- 126	-	-	-	-	1,000	1,000	10	10,000	1,000	1,000	10	10,000	1,000	1,000	10	10,000
+ 127	-	-	-	-	1,000	1,000	10	10,000	1,000	1,000	10	10,000	1,000	1,000	10	10,000
+ 103	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000	1,000	10	10,000	1,000	1,000	10	10,000
+ 116	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000	1,000	10	10,000	1,000	1,000	10	10,000
合計					4,000			4,000	7,000			70,000	7,000			70,000

沖繩方面其他

S.S 12	250	600	3	1,800	250	600	3	1,800	250	600	3	1,800	250	600	3	1,800	吉
+ 13	250	600	3	1,800	250	600	3	1,800	250	600	3	1,800	250	600	3	1,800	吉
+ 18	250	600	3	1,800	250	600	3	1,800	250	600	3	1,800	250	600	3	1,800	吉
+ 19	250	600	3	1,800	250	600	3	1,800	250	600	3	1,800	250	600	3	1,800	吉
S.B 109	1,000	500	3	1,500	1,000	500	3	1,500	1,000	500	3	1,500	1,000	500	3	1,500	大
+ 110	1,000	500	3	1,500	1,000	500	3	1,500	1,000	500	3	1,500	1,000	500	3	1,500	大
+ 111	-	-	-	-	1,000	500	3	1,500	1,000	500	3	1,500	1,000	500	3	1,500	大
+ 114	-	-	-	-	1,000	500	4	2,000	1,000	500	4	2,000	1,000	500	4	2,000	大
+ 119	-	-	-	-	1,000	500	4	2,000	1,000	500	4	2,000	1,000	500	4	2,000	大
+ 122	-	-	-	-	1,000	500	3	1,500	1,000	500	3	1,500	1,000	500	3	1,500	大
合計	5,400			10,200	9,400			17,200	9,400			17,200	9,400			17,200	

裏面白紙  
原本不良

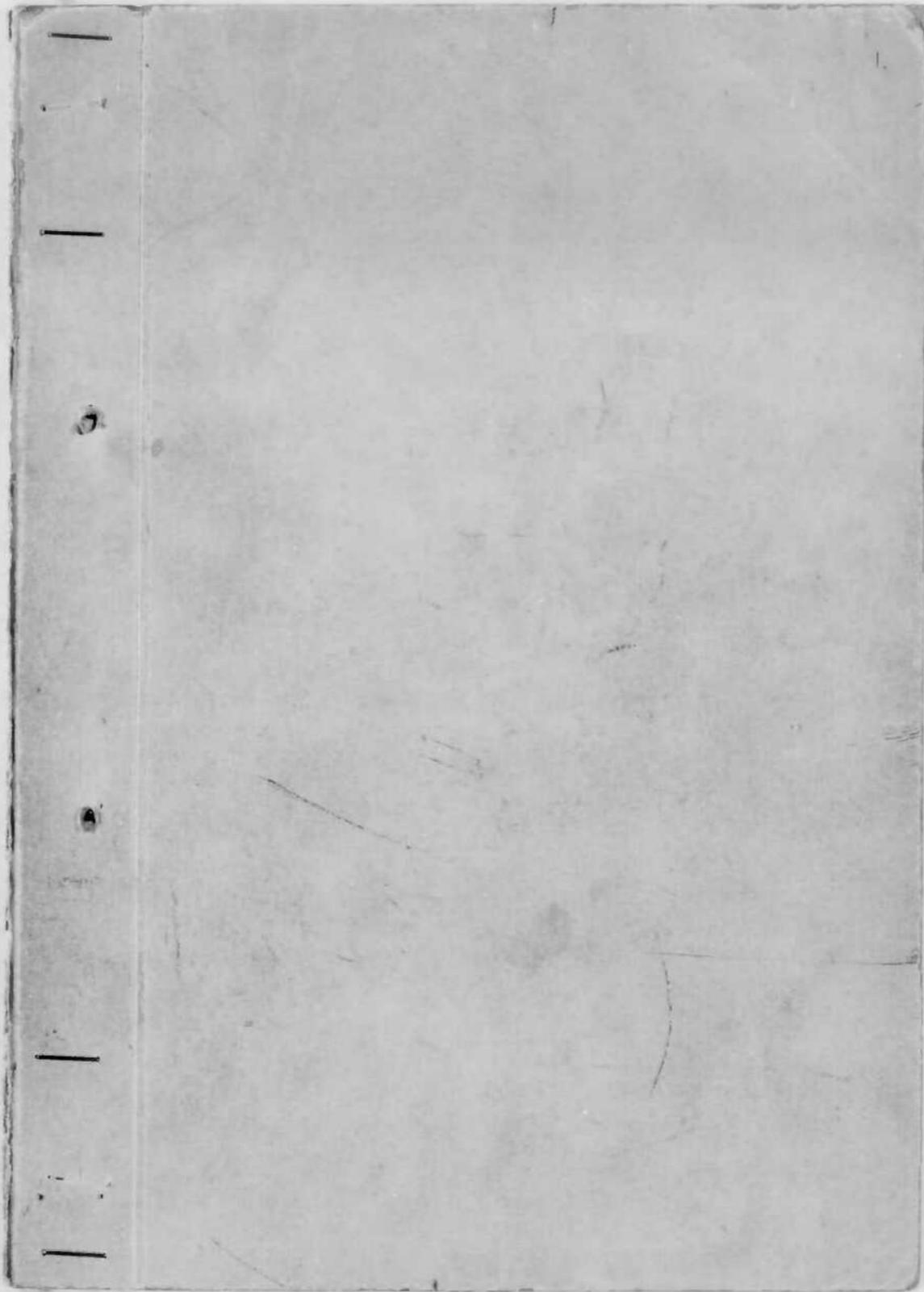
12/11



122

0000 0555

外地及外國引揚者保護關係一冊(四三)



0000 0557